

改正後		改正前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
11 事業形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、総売上(収入)に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。	
	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。	
	(3) 売上区分	総売上(収入)に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。	
12 主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況については、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況については、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況については、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況については、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ(畳)・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造(又は作業)の工程と関連させて記載してください。	
(削除)			
14 帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業(生産)指示簿、作業(生産)日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上口計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌など。	
15 税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。	
17 月別の売上高等の状況		売上(収入)高、売上(収入)原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上(収入)がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要な科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額(役員に対するものを含む。)を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額(年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額)を円単位で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員(役員を含む。)を記載してください。	
18 当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。	
9 事業形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、総売上(収入)に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。	
	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。	
	(3) 売上区分	総売上(収入)に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。	
10 主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況については、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況については、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況については、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況については、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ(畳)・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造(又は作業)の工程と関連させて記載してください。	
11 インターネットの利用状況	(1) インターネット	インターネットバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。	
	(2) ファームバンキングの利用	ファームバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。	
13 帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業(生産)指示簿、作業(生産)日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上口計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌など。	
14 税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。	
16 月別の売上高等の状況		売上(収入)高、売上(収入)原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上(収入)がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要な科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額(役員に対するものを含む。)を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額(年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額)を記載してください。 5 「従事員数」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額に相当する人員(役員を含む。)を記載してください。	
17 当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。	

改 正 後		改 正 前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
納 税 地 〒 法 人 名 等 代表者氏名 殿 平成 第 年 月 日 税 務 署 長 印 納 税 申 告 書 更 正 の 請 求 書の 移 送 通 知 書 貴法人から平成 年 月 日付で提出された の 納 税 申 告 書 更正の請求書 につ いては、下記の理由により 税務署長に移送しましたので通知します。 なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。 記 1 移送する納税申告書・更正の請求書 2 移送の理由 3 移送する関係書類、物件 4 参考事項 (規格A4) 20.06改正 (法0401-2)		納 税 地 〒 法 人 名 代表者氏名 殿 平成 第 年 月 日 税 務 署 長 印 納 税 申 告 書 更 正 の 請 求 書の 移 送 通 知 書 貴法人から平成 年 月 日付で提出された の 納 税 申 告 書 更正の請求書 につ いては、下記の理由により 税務署長に移送しましたので通知します。 なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。 記 1 移送する納税申告書・更正の請求書 2 移送の理由 3 移送する関係書類、物件 4 参考事項 (規格A4) 13.07改正 (法0401-2)	

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納税申告書の移送通知書 更正の請求書 1 使用目的 「納税申告書の移送書通知書」(法0401-2)は、国税通則法第21条第3項又は同法第23条第7項の規定による更正の請求書 場合等、現在の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長に移送した旨を納税者に通知するために使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>「納税申告書・更正の請求書」</td><td>標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。</td></tr><tr><td>「.....提出されたの.....」</td><td>本文中の「.....提出されたの.....」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。</td></tr><tr><td>移送する納税申告書・更正の請求書</td><td>移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成○年○月○日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成○年○月○日課税期間の更正の請求書」等と記載する。</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td>上記使用目的に掲げる場合に依じ、その理由を記載する。</td></tr></table> (注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書の移送書」と複写で記載する。 更正の請求書 3 送付にあたっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に通知書等を提出する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項目	内容	「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。	「.....提出されたの.....」	本文中の「.....提出されたの.....」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。	移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成○年○月○日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成○年○月○日課税期間の更正の請求書」等と記載する。	移送の理由	上記使用目的に掲げる場合に依じ、その理由を記載する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納税申告書の移送通知書 更正の請求書 1 使用目的 「納税申告書の移送書通知書」(法0401-2)は、国税通則法第21条第3項又は同法第23条第7項の規定による更正の請求書 場合等、現在の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長に移送した旨を納税者に通知するために使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>「納税申告書・更正の請求書」</td><td>標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。</td></tr><tr><td>「.....提出されたの.....」</td><td>本文中の「.....提出されたの.....」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。</td></tr><tr><td>移送する納税申告書・更正の請求書</td><td>移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成○年○月○日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成○年○月○日課税期間の更正の請求書」等と記載する。</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td>上記使用目的に掲げる場合に依じ、その理由を記載する。</td></tr></table> (注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書の移送書」と複写で記載する。 更正の請求書 (追加) (追加)	項目	内容	「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。	「.....提出されたの.....」	本文中の「.....提出されたの.....」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。	移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成○年○月○日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成○年○月○日課税期間の更正の請求書」等と記載する。	移送の理由	上記使用目的に掲げる場合に依じ、その理由を記載する。
項目	内容																				
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。																				
「.....提出されたの.....」	本文中の「.....提出されたの.....」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。																				
移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成○年○月○日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成○年○月○日課税期間の更正の請求書」等と記載する。																				
移送の理由	上記使用目的に掲げる場合に依じ、その理由を記載する。																				
項目	内容																				
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。																				
「.....提出されたの.....」	本文中の「.....提出されたの.....」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。																				
移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成○年○月○日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成○年○月○日課税期間の更正の請求書」等と記載する。																				
移送の理由	上記使用目的に掲げる場合に依じ、その理由を記載する。																				

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付 (注) してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 (注) 1

×

延滞税の割合
7.3% (注) 2
(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)

×

期 間（日 数）
(注) 3
法定納期限の翌日から完納の日まで

=

延 滞 税 の 額 (注) 4

365

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で適用することとなります。
具体的な割合は、次のとおりです。

・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準制利率+4%」のいずれか低い割合

・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから御注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条）

② 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）

③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容に不明な点がありましたら速速なく当税務署にお問い合わせください。

7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科 目	翌期首現在利益積立金額	科 目	翌期首現在利益積立金額
利 益 準 備 金			
積 立 金			
		繰 越 損 益 金	
		納 税 充 当 金	
		未 納 法 人 税	△
		未 納 都 道 府 県 民 税	△
		未 納 市 町 村 民 税	△
		差 引 合 計 額	

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 (注) 1

×

延滞税の割合
7.3% (注) 2
(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)

×

期 間（日 数）
(注) 3
法定納期限の翌日から完納の日まで

=

延 滞 税 の 額 (注) 4

365

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で適用することとなります。
具体的には次のとおりです。

・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合

・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから御注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条）

② 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）

③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容に不明な点がありましたら速速なく当税務署にお問い合わせください。

7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科 目	翌期首現在利益積立金額	科 目	翌期首現在利益積立金額
利 益 準 備 金			
積 立 金			
		繰 越 損 益 金	
		納 税 充 当 金	
		未 納 法 人 税	△
		未 納 都 道 府 県 民 税	△
		未 納 市 町 村 民 税	△
		差 引 合 計 額	

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額
(注) 1

×

延滞税の割合

7. 3 % (注) 2
(納期限の翌日から2月を経過
した日以後は14. 6 %)

×

期 間 (日 数)
(注) 3

法定納期限の翌日
から完納の日まで

=

延 滞 税 の 額
(注) 4

365

(注) 1 本税の額が10, 000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で適用することになります。
具体的な割合は、次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7. 3 %」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4 %」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14. 6 %」

3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自 至 ）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

4 延滞税の額が1, 000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

5 内容に不明な点がありましたら速速なく当税務署にお問い合わせください。

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額
(注) 1

×

延滞税の割合

7. 3 % (注) 2
(納期限の翌日から2月を経過
した日以後は14. 6 %)

×

期 間 (日 数)
(注) 3

法定納期限の翌日
から完納の日まで

=

延 滞 税 の 額
(注) 4

365

(注) 1 本税の額が10, 000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で適用することになります。
具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7. 3 %」と「前年の11月30日の公定歩合＋4 %」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14. 6 %」

3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自 至 ）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

4 延滞税の額が1, 000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

5 内容に不明な点がありましたら速速なく当税務署にお問い合わせください。

改正後		改正前																																																																		
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																		
(廃止)		<table><tr><td>納税地</td><td></td><td>第 号 年 月 日</td></tr><tr><td>受託者の 名称</td><td></td><td>税 務 署 長</td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td>殿</td><td>財務事務官 印</td></tr></table>	納税地		第 号 年 月 日	受託者の 名称		税 務 署 長	代 表 者 氏 名	殿	財務事務官 印																																																									
納税地		第 号 年 月 日																																																																		
受託者の 名称		税 務 署 長																																																																		
代 表 者 氏 名	殿	財務事務官 印																																																																		
		特定信託の各計算期間の所得に対する法人税額等の 加算税の賦課決定通知書																																																																		
		自 年 月 日 計算期間分()の次の特定信託の所得に対する法人税について、下記のとおり 至 年 月 日 法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。																																																																		
		特定信託の名称																																																																		
		記																																																																		
		<table><tr><th colspan="2">摘 要</th><th>申告又は更正前の金額</th><th>更正又は決定の金額</th></tr><tr><td colspan="2">所得金額又は欠損金額</td><td>1 円</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">法人税額</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">土地譲渡 利益金</td><td>課税土地譲渡利益金額</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">留 保</td><td>課税留保金額</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">法人税額計</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">控除所得税額等</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引所得に対する法人税額</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">還付所得税額等</td><td>10</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">欠 損 繰 戻 し</td><td>還 付 金 額</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td>減少する還付加算金</td><td>12</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引合計法人税額</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">既に納付の確定した本税額</td><td>14</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引納付すべき又は減少(- 印)する法人税額</td><td>15</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td><td>16</td><td></td></tr></table>		摘 要		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	所得金額又は欠損金額		1 円	円	法人税額		2		土地譲渡 利益金	課税土地譲渡利益金額	3		同上に対する税額	4		留 保	課税留保金額	5		同上に対する税額	6		法人税額計		7		控除所得税額等		8		差引所得に対する法人税額		9		還付所得税額等		10		欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	11		減少する還付加算金	12		差引合計法人税額		13		既に納付の確定した本税額		14		差引納付すべき又は減少(- 印)する法人税額		15		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		16	
摘 要		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額																																																																	
所得金額又は欠損金額		1 円	円																																																																	
法人税額		2																																																																		
土地譲渡 利益金	課税土地譲渡利益金額	3																																																																		
	同上に対する税額	4																																																																		
留 保	課税留保金額	5																																																																		
	同上に対する税額	6																																																																		
法人税額計		7																																																																		
控除所得税額等		8																																																																		
差引所得に対する法人税額		9																																																																		
還付所得税額等		10																																																																		
欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	11																																																																		
	減少する還付加算金	12																																																																		
差引合計法人税額		13																																																																		
既に納付の確定した本税額		14																																																																		
差引納付すべき又は減少(- 印)する法人税額		15																																																																		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		16																																																																		
		<table><tr><th colspan="4">賦課した加算税の額の計算明細</th></tr><tr><th colspan="2">区 分</th><th>加算税の基礎となる税額</th><th>加算税の額</th></tr><tr><td rowspan="2">申告 加 算 税</td><td>賦課決定額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>変更決定後の賦課決定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">重 加 算 税</td><td>賦課決定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>変更決定後の賦課決定額</td><td></td><td></td></tr></table>		賦課した加算税の額の計算明細				区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額	申告 加 算 税	賦課決定額	円	円	変更決定後の賦課決定額			重 加 算 税	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額																																													
賦課した加算税の額の計算明細																																																																				
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額																																																																	
申告 加 算 税	賦課決定額	円	円																																																																	
	変更決定後の賦課決定額																																																																			
重 加 算 税	賦課決定額																																																																			
	変更決定後の賦課決定額																																																																			
		<table><tr><td>この通知により納付すべき又は 減少(- 印)する税額</td><td></td><td>この通知書に係る処分は、</td><td>の職員の調査に基づいて行いました。</td></tr><tr><td>本 税 の 額</td><td>円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>無申告加算税</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>過少申告加算税</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>重 加 算 税</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		この通知により納付すべき又は 減少(- 印)する税額		この通知書に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。	本 税 の 額	円			無申告加算税				過少申告加算税				重 加 算 税																																																
この通知により納付すべき又は 減少(- 印)する税額		この通知書に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。																																																																	
本 税 の 額	円																																																																			
無申告加算税																																																																				
過少申告加算税																																																																				
重 加 算 税																																																																				

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廢 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算してください。
- 3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

納付すべき本税の額 (注)1	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">延滞税の割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.3% (注)2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%〕</td> </tr> </table>	延滞税の割合	7.3% (注)2	〔納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%〕	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期間(日数) (注)3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定納期限の翌日から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間(日数) (注)3	法定納期限の翌日から完納の日まで	延滞税の額 (注)4
延滞税の割合										
7.3% (注)2										
〔納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%〕										
期間(日数) (注)3										
法定納期限の翌日から完納の日まで										

=

- (注) 1 本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額が 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位 (1/1 ~ 12/31) で適用することとなります。
具体的な割合は、次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の 1 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率 + 4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間 (日数)」に特例が設けられていますから御注意ください。
期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正があったとき (偽りその他の不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第 6 1 条)
- 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 (国税通則法施行令第 25 条第 1 号)
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合 (国税通則法施行令第 25 条第 3 号)
- 4 延滞税の額が 1,000 円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 5 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 6 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

[illegible]

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	不服申立て等について 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税 務 署 長 対 して 異 議 申 立 て 又 は 国 税 不 服 審 判 所 長 (提 出 先 は、 国 税 不 服 審 判 所 首 席 国 税 審 判 官) 対 して 審 査 請 求 を する こと が でき ます。 - 異議申立て (法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて いないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え (以下 「取消訴訟」といいます。) を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に 国 税 局 長 対 して 異 議 申 立 て 又 は 国 税 不 服 審 判 所 長 (提 出 先 は、 国 税 不 服 審 判 所 首 席 国 税 審 判 官) 対 して 審 査 請 求 を する こと が でき ます ○ 異 議 申 立 て (法 定 の 異 議 申 立 期 間 経 過 後 に さ れ た も の そ の 他 そ の 申 立 て が 適 法 に さ れ て い な い も の を 除 き ます 。) に つ い て の 決 定 が あ っ た 場 合 に お い て、当 該 決 定 を 経 た 後 の 処 分 に な お 不 服 が あ る と き は、当 該 異 議 申 立 て を し た 方 は、異 議 決 定 書 の 謄 本 の 送 達 が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 月 以 内 に 国 税 不 服 審 判 所 長 対 して 審 査 請 求 を す る こと が でき ます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審 査 請 求 に つ い て 裁 決 が あ っ た 場 合 に お い て、当 該 裁 決 を 経 た 後 の 処 分 に な お 不 服 が あ る と き は、当 該 審 査 請 求 を し た 方 は、裁 判 所 対 して 処 分 の 取 消 し の 訴 え (以 下 「 取 消 訴 訟 」 と い い ます 。) を 提 起 す る こと が でき ます。 ○ 取 消 訴 訟 の 被 告 と す べ き 者 は 国 (代 表 者 法 務 大 臣) と な り ます。 ○ 取 消 訴 訟 は、裁 決 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 月 を 経 過 し た と き 又 は 当 該 裁 決 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 し た と き は、提 起 す る こと が でき ま せ ん。 ○ 取 消 訴 訟 は、審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 を 経 た 後 で な け れ ば 提 起 す る こと が でき ませ ん が、次 の い ず れ か に 該 当 す る と き は、審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 を 経 ず し て 訴 訟 を 提 起 す る こと が でき ます。 (1) 審 査 請 求 が さ れ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 月 を 経 過 し て も 裁 決 が な い と き。 (2) 更 正 決 定 等 の 取 消 し を 求 め る 訴 え を 提 起 し た 方 が、そ の 訴 訟 の 係 属 し て い る 間 に 当 該 更 正 決 定 等 に 係 る 国 税 の 課 税 標 準 等 又 は 税 額 等 に つ い て さ れ た 他 の 更 正 決 定 等 の 取 消 し を 求 め よ う と す る と き。 (3) 異 議 申 立 て に つ い て の 決 定 又 は 審 査 請 求 に つ い て の 裁 決 を 経 る こ と に よ り 生 ず る 著 し い 損 害 を 避 け る た め 緊 急 の 必 要 が あ る と き、そ の 他 そ の 決 定 又 は 裁 決 を 経 な い こ と に つ き 正 当 な 理 由 が あ る と き。

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て (法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え (以下「取消訴訟」といいます。) を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
法人名	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

印

法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり法人税に係る加算税を賦課決定します。

事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。
(注) 納付書表裏にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

納税地	
法人名	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

印

法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり法人税に係る加算税を賦課決定します。

事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一円)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後			改 正 前									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)			(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)									
(廃 止)			<table><tr><td>納 税 地</td><td></td></tr><tr><td>受 託 者 の 名 称</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td>殿</td></tr></table>	納 税 地		受 託 者 の 名 称		代 表 者 氏 名	殿	第 号 年 月 日	税 務 署 長 財務事務官 印	
納 税 地												
受 託 者 の 名 称												
代 表 者 氏 名	殿											
特定信託に係る法人税の加算税の賦課決定通知書												
次の特定信託に係る法人税について下記のとおり加算税を賦課決定します。												
特定信託の名称												
記												
計 算 期 間		区 分		加算税の計算の基礎となる税額		加算税額						
自 年 月 日 至 年 月 日 ()		申 告 加算税	賦課決定額		円		円					
			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額									
			この通知により納付すべき加算税の額 又は減少 (- 印) する加算税の額									
		重 加 算 税	賦課決定額									
			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額									
			この通知により納付すべき加算税の額 又は減少 (- 印) する加算税の額									
自 年 月 日 至 年 月 日 ()		申 告 加算税	賦課決定額									
			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額									
			この通知により納付すべき加算税の額 又は減少 (- 印) する加算税の額									
		重 加 算 税	賦課決定額									
			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額									
			この通知により納付すべき加算税の額 又は減少 (- 印) する加算税の額									
自 年 月 日 至 年 月 日 ()		申 告 加算税	賦課決定額									
			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額									
			この通知により納付すべき加算税の額 又は減少 (- 印) する加算税の額									
		重 加 算 税	賦課決定額									
			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額									
			この通知により納付すべき加算税の額 又は減少 (- 印) する加算税の額									
○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行 (本店、支店、 代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。 なお、納付書には、納付すべき加算税の額を計算期間ごとにそれぞれ別葉にして書いてください。												
この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。												

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	不服申立て等について 【不服申立てについて】 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 ○ 至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 計算期間分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後				改正前			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)			
納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名			法第 号 平成 年 月 日	納 税 地 法 人 名 代 氏 表 者 名			法第 号 平成 年 月 日
			殿				殿
税 務 署 長 財務事務官 印				税 務 署 長 財務事務官 印			
青色申告の承認の取消通知書				青色申告の承認の取消通知書			
貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 1 項第四号に該当する ので、自平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。 至平成 年 月 日				貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 1 項第四号に該当する ので、自平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。 至平成 年 月 日			
(取消処分の基因となった事実)				(取消処分の基因となった事実)			
自 年 月 日 至 年 月 日				自 年 月 日 至 年 月 日			
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。				この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。			
(規格 A 4)				(規格 A 4)			
20 . 06 改正 (法 1 3 0 4)				17 . 03 改正 (法 1 3 0 4)			

改 正 後

公　　示　　　送　　　達　　　書		
平成 年 月 日 下記の書類は当税務署 部門に保管していますので、来署の上受領 してください。 税 務 署 長 財 務 事 務 官 印		
送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者	納 税 地 法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名 代 表 者 氏 名	
送達する書類の 名 称		
(注意) 国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

（規格Ａ４）

(法 1 2 1 4)

(規格 A 4)

改正前

公 示 送 達 書		
平成 年 月 日 下記の書類は当税務署 部門に保管していますので、来署の上受領 してください。 税 務 署 長 財 務 事 務 官 印		
送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者	納 税 地	
	法 人 名 又 は 源泉徴収義務者名	
	代 表 者 氏 名	
送達する書類の 名 称		
（注意） 国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過した ときに書類の送達があったものとみなされます。		

（規格 A 4）

(法 1 2 1 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前																
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																
公 示 送 達 書	公 示 送 達 書																
1 使用目的 「公示送達書」(法 1214) は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。	1 使用目的 「公示送達書」(法 1214) は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。																
2 作成部数等 この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。 決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。	2 作成部数等 この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。 決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。																
3 記載要領	3 記載要領																
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>公示をした日を記載する。</td></tr><tr><td>当税務署 部門</td><td>空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。</td></tr><tr><td>送 達 する 書 類 の 名 称</td><td>例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書..... 1 通 □ 自平成○○年○月○日事業年度分の「法人税額等の更正通知書」..... 1 通 至平成○○年○月○日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書..... 1 通 のように記載する。</td></tr></table>	項 目	内 容	平成 年 月 日	公示をした日を記載する。	当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。	送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書..... 1 通 □ 自平成○○年○月○日事業年度分の「法人税額等の更正通知書」..... 1 通 至平成○○年○月○日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書..... 1 通 のように記載する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>公示をした日を記載する。</td></tr><tr><td>当税務署 部門</td><td>空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。</td></tr><tr><td>送 達 する 書 類 の 名 称</td><td>例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書..... 1 通 □ 自平成○○年○月○日事業年度分の「法人税額等の更正通知書」..... 1 通 至平成○○年○月○日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書..... 1 通 のように記載する。</td></tr></table>	項 目	内 容	平成 年 月 日	公示をした日を記載する。	当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。	送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書..... 1 通 □ 自平成○○年○月○日事業年度分の「法人税額等の更正通知書」..... 1 通 至平成○○年○月○日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書..... 1 通 のように記載する。
項 目	内 容																
平成 年 月 日	公示をした日を記載する。																
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。																
送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書..... 1 通 □ 自平成○○年○月○日事業年度分の「法人税額等の更正通知書」..... 1 通 至平成○○年○月○日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書..... 1 通 のように記載する。																
項 目	内 容																
平成 年 月 日	公示をした日を記載する。																
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。																
送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書..... 1 通 □ 自平成○○年○月○日事業年度分の「法人税額等の更正通知書」..... 1 通 至平成○○年○月○日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書..... 1 通 のように記載する。																
4 留意事項	(追 加)																
○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。																	

改正後												改正前																																			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																															
納税管理人届出書 整理番号												納税管理人届出書 整理番号																																			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿						(フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 又 は 名 称 (フリガナ) 代 表 者 氏 名			(〒) (電話 - -)			(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法 人 の 場 合) 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 届 出 者 と の 続 柄 (関 係) 職 業 又 は 事 業 内 容						(〒) (電話 - -)			(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法 人 の 場 合) 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 届 出 者 と の 続 柄 (関 係) 職 業 又 は 事 業 内 容						(〒) (電話 - -)																				
税の納税管理人として次の者を定めたので届け出ます。																																															
納 税 管 理 人 を 定 め た 理 由																																															
そ の 他 参 考 事 項																																															
税 理 士 署 名 押 印						印 (電話 - -)																																									
税 務 署 処 理 欄												整理 番号		業種 番号		部門 番号		入力		名簿		税 務 署 処 理 欄												整理 番号		業種 番号		部門 番号		入力		名簿					
20.06改正												(法1202)												13.07改正												(法1202)											

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納 税 管 理 人 届 出 書 1 提出すべき場合 この届出書は、納税管理人を選任した場合に提出するものです。 2 提出先 この届出書は、納税義務者の納税地の所轄税務署長に提出してください。 3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納 税 管 理 人 届 出 書 1 提出すべき場合 この届出書は、納税管理人を選任した場合に提出するものです。 2 提出先 この届出書は、納税義務者の納税地の所轄税務署長に提出してください。 (追 加)

改 正 後													改 正 前																																						
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																										(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																									
納税管理人解任届出書 整理番号													納税管理人解任届出書 整理番号																																						
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿													税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																																						
(フリガナ) 納 税 地 (〒) (電話 - -)													(フリガナ) 納 税 地 (〒) (電話 - -)																																						
(フリガナ) 法人名等又は名称													(フリガナ) 法人名又は名称																																						
(フリガナ) 代 表 者 氏 名 印													(フリガナ) 代 表 者 氏 名 印																																						
____年____月____日に届出した _____税の納税管理人を解任したので届け出ます。																																																			
解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法 人 の 場 合) 本店又は主たる事務所の所在地 (〒) (電話 - -)												解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法 人 の 場 合) 本店又は主たる事務所の所在地 (〒) (電話 - -)																																					
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及び代表者氏名 印													(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及び代表者氏名 印																																					
納税地	現 在 の 納 税 地												納税地	現 在 の 納 税 地																																					
	選 任 し て い た と き の 納 税 地													選 任 し て い た と き の 納 税 地																																					
納税管理人を解任した理由													納税管理人を解任した理由																																						
そ の 他 参 考 事 項													そ の 他 参 考 事 項																																						
税 理 士 署 名 押 印													税 理 士 署 名 押 印																																						
(電話 - -) 印													(電話 - -) 印																																						
税 務 署 処 理 欄													税 務 署 処 理 欄																																						
整理番号		業種番号		部門番号		入力		名簿		整理番号		業種番号		部門番号		入力		名簿																																	
20・06改正													13・07改正																																						
(法1202)													(法1202)																																						

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納税管理人解任届出書 1 提出すべき場合 この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。 2 記載要領及び提出先 「納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一の場合は、「現在の納税地」欄にその納税地を記入してその納税地の所轄税務署長に提出してください。 また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記入してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。 この場合は、「異動届出書」を別途提出する必要はありません。 3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納税管理人解任届出書 1 提出すべき場合 この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。 2 記載要領及び提出先 「納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一の場合は、「現在の納税地」欄にその納税地を記入してその納税地の所轄税務署長に提出してください。 また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記入してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。 この場合は、「異動届出書」を別途提出する必要はありません。 <u>(追 加)</u>

改 正 後														改 正 前																					
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																			
申告期限の延長申請書														整理番号				申告期限の延長申請書														整理番号			
														連結グループ整理番号																		連結グループ整理番号			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														提出法人		(フリガナ)																			
														法人名等																					
														☐ ☐		納税地		〒 電話() -																	
														単連体結法親人法人		(フリガナ)		代表者氏名 印																	
														代表者住所		〒																			
事業種目														業																					
自平成 年 月 日 (☐ 事業年度の法人税の確定申告書) の提出期限を下記の期日まで 至平成 年 月 日 (☐ 連結事業年度の法人税の連結確定申告書) 延長したいので申請します。 記																																			
1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 平成 年 月 日																																			
2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由																																			
3 その他の参考事項																																			
税理士署名押印														印																					
(規格A4)																																			
税務署処理欄		部門				決算期				業種番号				入力				名簿等				通信日付印		確認印											
		回付先		☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課										年 月 日																					
20 . 06 改正 (法1339)																																			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																			
申告期限の延長申請書														整理番号				申告期限の延長申請書														整理番号			
														連結グループ整理番号																		連結グループ整理番号			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														提出法人		(フリガナ)																			
														法人名																					
														☐ ☐		納税地		〒 電話() -																	
														単連体結法親人法人		(フリガナ)		代表者氏名 印																	
														代表者住所		〒																			
事業種目														業																					
自平成 年 月 日 (☐ 事業年度の法人税の確定申告書) の提出期限を下記の期日まで 至平成 年 月 日 (☐ 連結事業年度の法人税の連結確定申告書) 延長したいので申請します。 記																																			
1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 平成 年 月 日																																			
2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由																																			
3 その他の参考事項																																			
税理士署名押印														印																					
(規格A4)																																			
税務署処理欄		部門				決算期				業種番号				入力				名簿等				通信日付印		確認印											
		回付先		☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課										年 月 日																					
18 . 06 改正 (法1339)																																			

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 申告期限の延長申請書の記載要領等 1この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 81 条の 23 の規定によりその提出期限の延長を申請する場合 (国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。)に使用してください。 なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第 75 条の 2 第 1 項又は第 81 条の 24 に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。 2この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 確定申告書の延長……申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内 連結確定申告書の延長……申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内 (注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。 3各欄は、次により記載します。 (1) 申請本文の ☐ 事業年度の法人税の確定申告書 ☐ 連結事業年度の法人税の連結確定申告書 には、いずれか該当する ☐ にレ印を付してください。 (2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができると思われる日を記載してください。 (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「」欄は、記載しないでください。 4この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間 (指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間) について利子税を納付する必要があります。 (注) この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。 5留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 申告期限の延長申請書の記載要領等 1この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 81 条の 23 の規定によりその提出期限の延長を申請する場合 (国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。)に使用してください。 なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第 75 条の 2 第 1 項又は第 81 条の 24 に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。 2この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 確定申告書の延長……申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内 連結確定申告書の延長……申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内 (注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。 3各欄は、次により記載します。 (1) 申請本文の ☐ 事業年度の法人税の確定申告書 ☐ 連結事業年度の法人税の連結確定申告書 には、いずれか該当する ☐ にレ印を付してください。 (2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができると思われる日を記載してください。 (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「」欄は、記載しないでください。 4この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間 (指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間) について利子税を納付する必要があります。 (注) この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。 (追 加)

改正後				改正前						
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)						
納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第	号	納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		法第	号			
		平成	年		月	日	平成	年	月	日
税 務 署 長 財務事務官 印				税 務 署 長 財務事務官 印						
指 定 申告期限の延長申請の 却 下 通 知 書				指 定 申告期限の延長申請の 却 下 通 知 書						
貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、 下 記 の 日 を 提 出 期 限 に 指 定 し た の で 通知します。 理由が相当でないと認められるので却下したから				貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、 下 記 の 日 を 提 出 期 限 に 指 定 し た の で 通知します。 理由が相当でないと認められるので却下したから						
記 (指定期日) 平成 年 月 日				記 (指定期日) 平成 年 月 日						
(規格A4)				(規格A4)						
20 . 06 改正 (法 1 3 4 1)				17 . 03 改正 (法 1 3 4 1)						

改 正 後	改 正 前																
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 申告期限の延長申請の指定通知書 却下 1 使用目的 「申告期限の延長申請の指定通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「指定のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要却下」文字を抹消する。</td></tr><tr><td>下 記 部 分</td><td>延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「指定のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要却下」文字を抹消する。	下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。	教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 申告期限の延長申請の指定通知書 却下 1 使用目的 「申告期限の延長申請の指定通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「指定のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要却下」文字を抹消する。</td></tr><tr><td>下 記 部 分</td><td>延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「指定のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要却下」文字を抹消する。	下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。	教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																
標 題 及 び 本 文	「指定のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要却下」文字を抹消する。																
下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。																
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																
項 目	内 容																
標 題 及 び 本 文	「指定のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要却下」文字を抹消する。																
下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。																
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																

改正後		改正前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
納税地 法人名等 代氏 表 者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 指 定 申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 申 請 の 通 知 書 却 下 貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請 については、 下記月数を延長月数として指定したので 理由は、 理由が相当でないと認められるので却下したから 通知します。 記 (指定月数) 月		納税地 法人名 代氏 表 者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 指 定 申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 申 請 の 通 知 書 却 下 貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請 については、 下記月数を延長月数として指定したので 理由は、 理由が相当でないと認められるので却下したから 通知します。 記 (指定月数) 月	
20 . 06 改正 (法 1 3 4 6)		17 . 03 改正 (法 1 3 4 6)	

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改正後	改正前																
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 申告期限の延長の特例の申請の指定却下通知書 1 使用目的 「申告期限の延長の特例の申請の指定却下通知書」(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「指定却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。</td></tr><tr><td>下 記 部 分</td><td>延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「指定却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。	下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。	教 示	「・・・2 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 申告期限の延長の特例の申請の指定却下通知書 1 使用目的 「申告期限の延長の特例の申請の指定却下通知書」(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「指定却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。</td></tr><tr><td>下 記 部 分</td><td>延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「指定却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。	下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。	教 示	「・・・2 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																
標 題 及 び 本 文	「指定却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。																
下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。																
教 示	「・・・2 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																
項 目	内 容																
標 題 及 び 本 文	「指定却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。																
下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。																
教 示	「・・・2 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																

改 正 後		改 正 前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
納税地 法人名等 代氏 表 者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 取 消 申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更 通 知 書 貴法人の申告期限の延長の特例については、自平成 年 月 日 (連結)事業年度 至平成 年 月 日 以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。 指定月数を下記月数に変更 記 (変更後の指定月数) 月 この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 (規 格 A 4) 20 . 06 改正 (法 1 3 4 8)		納税地 法人名 代氏 表 者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 取 消 申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更 通 知 書 貴法人の申告期限の延長の特例については、自平成 年 月 日 (連結)事業年度 至平成 年 月 日 以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。 指定月数を下記月数に変更 記 (変更後の指定月数) 月 この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 (規 格 A 4) 17 . 03 改正 (法 1 3 4 8)	

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 取消 変更 通知書 申告期限の延長の特例の 1 使用目的 「申告期限の延長の特例の取消 変更通知書」(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「取消 及び「延 長 を 取 消 変更」 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>下 記 部 分</td><td>「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「取消 及び「延 長 を 取 消 変更」 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。	下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 取消 変更 通知書 申告期限の延長の特例の 1 使用目的 「申告期限の延長の特例の取消 変更通知書」(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「取消 及び「延 長 を 取 消 変更」 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>下 記 部 分</td><td>「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「取消 及び「延 長 を 取 消 変更」 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。	下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「取消 及び「延 長 を 取 消 変更」 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。																				
下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「取消 及び「延 長 を 取 消 変更」 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。																				
下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改正後													改正前																																																																																																																																																																
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																										(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																																																																			
申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td colspan="2">提出法人</td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">法人名等</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td colspan="2">☐☐</td><td colspan="2">単連体結法親人法人</td><td colspan="2">納税地</td><td colspan="5">〒</td><td colspan="2">電話() -</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="5">代表者氏名</td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="5">代表者住所</td><td colspan="2">〒</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">業</td></tr></table> 自平成 年 月 日 ☐ 事業年度から、法人税の確定申告書 至平成 年 月 日 ☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書 の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。 記 1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日 年 月 日 2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由 3 その他の参考事項													提出法人		(フリガナ)											法人名等									☐ ☐		単連体結法親人法人		納税地		〒					電話() -						(フリガナ)		代表者氏名					印								代表者住所					〒						事業種目							業		申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td colspan="2">提出法人</td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">法人名</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td colspan="2">☐☐</td><td colspan="2">単連体結法親人法人</td><td colspan="2">納税地</td><td colspan="5">〒</td><td colspan="2">電話() -</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="5">代表者氏名</td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="5">代表者住所</td><td colspan="2">〒</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">業</td></tr></table> 自平成 年 月 日 ☐ 事業年度から、法人税の確定申告書 至平成 年 月 日 ☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書 の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。 記 1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日 年 月 日 2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由 3 その他の参考事項													提出法人		(フリガナ)											法人名									☐ ☐		単連体結法親人法人		納税地		〒					電話() -						(フリガナ)		代表者氏名					印								代表者住所					〒						事業種目							業	
提出法人		(フリガナ)																																																																																																																																																																											
		法人名等																																																																																																																																																																											
☐ ☐		単連体結法親人法人		納税地		〒					電話() -																																																																																																																																																																		
				(フリガナ)		代表者氏名					印																																																																																																																																																																		
						代表者住所					〒																																																																																																																																																																		
				事業種目							業																																																																																																																																																																		
提出法人		(フリガナ)																																																																																																																																																																											
		法人名																																																																																																																																																																											
☐ ☐		単連体結法親人法人		納税地		〒					電話() -																																																																																																																																																																		
				(フリガナ)		代表者氏名					印																																																																																																																																																																		
						代表者住所					〒																																																																																																																																																																		
				事業種目							業																																																																																																																																																																		
<table><tr><td colspan="2">税理士署名押印</td><td colspan="11">印</td></tr></table>													税理士署名押印		印											<table><tr><td colspan="2">税理士署名押印</td><td colspan="11">印</td></tr></table>													税理士署名押印		印																																																																																																																																				
税理士署名押印		印																																																																																																																																																																											
税理士署名押印		印																																																																																																																																																																											
<table><tr><td rowspan="2">税務署処理欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算期</td><td></td><td>業種番号</td><td></td><td>入力</td><td></td><td>名簿等</td><td></td><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr><tr><td colspan="10">回付先 ☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table>													税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印	回付先 ☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課										年 月 日		<table><tr><td rowspan="2">税務署処理欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算期</td><td></td><td>業種番号</td><td></td><td>入力</td><td></td><td>名簿等</td><td></td><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr><tr><td colspan="10">回付先 ☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table>													税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印	回付先 ☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課										年 月 日																																																																																																			
税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印																																																																																																																																																																	
	回付先 ☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課										年 月 日																																																																																																																																																																		
税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印																																																																																																																																																																	
	回付先 ☐ 親署 → 子署 ・ ☐ 子署 → 調査課										年 月 日																																																																																																																																																																		
20 . 06 改正													18 . 06 改正																																																																																																																																																																

改 正 後	改 正 前				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				
申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等	申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等				
1 この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第 81 条の 24 第 1 項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。	1 この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第 81 条の 24 第 1 項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。				
2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。	2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。				
3 各欄は、次により記載してください。	3 各欄は、次により記載してください。				
(1) 届出本文の <table><tr><td>☐ 事業年度から、法人税の確定申告書</td></tr><tr><td>☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書</td></tr></table> には、いずれか該当する ☐ に	☐ 事業年度から、法人税の確定申告書	☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書	(1) 届出本文の <table><tr><td>☐ 事業年度から、法人税の確定申告書</td></tr><tr><td>☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書</td></tr></table> には、いずれか該当する ☐ に	☐ 事業年度から、法人税の確定申告書	☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書
☐ 事業年度から、法人税の確定申告書					
☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書					
☐ 事業年度から、法人税の確定申告書					
☐ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書					
レ印を付してください。	レ印を付してください。				
(2) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。	(2) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。				
イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。	イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。				
ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。	ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。				
(3) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。	(3) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。				
(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。				
(5) 「 」欄は、記載しないでください。	(5) 「 」欄は、記載しないでください。				
4 留意事項	<u>(追 加)</u>				
○ 法人課税信託の名称の併記					
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。					

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

整理番号

平成 年 月 日

(フリガナ)

法 人 名 等

〒

電話() -

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

印

代 表 者 住 所

〒

事 業 種 目

業

資 本 金 又 は 出 資 金 額

円

税務署長殿

自平成 年 月 日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。
至平成 年 月 日

記

1 この申請書が次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日を記載してください。
□ 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日
平成 年 月 日
□ この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人又は協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日
平成 年 月 日
□ この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した（連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった）日を含む事業年度である場合には、その離脱した日
平成 年 月 日
□ 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日
平成 年 月 日
□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号（連結納税の承認の取消し）の規定により第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された場合には、取り消された日
平成 年 月 日
□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合は、取り消された日
平成 年 月 日

2 参考事項
(1) 帳簿組織の状況

伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期	伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無
イ 伝票会計採用
□ 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税 理 士 署 名 押 印

印

税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		入力		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印	
------------	----	--	---------	--	----------	--	----	--	----	--	-------	-------	---------	--

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

整理番号

平成 年 月 日

(フリガナ)

法 人 名

〒

電話() -

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

印

代 表 者 住 所

〒

事 業 種 目

業

資 本 金 又 は 出 資 金 額

円

税務署長殿

自平成 年 月 日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。
至平成 年 月 日

記

1 この申請書が次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日を記載してください。
□ 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日
平成 年 月 日
□ この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人又は協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日
平成 年 月 日
□ この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した（連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった）日を含む事業年度である場合には、その離脱した日
平成 年 月 日
□ 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日
平成 年 月 日
□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号（連結納税の承認の取消し）の規定により第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された場合には、取り消された日
平成 年 月 日
□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合は、取り消された日
平成 年 月 日

2 参考事項
(1) 帳簿組織の状況

伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期	伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無
イ 伝票会計採用
□ 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税 理 士 署 名 押 印

印

税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		入力		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印	
------------	----	--	---------	--	----------	--	----	--	----	--	-------	-------	---------	--

(規格 A 4)

20 . 06 改正

(法1301)

19.12 改正

(法1301)

改正後	改正前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
青色申告の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、法人税法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度...設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度...開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度...同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日 (4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度...当該設立等の日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。 (5) 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度...当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日の前日 (6) 内国法人が、法人税法第 4 条の 5 第 2 項第 4 号又は第 5 号(連結納税の承認の取消し)の規定により第 4 条の 2 (連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度...当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日の前日 (7) 内国法人が法人税法第 4 条の 5 第 2 項各号の規定により第 4 条の 2 の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度...当該取消日以降 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日 (8) 内国法人が法人税法第 4 条の 5 第 2 項各号の規定により第 4 条の 2 の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が 3 月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度...当該取消日以後 3 月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日 (9) 法人税法第 4 条の 5 第 3 項の承認を受けて第 4 条の 2 の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度...当該翌事業年度開始の日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。 (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3 枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1 週間ごと」、「1 0 日ごと」のように記載します。 (2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。 (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「 」欄は、記載しないでください。 (削 除) 4 留意事項 (1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。 (2) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	青色申告の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、法人税法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度...設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度...開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (追 加) (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度...その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。 (4) 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度...当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日の前日 (5) 内国法人が、法人税法第 4 条の 5 第 2 項第 4 号又は第 5 号(連結納税の承認の取消し)の規定により第 4 条の 2 (連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度...当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日の前日 (6) 内国法人が法人税法第 4 条の 5 第 2 項各号の規定により第 4 条の 2 の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度...当該取消日以降 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日 (7) 内国法人が法人税法第 4 条の 5 第 2 項各号の規定により第 4 条の 2 の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が 3 月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度...当該取消日以後 3 月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日 (8) 法人税法第 4 条の 5 第 3 項の承認を受けて第 4 条の 2 の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度...当該翌事業年度開始の日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。 (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3 枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1 週間ごと」、「1 0 日ごと」のように記載します。 (2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。 (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「 」欄は、記載しないでください。 (注) 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。 4 留意事項 (追 加) ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後		改正前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 承 認 青色申告の承認申請の 通 知 書 却 下 貴法人から平成 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調査 したところ 相 当 承認 不相当 と認められるのでこれを 却下 したから通知します。 この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		納税地 法人名 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 承 認 青色申告の承認申請の 通 知 書 却 下 貴法人から平成 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調査 したところ 相 当 承認 不相当 と認められるのでこれを 却下 したから通知します。 この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。	
20 . 06 改正 (法 1 3 0 3)		17 . 03 改正 (法 1 3 0 3)	

改正後	改正前																
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 青色申告の承認申請の承認却下通知書 1 使用目的 「青色申告の承認申請の承認却下通知書」(法1303)は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、<u>国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	項目	内容	標 題 及 び 本 文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 青色申告の承認申請の承認却下通知書 1 使用目的 「青色申告の承認申請の承認却下通知書」(法1303)は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項目	内容	標 題 及 び 本 文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。
項目	内容																
標 題 及 び 本 文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。																
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。																
項目	内容																
標 題 及 び 本 文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。																
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。																

改正後		改正前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納税地 法人名等 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 青色申告の承認の取消通知書 貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 1 項第 号に該当する 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。 (取消処分の基因となった事実) この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 (規格 A 4) 20 . 06 改正 (法 1 3 0 4)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 納税地 法人名 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 青色申告の承認の取消通知書 貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 1 項第 号に該当する 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。 (取消処分の基因となった事実) この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 (規格 A 4) 17 . 03 改正 (法 1 3 0 4)	

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 青色申告の承認の取消通知書 1 使用目的 「青色申告の承認の取消通知書」(法 1304)は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。</td></tr><tr><td>取消処分の基因となった事実</td><td>青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。	取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 青色申告の承認の取消通知書 1 使用目的 「青色申告の承認の取消通知書」(法 1304)は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。</td></tr><tr><td>取消処分の基因となった事実</td><td>青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。	取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。																				
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。																				
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改正後														改正前																																																																																																																																																											
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																																																													
帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>提出法人</td><td colspan="2">(フリガナ) 法人名等</td><td colspan="11"></td></tr><tr><td rowspan="4">□□単連 体結 法親 人法 人</td><td>納税地</td><td colspan="12">〒 電話() -</td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ) 代表者氏名</td><td colspan="11">印</td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="11">〒</td></tr><tr><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="11">業</td></tr></table>														提出法人	(フリガナ) 法人名等													□□単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒 電話() -												(フリガナ) 代表者氏名		印											代表者住所		〒											事業種目		業											<table><tr><td>整理番号</td><td colspan="13"></td></tr><tr><td>連結グループ整理番号</td><td colspan="13"></td></tr></table>														整理番号														連結グループ整理番号																																																												
提出法人	(フリガナ) 法人名等																																																																																																																																																																								
□□単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒 電話() -																																																																																																																																																																							
	(フリガナ) 代表者氏名		印																																																																																																																																																																						
	代表者住所		〒																																																																																																																																																																						
	事業種目		業																																																																																																																																																																						
整理番号																																																																																																																																																																									
連結グループ整理番号																																																																																																																																																																									
<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人</td><td colspan="2">(フリガナ) 法人名等</td><td colspan="11"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td>整理番号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">本店又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="11">〒 (局 署) 電話() -</td><td>部 門</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ) 代表者氏名</td><td colspan="11"></td><td>決 算 期</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="11">〒</td><td>業種番号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="11">〒</td><td>整 理 簿</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="11">業</td><td>回 付 先</td><td>□ 親署 □ 子署</td><td>子署 調査課</td></tr></table> 帳簿書類の記載事項等の省略について、☐ 法人税法施行規則第8条の3の9 の規定によりその記載事項の一部を 省 略 ・ 変 更 したいので申請します。☐ 法人税法施行規則第58条 (帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容) 税 理 士 署 名 押 印 <table><tr><td>税 務 署 処 理 欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算期</td><td></td><td>業種番号</td><td></td><td>整理簿</td><td></td><td>備考</td><td></td></tr></table>														連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等													税 務 署 処 理 欄	整理番号				本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -											部 門				(フリガナ) 代表者氏名													決 算 期				代表者住所		〒											業種番号				代表者住所		〒											整 理 簿				事業種目		業											回 付 先	□ 親署 □ 子署	子署 調査課	税 務 署 処 理 欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		<table><tr><td>整理番号</td><td colspan="13"></td></tr><tr><td>連結グループ整理番号</td><td colspan="13"></td></tr></table>														整理番号														連結グループ整理番号													
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等														税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																																																																									
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -													部 門																																																																																																																																																									
	(フリガナ) 代表者氏名															決 算 期																																																																																																																																																									
	代表者住所		〒													業種番号																																																																																																																																																									
	代表者住所		〒													整 理 簿																																																																																																																																																									
	事業種目		業											回 付 先		□ 親署 □ 子署	子署 調査課																																																																																																																																																								
税 務 署 処 理 欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考																																																																																																																																																																
整理番号																																																																																																																																																																									
連結グループ整理番号																																																																																																																																																																									
<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人</td><td colspan="2">(フリガナ) 法人名</td><td colspan="11"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td>整理番号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">本店又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="11">〒 (局 署) 電話() -</td><td>部 門</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ) 代表者氏名</td><td colspan="11"></td><td>決 算 期</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="11">〒</td><td>業種番号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="11">〒</td><td>整 理 簿</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="11">業</td><td>回 付 先</td><td>□ 親署 □ 子署</td><td>子署 調査課</td></tr></table> 帳簿書類の記載事項等の省略について、☐ 法人税法施行規則第8条の3の9 の規定によりその記載事項の一部を 省 略 ・ 変 更 したいので申請します。☐ 法人税法施行規則第58条 (帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容) 税 理 士 署 名 押 印 <table><tr><td>税 務 署 処 理 欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算期</td><td></td><td>業種番号</td><td></td><td>整理簿</td><td></td><td>備考</td><td></td></tr></table>														連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名													税 務 署 処 理 欄	整理番号				本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -											部 門				(フリガナ) 代表者氏名													決 算 期				代表者住所		〒											業種番号				代表者住所		〒											整 理 簿				事業種目		業											回 付 先	□ 親署 □ 子署	子署 調査課	税 務 署 処 理 欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		<table><tr><td>整理番号</td><td colspan="13"></td></tr><tr><td>連結グループ整理番号</td><td colspan="13"></td></tr></table>														整理番号														連結グループ整理番号													
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名														税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																																																																									
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -													部 門																																																																																																																																																									
	(フリガナ) 代表者氏名															決 算 期																																																																																																																																																									
	代表者住所		〒													業種番号																																																																																																																																																									
	代表者住所		〒													整 理 簿																																																																																																																																																									
	事業種目		業											回 付 先		□ 親署 □ 子署	子署 調査課																																																																																																																																																								
税 務 署 処 理 欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考																																																																																																																																																																
整理番号																																																																																																																																																																									
連結グループ整理番号																																																																																																																																																																									
20・06改正																												15・07改正																																																																																																																																													

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 5 から第 8 条の 3 の 7 まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 (1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度...設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度...開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度...その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。 (4) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「 」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 5 から第 8 条の 3 の 7 まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 (1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度...設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度...開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度...その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。 (4) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「 」欄は、記載しないでください。 （追加）

改正後															改正前																																																																																																																																																		
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																														(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																																																			
売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>提出法人</td><td colspan="4">(フリガナ)</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>☐☐</td><td colspan="4">法人名等</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td rowspan="4">単連 体結 法親 人法人</td><td colspan="4">納税地</td><td colspan="5">〒</td></tr><tr><td colspan="4">(フリガナ)</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="4">代表者氏名</td><td colspan="5">印</td></tr><tr><td colspan="4">代表者住所</td><td colspan="5">〒</td></tr><tr><td colspan="4">事業種目</td><td colspan="5">業</td></tr></table>															提出法人	(フリガナ)									☐ ☐	法人名等									単連 体結 法親 人法人	納税地				〒					(フリガナ)									代表者氏名				印					代表者住所				〒					事業種目				業					売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>提出法人</td><td colspan="4">(フリガナ)</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>☐☐</td><td colspan="4">法人名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td rowspan="4">単連 体結 法親 人法人</td><td colspan="4">納税地</td><td colspan="5">〒</td></tr><tr><td colspan="4">(フリガナ)</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="4">代表者氏名</td><td colspan="5">印</td></tr><tr><td colspan="4">代表者住所</td><td colspan="5">〒</td></tr><tr><td colspan="4">事業種目</td><td colspan="5">業</td></tr></table>															提出法人	(フリガナ)									☐ ☐	法人名									単連 体結 法親 人法人	納税地				〒					(フリガナ)									代表者氏名				印					代表者住所				〒					事業種目				業				
提出法人	(フリガナ)																																																																																																																																																																
☐ ☐	法人名等																																																																																																																																																																
単連 体結 法親 人法人	納税地				〒																																																																																																																																																												
	(フリガナ)																																																																																																																																																																
	代表者氏名				印																																																																																																																																																												
	代表者住所				〒																																																																																																																																																												
事業種目				業																																																																																																																																																													
提出法人	(フリガナ)																																																																																																																																																																
☐ ☐	法人名																																																																																																																																																																
単連 体結 法親 人法人	納税地				〒																																																																																																																																																												
	(フリガナ)																																																																																																																																																																
	代表者氏名				印																																																																																																																																																												
	代表者住所				〒																																																																																																																																																												
事業種目				業																																																																																																																																																													
<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</td><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td colspan="2">整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人名等</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">部 門</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>〒</td><td colspan="2">(局 署)</td><td colspan="2">決 算 期</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">業 種 番 号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代表者氏名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">整 理 簿</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代表者住所</td><td>〒</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">回 付 先</td><td colspan="2">☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr></table>															連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整理番号				法人名等				部 門				本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期				(フリガナ)				業 種 番 号				代表者氏名				整 理 簿				代表者住所	〒			回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課		<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</td><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td colspan="2">整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">部 門</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>〒</td><td colspan="2">(局 署)</td><td colspan="2">決 算 期</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">業 種 番 号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代表者氏名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">整 理 簿</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代表者住所</td><td>〒</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">回 付 先</td><td colspan="2">☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr></table>															連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整理番号				法人名				部 門				本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期				(フリガナ)				業 種 番 号				代表者氏名				整 理 簿				代表者住所	〒			回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																	
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																																																																											
	法人名等					部 門																																																																																																																																																											
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)			決 算 期																																																																																																																																																											
	(フリガナ)					業 種 番 号																																																																																																																																																											
	代表者氏名					整 理 簿																																																																																																																																																											
	代表者住所	〒				回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																																																																									
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																																																																											
	法人名					部 門																																																																																																																																																											
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)			決 算 期																																																																																																																																																											
	(フリガナ)					業 種 番 号																																																																																																																																																											
	代表者氏名					整 理 簿																																																																																																																																																											
	代表者住所	〒				回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																																																																									
小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 21 の(11)の記載事項欄のただし書きの規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。															小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 21 の(11)の記載事項欄のただし書きの規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。																																																																																																																																																		
(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)															(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)																																																																																																																																																		
税 理 士 署 名 押 印															税 理 士 署 名 押 印																																																																																																																																																		
税 務 署 処 理 欄															税 務 署 処 理 欄																																																																																																																																																		
部門															部門																																																																																																																																																		
決算期															決算期																																																																																																																																																		
業種番号															業種番号																																																																																																																																																		
整理簿															整理簿																																																																																																																																																		
備考															備考																																																																																																																																																		

20 . 06 改正

19 . 06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 21 の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度...設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度...開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度...その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。 (2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (3) 「 」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 21 の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度...設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度...開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度...その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。 (2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (3) 「 」欄は、記載しないでください。 <u>(追 加)</u>

改正後														改正前													
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
税務署受付印 青色申告の取りやめの届出書 整理番号														税務署受付印 青色申告の取りやめの届出書 整理番号													
平成 年 月 日 税務署長殿														(フリガナ)		法人名等											
														納税地		〒		電話() -									
														(フリガナ)		代表者氏名		印									
														代表者住所		〒											
														事業種目				業									
自平成 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。														自平成 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。													
至平成 年 月 日														至平成 年 月 日													
記														記													
1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日														1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日													
2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由														2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由													
3 その他の参考事項														3 その他の参考事項													
税理士署名押印														税理士署名押印													
税務署 部門 決算期 業種番号 入力 備考 通信日付印 年 月 日 確認印														税務署 部門 決算期 業種番号 入力 備考 通信日付印 年 月 日 確認印													
20 . 06 改正														18 . 06 改正													

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 青色申告の取りやめの届出書の記載要領等 1 この届出書は、法人税法第 121 条第 1 項 (青色申告) の承認を受けている法人が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 」欄には、先に提出した「 青色申告の承認申請書 」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。 イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。 ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日(当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日。以下同じ。)までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。 (2) 「 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由 」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。 (3) 「 税理士署名押印 」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「 」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「 法人名等 」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 青色申告の取りやめの届出書の記載要領等 1 この届出書は、法人税法第 121 条第 1 項 (青色申告) の承認を受けている法人が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 」欄には、先に提出した「 青色申告の承認申請書 」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。 イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。 ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日(当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日。以下同じ。)までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。 (2) 「 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由 」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。 (3) 「 税理士署名押印 」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「 」欄は、記載しないでください。 <u>(追 加)</u>

改正後	改正前																																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特定信託に係る 青色申告の承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>納税地</td><td>〒</td></tr><tr><td>(フリガナ) 受託者の名称</td><td>電話() -</td></tr><tr><td>(フリガナ) 代表者氏名</td><td>印</td></tr><tr><td>特定信託の 委託者の名称</td><td></td></tr><tr><td>特定信託の名称</td><td></td></tr><tr><td>信託区分番号</td><td></td></tr></table> 自平成 年 月 日 計算期間から特定信託に係る法人税の申告書を青色申告によって提出したいので、法人税法第122条第3項の規定に基づき申請します。 1 この申請書が次に該当するときは、それぞれ該当の年月日を記載してください。 (1) 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日 (2) この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする計算期間が第一期計算期間に該当する場合には、特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）の締結の日 平成 年 月 日 2 参考事項 (1) 帳簿組織の状況 <table><thead><tr><th>伝票又は帳簿名</th><th>左の帳票の形態</th><th>記帳の時期</th><th>伝票又は帳簿名</th><th>左の帳票の形態</th><th>記帳の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (2) 特別な記帳方法の採用の有無 イ 伝票会計採用 □ 電子計算機利用 (3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合 税理士署名押印 税務署処理欄 管理 部門 決算期 業種番号 入力 名簿 通信日付印 年 月 日 確認印 18.06 改正	納税地	〒	(フリガナ) 受託者の名称	電話() -	(フリガナ) 代表者氏名	印	特定信託の 委託者の名称		特定信託の名称		信託区分番号		伝票又は帳簿名	左の帳票の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳票の形態	記帳の時期																		
納税地	〒																																				
(フリガナ) 受託者の名称	電話() -																																				
(フリガナ) 代表者氏名	印																																				
特定信託の 委託者の名称																																					
特定信託の名称																																					
信託区分番号																																					
伝票又は帳簿名	左の帳票の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳票の形態	記帳の時期																																

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特定信託に係る青色申告の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、特定信託の受託者である法人が、各計算期間における特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書を青色申告書により提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。 (注) 法人税法第125条第 3 項の規定に該当する場合には、当該申請書を提出する必要はありません。 2 この申請書は、特定信託確定申告書等を青色申告書によって提出しようとする計算期間開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 なお、その計算期間が次の各項の計算期間に該当する場合には、それぞれに掲げる日の前日までに提出してください。 (1) 次のイから八に掲げる日の属する計算期間 (以下「第一計算期間」といいます。) 同日以降 3 月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日 イ 特定信託の契約 (一の契約に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約) の締結の日 ロ 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった日 ハ 特定信託の信託事務の引継ぎを受けた日 (2) 第一計算期間が 3 月に満たない場合の当該第一計算期間後の各計算期間 (第一計算期間の翌計算期間から当該特定信託に係るイから八までに掲げる日以後 3 月を経過した日の属する計算期間までの各計算期間に限ります。) イから八に掲げる日以後 3 月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。 (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の特定信託に関する伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。 なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「 3 枚複写伝票 」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「 1 週間ごと 」、「 10 日ごと」のように記載します。 (2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人の特定信託に関する経理方法がイ又は口のいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。 (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その特定信託に関する関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「 」欄は、記載しないでください。

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	法 第 号 平成 年 月 日 納 税 地 受 名 託 者 の 称 代 氏 表 者 名 殿 税 務 署 長 財務事務官 印 特定信託に係る青色申告の承認申請の 承認 却 下 通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされた次の特定信託に係る青色申告の承認申請については、調査したところ 相 当 不相当 と認められるのでこれを 承認 却下 し た から通知します。 ○ 特定信託の名称 この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 17・03 改正 (規 格 A 4)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特定信託に係る青色申告の承認申請の承認却下通知書 1 使用目的 「特定信託に係る青色申告の承認申請の承認却下通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認申請について承認（みなし承認の場合は除く。）又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>特定信託に係る青色申告の承認申請について、承認する場合は「不相当」及び「却下」の文字を抹消し、却下する場合は「相当」及び「承認」の文字を抹消する。 また、承認・却下の対象とする特定信託の名称を記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	特定信託に係る青色申告の承認申請について、承認する場合は「不相当」及び「却下」の文字を抹消し、却下する場合は「相当」及び「承認」の文字を抹消する。 また、承認・却下の対象とする特定信託の名称を記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。
項 目	内 容								
標 題 及 び 本 文	特定信託に係る青色申告の承認申請について、承認する場合は「不相当」及び「却下」の文字を抹消し、却下する場合は「相当」及び「承認」の文字を抹消する。 また、承認・却下の対象とする特定信託の名称を記載する。								
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。								
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。								

改正後	改正前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃止)	納税地 受託者の称 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書 貴法人の次の 1 に掲げる特定信託に係る青色申告の承認は、次の 2 に掲げる事実が法人税法第 1 2 7 条第 2 項第 号に該当するので、自 平成 年 月 日 計算期間 至 平成 年 月 日 以後これを取り消したから通知します。 1 取消処分の対象となった特定信託の名称 2 取消処分の基因となった事実 この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 17・03 改正 (規格 A 4)

改正後	改正前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
(廃 止)	不服申立て等について
	【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書 1 使用目的 「特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認の取消しを通知する場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「第 号」の空白箇所には、法人税法第127条第2項各号に掲げる取消しの基因となった事実が2以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。</td></tr><tr><td>取消処分の対象となった特定信託の名称</td><td>取消対象となった特定信託を特定するため、その名称を記載する。</td></tr><tr><td>取消処分の基因となった事実</td><td>特定信託に係る青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容	本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第127条第2項各号に掲げる取消しの基因となった事実が2以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。	取消処分の対象となった特定信託の名称	取消対象となった特定信託を特定するため、その名称を記載する。	取消処分の基因となった事実	特定信託に係る青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容												
本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第127条第2項各号に掲げる取消しの基因となった事実が2以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。												
取消処分の対象となった特定信託の名称	取消対象となった特定信託を特定するため、その名称を記載する。												
取消処分の基因となった事実	特定信託に係る青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。												
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。												
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。												

改正後	改正前																	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 特定信託青色申告法人に係る帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書 納税地 (フリガナ) 受託者の名称 (フリガナ) 代表者氏名 特定信託の名称 信託区分番号 〒 電話 () - 整理番号 特定信託青色申告法人に係る帳簿書類の記載事項等の省略について、法人税法施行規則第59条の3の規定によりその記載事項の一部を省略・変更したいので申請します。 (帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容) 税理士署名押印 <table><tr><td>税務署 処理欄</td><td>管理</td><td></td><td>部門</td><td></td><td>決算 期</td><td></td><td>業種 番号</td><td></td><td>整理 簿</td><td></td><td>名簿</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認 印</td><td></td></tr></table> 18・06改正	税務署 処理欄	管理		部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		名簿		通信日付印	年 月 日	確認 印	
税務署 処理欄	管理		部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		名簿		通信日付印	年 月 日	確認 印			

(規格A4)

改正後	改正前																																	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特定信託に係る青色申告 の取りやめの届出書 税務署受付印 <table><tr><td rowspan="5">平成 年 月 日 税 務 署 長 殿</td><td>納 税 地</td><td colspan="2">〒</td></tr><tr><td>(フリガナ) 受 託 者 の 名 称</td><td colspan="2">電話() -</td></tr><tr><td>(フリガナ) 代 表 者 氏 名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>特定信託の名称</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>信託区分番号</td><td colspan="2"></td></tr></table> 自 平成 年 月 日 計算期間から青色申告書による特定信託に係る申告書の提出をやめま 至 平成 年 月 日 すので、法人税法第 128 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。 1 特定信託に係る青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 平成 年 月 日 2 青色申告書による特定信託に係る申告をやめようとする理由 3 その他の参考事項 税 理 士 署 名 押 印 <table><tr><td>税務署 処理欄</td><td>管理</td><td></td><td>部門</td><td></td><td>決算 期</td><td></td><td>業種 番号</td><td></td><td>入力</td><td></td><td>名簿</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認 印</td><td></td></tr></table> 18.06 改正	平成 年 月 日 税 務 署 長 殿	納 税 地	〒		(フリガナ) 受 託 者 の 名 称	電話() -		(フリガナ) 代 表 者 氏 名			特定信託の名称			信託区分番号			税務署 処理欄	管理		部門		決算 期		業種 番号		入力		名簿		通信日付印	年 月 日	確認 印	
平成 年 月 日 税 務 署 長 殿	納 税 地		〒																															
	(フリガナ) 受 託 者 の 名 称		電話() -																															
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名																																	
	特定信託の名称																																	
	信託区分番号																																	
税務署 処理欄	管理		部門		決算 期		業種 番号		入力		名簿		通信日付印	年 月 日	確認 印																			

改正後	改正前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特定信託に係る青色申告の取りやめの届出書の記載要領等 1 この届出書は、特定信託の受託者である法人が法人税法第 1 2 1 条第 2 項 (青色申告) の承認を受けている各特定信託につき、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする特定信託の計算期間終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「特定信託に係る青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「特定信託に係る青色申告承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。 イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。 ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした計算期間終了の日 (当該計算期間について中間申告書を提出すべき特定信託については、当該計算期間開始の日以後 6 月を経過した日の前日。以下同じです。) までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該計算期間終了の日を記載してください。 (2) 「青色申告書による特定信託に係る申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による特定信託に係る申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「 」欄は、記載しないでください。

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)	特定信託青色申告法人に係る帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、特定信託に係る青色申告法人が帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定により難しく、その記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする計算期間開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その計算期間が次の各項の計算期間に該当する場合には、それぞれに掲げる日の前日までに提出してください。 (1) 次のイからハに掲げる日の属する計算期間（以下「第一計算期間」といいます。） 同日以降 3 月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日 イ 特定信託の契約（一の契約に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）の締結の日 ロ 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった日 ハ 特定信託の信託事務の引継ぎを受けた日 (2) 第一計算期間が 3 月に満たない場合の当該第一計算期間後の各計算期間（第一計算期間の翌計算期間から当該特定信託に係る(1)のイからハまでに掲げる日以後 3 月を経過した日の属する計算期間までの各計算期間に限ります。） (1)のイからハに掲げる日以後 3 月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。 (2) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「 」欄は、記載しないでください。

改 正 後														改 正 前																																									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
特定受益証券発行信託に関する書類の提出書																																																							
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号																																									
		(フリガナ)		法 人 名																																																			
		本店又は主たる事務所の所在地		〒		電話 () -																																																	
		納 税 地		〒		電話 () -																																																	
		(フリガナ)		代 表 者 氏 名																																																			
		代 表 者 住 所		〒		電話 () -																																																	
法人税法施行令第 14 条の 4 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。																																																							
記																																																							
提出対象事業年度		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日		法人税法施行令第 14 条の 4 第 6 項の承認年月日				平成 年 月 日																																															
提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信 託 の 名 称		計 算 期 間				提 出 書 類				入力																																												
			(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()																																																
			(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()																																																
			(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()																																																
			(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()																																																
			(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()																																																
			(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()																																																
			(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()																																																
税務署 整理欄		部門				決算 期				通信日付印		平成 年 月 日		確認 印																																									

(規格 A 4)

20.06

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書の記載要領等 特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けた法人は、事業年度終了の日の翌日以後 2 月を経過する日までに、当該事業年度中に終了した特定受益証券発行信託の各計算期間について、法人税法施行令第 14 条の 4 第 9 項に基づく書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの提出書を作成し、提出書類と併せて提出してください。 記 1 提出部数 この提出書は、法人税法施行令第 14 条の 4 第 9 項に基づく提出書類と併せて 1 通（調査課所管法人にあっては提出書類 2 部と提出書 2 通）を納税地の所轄税務署に提出してください。 2 各欄の記載方法 (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄にはその代表者の住所を記載してください。 (3) 「提出対象事業年度」欄には、特定受益証券発行信託に関する書類を提出しなければならない事業年度を記載してください。 (4) 「法人税法施行令第 14 条の 4 第 6 項の承認年月日」欄には、法人税法施行令第 14 条の 4 第 3 項に規定に基づき提出した承認申請に対する、同条第 6 項の承認通知の日付を記載してください。 (5) 「信託の名称」欄には、書類を提出しなければならない特定受益証券発行信託の名称を、「計算期間」欄には、同信託の計算期間を記載してください。 (6) 「提出書類」欄には、この提出書と併せて提出するものを○で囲んで表示してください。 (7) 「 」印欄は記載しないでください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (新 設)

改 正 後																改 正 前																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿															
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合限り記載)		(フリガナ) 法人名等		税 務 署 処 理 欄		整理番号				税 務 署 処 理 欄		(フリガナ) 法人名		整理番号				部 門				決 算 期				業 種 番 号				整 理 簿				回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																											
		本店又は主たる事務所の所在地				(局 署)		電話() -				本店又は主たる事務所の所在地				(局 署)				電話() -																																											
		(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名																																																							
		代表者住所						代表者住所																																																							
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。																																																															
記																																																															
事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等																(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)																																															
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日																平成 年 月 日																																															
臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日																(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日																																															
事前確定届出給与等の状況																付表1 (No. ~No.)のとおり。																																															
事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由																																																															
事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況																付表2 (No. ~No.)のとおり。																																															
その他参考となるべき事項																																																															
届 出 期 限		イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) 又は に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日(平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等(平成 年 月 日) ☐ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日																																																													
		届出期限となる日 ☐ イ ☐ ロ ☐ ハ																																																													
税 理 士 署 名 押 印																印																																															
税務署処理欄		部門				決算期				業種番号				整理簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認印																																					
20・06改正																																																															

改 正 前																改 正 前																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 事前確定届出給与に関する届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 平成 年 月 日 税務署長殿															
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合限り記載)		(フリガナ) 法人名等		税 務 署 処 理 欄		整理番号				税 務 署 処 理 欄		(フリガナ) 法人名		整理番号				部 門				決 算 期				業 種 番 号				整 理 簿				回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																											
		本店又は主たる事務所の所在地				(局 署)		電話() -				本店又は主たる事務所の所在地				(局 署)				電話() -																																											
		(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名																																																							
		代表者住所						代表者住所																																																							
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。																																																															
記																																																															
事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等																(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)																																															
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日																平成 年 月 日																																															
臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日																(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日																																															
事前確定届出給与等の状況																付表1 (No. ~No.)のとおり。																																															
事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由																																																															
事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況																付表2 (No. ~No.)のとおり。																																															
その他参考となるべき事項																																																															
届 出 期 限		イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) 又は に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日(平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等(平成 年 月 日) ☐ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日																																																													
		届出期限となる日 ☐ イ ☐ ロ ☐ ハ																																																													
税 理 士 署 名 押 印																印																																															
税務署処理欄		部門				決算期				業種番号				整理簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認印																																					
19・05改正																																																															

改 正 後	改 正 前																
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																
事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等	事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等																
1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表 1 までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>届 出 期 限</th></tr><tr><td>株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記又は に該当する場合を除きます。）</td><td>株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から 5 月を経過する日。以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等</td></tr><tr><td>新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合</td><td>その設立の日以後 2 月を経過する日</td></tr><tr><td>臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。</td><td>次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記 に掲げる日（上記 に該当する場合は、 に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日</td></tr></table> (注)1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。 2 他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。	区 分	届 出 期 限	株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記又は に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から 5 月を経過する日。以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等	新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日	臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記 に掲げる日（上記 に該当する場合は、 に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日	1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表 1 までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>届 出 期 限</th></tr><tr><td>株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記又は に該当する場合を除きます。）</td><td>株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から 5 月を経過する日。以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等</td></tr><tr><td>新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合</td><td>その設立の日以後 2 月を経過する日</td></tr><tr><td>臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。</td><td>次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記 に掲げる日（上記 に該当する場合は、 に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日</td></tr></table> (注)1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。 2 他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。	区 分	届 出 期 限	株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記又は に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から 5 月を経過する日。以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等	新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日	臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記 に掲げる日（上記 に該当する場合は、 に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日
区 分	届 出 期 限																
株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記又は に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から 5 月を経過する日。以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等																
新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日																
臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記 に掲げる日（上記 に該当する場合は、 に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日																
区 分	届 出 期 限																
株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記又は に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から 5 月を経過する日。以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等																
新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日																
臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記 に掲げる日（上記 に該当する場合は、 に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日																
2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表 2 までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後に、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。	2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表 2 までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後に、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。																
3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。	3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。																

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (3) 「 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。 (4) 「 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。 なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 (5) 「 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載します。 (6) 「 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ~No.)」には、付表1に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 (7) 「 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。 なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。 (8) 「 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況」欄の「(No. ~No.)」には、付表2に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 (9) 「 その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成○年○月○日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。 (10) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・区分（株主総会等の決議）…「(イ) 又は に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「 」欄に記載した「決議をした日」又は「 」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（保険会社にあつては、その会計期間開始の日から5月を経過する日）を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。 また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。 (注) 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。 （例：決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6月26日）の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。） ・区分（新設法人）…「□ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。 ・区分（臨時改定事由）…区分 又は区分 と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「 」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。 また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。 (11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (12) 「 」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (3) 「 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。 (4) 「 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。 なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 (5) 「 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載します。 (6) 「 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ~No.)」には、付表1に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 (7) 「 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。 なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。 (8) 「 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況」欄の「(No. ~No.)」には、付表2に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 (9) 「 その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成○年○月○日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。 (10) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・区分（株主総会等の決議）…「(イ) 又は に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「 」欄に記載した「決議をした日」又は「 」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（保険会社にあつては、その会計期間開始の日から5月を経過する日）を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。 また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。 (注) 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。 （例：決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6月26日）の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。） ・区分（新設法人）…「□ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。 ・区分（臨時改定事由）…区分 又は区分 と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「 」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。 また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。 (11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (12) 「 」欄は、記載しないでください。 <u>（追加）</u>

改 正 後										改 正 前																																	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																							
(廃 止)																				(平成 19 年 3 月 31 日以前開始事業年度又は連結事業年度分) 事前確定届出給与に関する届出書										整理番号													
																				税務署受付印										連絡先電話番号													
																				平成 年 月 日 税務署長殿										提出法人		(フリガナ)				〒 電話() - 印 〒							
																														☐ ☐		法 人 名											
																														単 連		納 税 地											
																														体 結		(フリガナ)											
																				法 親		代 表 者 氏 名				代 表 者 住 所																	
																				人 法																							
																				人																							
																				連		(フリガナ)						税務署処理欄		整理番号													
結		法 人 名						部 門																																			
子		本店又は主たる事務所の所在地				〒 (局 署)		決 算 期																																			
法		(フリガナ)				電話() -		業 種 番 号																																			
人		代 表 者 氏 名						整 理 簿																																			
		代 表 者 住 所				〒				回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																															
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。																																											
記																																											
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日										平成 年 月 日																																	
事前確定届出給与等の状況										付表 1 (No. ~ No.) のとおり。																																	
事前確定届出給与の支給時期及び支給金額を定めた日並びにその定めを行った機関等										(定めた日) 平成 年 月 日 (機関等)																																	
事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表 1 の支給時期とした理由																																											
事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況										付表 2 (No. ~ No.) のとおり。																																	
その他参考となるべき事項																																											
税 理 士 署 名 押 印										印																																	
税務署 処理欄		部門		決算期		業種 番号		整理簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認印																											

19 . 05 改正

(規 格 A 4)

改 正 後	改 正 前						
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	事前確定届出給与に関する届出書 (平成 19 年 3 月 31 日以前開始事業年度又は連結事業年度分) の記載要領等 1 この届出書は、単体法人 (連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号 (役員給与の損金不算入)に掲げる給与 (以下付表 1 までにおいて「事前確定届出給与」といいます。)について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>届 出 期 限</th></tr><tr><td>平成 18 年 4 月 1 日以後 最初に開始する事業年度 又は連結事業年度</td><td>事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (以下付表 1 までにおいて「職務執行開始日」といいます。)と当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間 (法人税法第 13 条第 1 項 (事業年度の意義)に規定する会計期間をいいます。以下付表 1 までにおいて同じ。)開始の日から 3 月を経過する日 (保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社にあつては、4 月を経過する日。以下「会計期間 3 月経過日」といいます。)とのいずれか早い日 ただし、上記のいずれか早い日が平成 18 年 6 月 30 日 (当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日)以前の日となる場合には、平成 18 年 6 月 30 日 (当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日) (注)このただし書による場合であっても、その職務執行開始日までに「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が定められていることが必要です。</td></tr><tr><td>の事業年度又は連結 事業年度後の各事業年度 又は各連結事業年度</td><td>職務執行開始日と会計期間 3 月経過日とのいずれか早い日</td></tr></table> (注)連結子法人 (連結申告法人に限ります。)については、法人税法施行令第 155 条の 6 (個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。 2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。 なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者 (以下付表 2 までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。)のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、会計期間 3 月経過日までに新たな役員が就任し、かつ、当該役員の職務執行開始日までに当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。 3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (3) 「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務執行開始日 (定時株主総会の開催日など)を記載してください。	区 分	届 出 期 限	平成 18 年 4 月 1 日以後 最初に開始する事業年度 又は連結事業年度	事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (以下付表 1 までにおいて「職務執行開始日」といいます。)と当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間 (法人税法第 13 条第 1 項 (事業年度の意義)に規定する会計期間をいいます。以下付表 1 までにおいて同じ。)開始の日から 3 月を経過する日 (保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社にあつては、4 月を経過する日。以下「会計期間 3 月経過日」といいます。)とのいずれか早い日 ただし、上記のいずれか早い日が平成 18 年 6 月 30 日 (当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日)以前の日となる場合には、平成 18 年 6 月 30 日 (当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日) (注)このただし書による場合であっても、その職務執行開始日までに「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が定められていることが必要です。	の事業年度又は連結 事業年度後の各事業年度 又は各連結事業年度	職務執行開始日と会計期間 3 月経過日とのいずれか早い日
区 分	届 出 期 限						
平成 18 年 4 月 1 日以後 最初に開始する事業年度 又は連結事業年度	事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (以下付表 1 までにおいて「職務執行開始日」といいます。)と当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間 (法人税法第 13 条第 1 項 (事業年度の意義)に規定する会計期間をいいます。以下付表 1 までにおいて同じ。)開始の日から 3 月を経過する日 (保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社にあつては、4 月を経過する日。以下「会計期間 3 月経過日」といいます。)とのいずれか早い日 ただし、上記のいずれか早い日が平成 18 年 6 月 30 日 (当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日)以前の日となる場合には、平成 18 年 6 月 30 日 (当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日) (注)このただし書による場合であっても、その職務執行開始日までに「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が定められていることが必要です。						
の事業年度又は連結 事業年度後の各事業年度 又は各連結事業年度	職務執行開始日と会計期間 3 月経過日とのいずれか早い日						

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印

事前確定届出給与に関する変更届出書

整理番号

連絡グループ整理番号

提出法人

(フリガナ)

法人名等

納税地

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

単連体結法親人法人

〒

〒

〒

〒

〒

平成 年 月 日

税務署長殿

電話() -

連結子法人

(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

〒

〒

〒

〒

〒

税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐親署

☐子署

子署調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。
記

臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日

(臨時改定事由の概要)

(臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日

業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に
関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日

(決議をした日) 平成 年 月 日
(直前届出に係る給与の支給の日) 平成 年 月 日

変更を行った機関等

(機関等)

変更後の事前確定届出給与等の状況

付表(No. ~No.)のとおり。

変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由

(理由)

直前届出に係る届出書の提出をした日

平成 年 月 日

その他参考となるべき事項

届出期限

☐臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 平成 年 月 日

☐業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 平成 年 月 日

税理士署名押印

税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

20.06改正

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印

事前確定届出給与に関する変更届出書

整理番号

連絡グループ整理番号

提出法人

(フリガナ)

法人名

納税地

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

単連体結法親人法人

〒

〒

〒

〒

〒

平成 年 月 日

税務署長殿

電話() -

連結子法人

(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)

法人名

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

〒

〒

〒

〒

〒

税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐親署

☐子署

子署調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。
記

臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日

(臨時改定事由の概要)

(臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日

業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に
関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日

(決議をした日) 平成 年 月 日
(直前届出に係る給与の支給の日) 平成 年 月 日

変更を行った機関等

(機関等)

変更後の事前確定届出給与等の状況

付表(No. ~No.)のとおり。

変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由

(理由)

直前届出に係る届出書の提出をした日

平成 年 月 日

その他参考となるべき事項

届出期限

☐臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 平成 年 月 日

☐業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 平成 年 月 日

税理士署名押印

税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

19.05改正

改 正 後	改 正 前												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等 1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第 69 条第 3 項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の 2 の表の区分欄に掲げる事由に基 因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をする ときに使用するものです。 2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>変 更 届 出 期 限</th></tr><tr><td>臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）</td><td>その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日</td></tr><tr><td>業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）</td><td>その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に 関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに 限ります。）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日</td></tr></table> (注) 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。 3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基 因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。	区 分	変 更 届 出 期 限	臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日	業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に 関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに 限ります。）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等 1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第 69 条第 3 項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の 2 の表の区分欄に掲げる事由に基 因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をする ときに使用するものです。 2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>変 更 届 出 期 限</th></tr><tr><td>臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）</td><td>その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日</td></tr><tr><td>業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）</td><td>その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に 関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに 限ります。）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日</td></tr></table> (注) 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。 3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基 因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。	区 分	変 更 届 出 期 限	臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日	業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に 関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに 限ります。）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日
区 分	変 更 届 出 期 限												
臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日												
業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に 関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに 限ります。）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日												
区 分	変 更 届 出 期 限												
臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号口（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日												
業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に 関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに 限ります。）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日												

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (3) 「 」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。 イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合.....「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。 ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合.....「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 (4) 「 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。 (5) 「 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 (6) 「 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。 (7) 「 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。 なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 (8) 「 その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。 (9) 「届出期限」欄は、上記2の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・臨時改定事由.....「 」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から1月を経過する日を記載するとともに、 □にレ印を付します。 (注) 「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応答する日の前日（翌月にその応答する日がないときは、その月の末日）となります。 (例：臨時改定事由が生じた日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に応答する日（6月26日）の前日である6月25日が「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」となります。) ・業績悪化改定事由.....「 」欄の「決議をした日」に記載した日から1月を経過する日と「 」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付します。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「 」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (3) 「 」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。 イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合.....「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。 ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合.....「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 (4) 「 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。 (5) 「 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 (6) 「 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。 (7) 「 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。 なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 (8) 「 その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。 (9) 「届出期限」欄は、上記2の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・臨時改定事由.....「 」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から1月を経過する日を記載するとともに、 □にレ印を付します。 (注) 「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応答する日の前日（翌月にその応答する日がないときは、その月の末日）となります。 (例：臨時改定事由が生じた日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に応答する日（6月26日）の前日である6月25日が「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」となります。) ・業績悪化改定事由.....「 」欄の「決議をした日」に記載した日から1月を経過する日と「 」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付します。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改 正 後																改 正 前																																																																							
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																							
税務署受付印 棚卸資産の評価方法の届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 （フリガナ） 法人名等 納税地 （フリガナ） 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 棚卸資産の評価方法の届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 （フリガナ） 法人名 納税地 （フリガナ） 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																（フリガナ） 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 （フリガナ） 代表者氏名 代表者住所 事業種目 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 親署 子署 子署 調査課																（フリガナ） 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 （フリガナ） 代表者氏名 代表者住所 事業種目 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 親署 子署 子署 調査課																																							
連 結 子 法 人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）																																連 結 子 法 人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）																																																							
記																																記																																																							
事業の種類（又は事業所別）																資 産 の 区 分								評 価 方 法								事業の種類（又は事業所別）																資 産 の 区 分								評 価 方 法																															
																商 品 又 は 製 品																																商 品 又 は 製 品																																							
																半 製 品																																半 製 品																																							
																仕 掛 品（半成工事）																																仕 掛 品（半成工事）																																							
																主 要 原 材 料																																主 要 原 材 料																																							
																補 助 原 材 料																																補 助 原 材 料																																							
																そ の 他 の 棚 卸 資 産																																そ の 他 の 棚 卸 資 産																																							
参 考 事 項																1 新設法人等の場合には、設立等年月日 平成 年 月 日																2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 平成 年 月 日																3 その他																																							
税 理 士 署 名 押 印																																税 理 士 署 名 押 印																																																							
税務署 処理欄																部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印				税務署 処理欄																部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印			
20 . 06 改正																																18 . 06 改正																																																							
(法 1 3 0 5)																																(法 1 3 0 5)																																																							

改 正 後	改 正 前																
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																
棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等	棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等																
1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を 選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。	1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を 選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。																
<table><tr><th>区 分</th><th>提 出 期 限</th></tr><tr><td>普通法人を設立した場合</td><td>設立第 1 期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合</td><td>新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限</td></tr><tr><td>設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合</td><td>他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td></tr></table>	区 分	提 出 期 限	普通法人を設立した場合	設立第 1 期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）	公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）	<table><tr><th>区 分</th><th>提 出 期 限</th></tr><tr><td>普通法人を設立した場合</td><td>設立第 1 期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合</td><td>新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限</td></tr><tr><td>設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合</td><td>他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td></tr></table>	区 分	提 出 期 限	普通法人を設立した場合	設立第 1 期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）	公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
区 分	提 出 期 限																
普通法人を設立した場合	設立第 1 期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限																
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																
区 分	提 出 期 限																
普通法人を設立した場合	設立第 1 期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限																
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																
(注) 連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の 6 の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 188 条第 3 項の規定によって提出してください。	(注) 連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の 6 の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 188 条第 3 項の規定によって提出してください。																
2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。	2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。																
3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。	3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。																
4 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。 (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を 2 以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。 イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。） ロ 半 製 品 ハ 仕 掛 品（半成工事を含みます。） ニ 主要原材料 ホ 補助原材料その他の棚卸資産 (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。	4 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。 (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を 2 以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。 イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。） ロ 半 製 品 ハ 仕 掛 品（半成工事を含みます。） ニ 主要原材料 ホ 補助原材料その他の棚卸資産 (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。																
(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。 イ 原 価 法 (イ) 個別法による原価法 (ロ) 先入先出法による原価法 (ハ) 後入先出法による原価法 (ニ) 総平均法による原価法 (ホ) 移動平均法による原価法 (ヘ) 単純平均法による原価法 (ト) 最終仕入原価法による原価法 (チ) 売価還元法による原価法 ロ 低 価 法 (イ) 個別法による原価法に基づく低価法 (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法 (ハ) 後入先出法による原価法に基づく低価法 (ニ) 総平均法による原価法に基づく低価法 (ホ) 移動平均法による原価法に基づく低価法 (ヘ) 単純平均法による原価法に基づく低価法 (ト) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法 (チ) 売価還元法による原価法に基づく低価法 (注) (5) に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。	(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。 イ 原 価 法 (イ) 個別法による原価法 (ロ) 先入先出法による原価法 (ハ) 後入先出法による原価法 (ニ) 総平均法による原価法 (ホ) 移動平均法による原価法 (ヘ) 単純平均法による原価法 (ト) 最終仕入原価法による原価法 (チ) 売価還元法による原価法 ロ 低 価 法 (イ) 個別法による原価法に基づく低価法 (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法 (ハ) 後入先出法による原価法に基づく低価法 (ニ) 総平均法による原価法に基づく低価法 (ホ) 移動平均法による原価法に基づく低価法 (ヘ) 単純平均法による原価法に基づく低価法 (ト) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法 (チ) 売価還元法による原価法に基づく低価法 (注) (5) に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。																
(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。																
(7) 「 」欄は、記載しないでください。	(7) 「 」欄は、記載しないでください。																
5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(追 加)																

改 正 後														改 正 前																																																																					
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																							
税務署受付印 棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書 整理番号 連絡・書類番号 提出法人 法人名等 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿														税務署受付印 棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書 整理番号 連絡・書類番号 提出法人 法人名 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿														連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 税務署 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 親署 子署 子署調査課														連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 税務署 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 親署 子署 子署調査課																																									
次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。																												次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。																																																							
事業の種類							資産の区分							評価方法							事業の種類							資産の区分							評価方法																																																
業																					業																																																														
承認を受けようとする特別な評価方法の内容																												承認を受けようとする特別な評価方法の内容																																																							
後入先出法に準じているかどうかの別 準じている。 準じていない。																												後入先出法に準じているかどうかの別 準じている。 準じていない。																																																							
特別な評価方法を採用しようとする理由																												特別な評価方法を採用しようとする理由																																																							
その他の参考事項																												その他の参考事項																																																							
税理士署名押印														税理士署名押印														税理士署名押印														税理士署名押印																																									
税務署処理欄							部門							決算期							業種番号							整理簿							備考							税務署処理欄							部門							決算期							業種番号							整理簿							備考						
20.06改正 (法1307)																												15.07改正 (法1307)																																																							

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の 2 第 1 項（たな卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第 1 項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。 この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。 4 各欄の記載は次によります。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。 (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を 3 の選定区分により記載してください。 (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。 (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。 なお、「後入先出法に準じているかどうかの別」欄は、その採用しようとする特別な評価の方法が、法人税法施行令第 28 条第 1 項第 1 号八（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法による原価法、又はその後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法に準じているかどうかにより該当する文字を○で囲んでください。 (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の 2 第 1 項（たな卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第 1 項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。 この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。 4 各欄の記載は次によります。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。 (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を 3 の選定区分により記載してください。 (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。 (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。 なお、「後入先出法に準じているかどうかの別」欄は、その採用しようとする特別な評価の方法が、法人税法施行令第 28 条第 1 項第 1 号八（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法による原価法、又はその後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法に準じているかどうかにより該当する文字を○で囲んでください。 (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 （追加）

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

有価証券の一単位当たりの 帳簿価額の算出方法の届出書				整理番号			
				連絡用整理番号			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿			提出法人	(フリガナ)			
			☐ ☐ 単連 体結 法親 人法 人	法人名等			
				納税地	〒		
				(フリガナ)			
				代表者氏名	印		
				代表者住所	〒		
			事業種目	業			
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等					部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -				決 算 期	
	(フリガナ)					業種番号	
	代表者氏名					整 理 簿	
	代表者住所	〒				回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。							
区分	種 類	算 出 方 法			新 た に 取 得 し た 年 月 日		
売買 目的 有価 証券		移動平均法 ・ 総平均法			年 月 日		
		移動平均法 ・ 総平均法			年 月 日		
満期 保有 目的 有価 証券		移動平均法 ・ 総平均法			年 月 日		
		移動平均法 ・ 総平均法			年 月 日		
		移動平均法 ・ 総平均法			年 月 日		
その他 有価 証券		移動平均法 ・ 総平均法			年 月 日		
		移動平均法 ・ 総平均法			年 月 日		
参考 事項							

(規格 A 4)

20 . 06 改正

(法 1 3 0 6)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

有価証券の一単位当たりの 帳簿価額の算出方法の届出書			整理番号		
			連絡先（Eメール）		
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿			提出法人	(フリガナ)	
			□ □ 単連 体結 法親 人法 人	法 人 名	
				納 税 地	〒 電話() -
				(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
				代 表 者 住 所	〒
				事 業 種 目	業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名		税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。					
区分	種 類	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日		
有価証券 の 目 的		移動平均法 ・ 総平均法	年	月	日
		移動平均法 ・ 総平均法	年	月	日
満期 有価証券 の 目 的		移動平均法 ・ 総平均法	年	月	日
		移動平均法 ・ 総平均法	年	月	日
		移動平均法 ・ 総平均法	年	月	日
有価証券 の 他		移動平均法 ・ 総平均法	年	月	日
		移動平均法 ・ 総平均法	年	月	日
参考事項					

(規格 A 4)

18 . 06 改正

(法 1 3 0 6)

改正後	改正前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等 1 この届出書は、有価証券を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 119 条の 2 第 2 項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(法令第 119 条の 5 ・第 155 条の 6) (注) 1 法令第 119 条の 2 第 2 項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他の有価証券の別をいいます。 2 法令第 119 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる保険業法第 118 条第 1 項《特別勘定》に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。 3 種類とは、おおむね金融商品取引法第 2 条第 1 項第 1 号から第 21 号まで(第 17 号を除きます。)の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条第 1 項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 4 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について 1 の(注)3 に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。 (4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「 」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等 1 この届出書は、有価証券を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 119 条の 2 第 2 項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(法令第 119 条の 5 ・第 155 条の 6) (注) 1 法令第 119 条の 2 第 2 項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他の有価証券の別をいいます。 2 法令第 119 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる保険業法第 118 条第 1 項《特別勘定》に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。 3 種類とは、おおむね証券取引法第 2 条第 1 項第 1 号から第 11 号まで(第 9 号を除きます。)の各号及び第 2 項第 1 号《定義》ごとの区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 7 号の 3 又は第 8 号の性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条第 1 項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 4 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について 1 の(注)3 に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。 (4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改 正 後																改 正 前																																																																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																															
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>提出法人</td><td>(フリガナ)</td><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td>☐☐</td><td>法 人 名 等</td><td>連絡グループ整理番号</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">単連 体結 法親 人法人</td><td>納 税 地</td><td colspan="2">〒 電話() -</td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td colspan="2">〒</td></tr><tr><td>事 業 種 目</td><td colspan="2">業</td></tr></table>																提出法人	(フリガナ)	整理番号		☐ ☐	法 人 名 等	連絡グループ整理番号		単連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒 電話() -		(フリガナ)			代 表 者 氏 名	印		代 表 者 住 所	〒		事 業 種 目	業		短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>提出法人</td><td>(フリガナ)</td><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td>☐☐</td><td>法 人 名 等</td><td>連絡グループ整理番号</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">単連 体結 法親 人法人</td><td>納 税 地</td><td colspan="2">〒 電話() -</td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td colspan="2">〒</td></tr><tr><td>事 業 種 目</td><td colspan="2">業</td></tr></table>																提出法人	(フリガナ)	整理番号		☐ ☐	法 人 名 等	連絡グループ整理番号		単連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒 電話() -		(フリガナ)			代 表 者 氏 名	印		代 表 者 住 所	〒		事 業 種 目	業																																	
提出法人	(フリガナ)	整理番号																																																																																																													
☐ ☐	法 人 名 等	連絡グループ整理番号																																																																																																													
単連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒 電話() -																																																																																																													
	(フリガナ)																																																																																																														
	代 表 者 氏 名	印																																																																																																													
	代 表 者 住 所	〒																																																																																																													
	事 業 種 目	業																																																																																																													
提出法人	(フリガナ)	整理番号																																																																																																													
☐ ☐	法 人 名 等	連絡グループ整理番号																																																																																																													
単連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒 電話() -																																																																																																													
	(フリガナ)																																																																																																														
	代 表 者 氏 名	印																																																																																																													
	代 表 者 住 所	〒																																																																																																													
	事 業 種 目	業																																																																																																													
<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</td><td>(フリガナ)</td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名 等</td><td>部 門</td><td></td></tr><tr><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>決 算 期</td><td></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td>業種番号</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td>整 理 簿</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td>回 付 先</td><td>☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr><tr><td>事 業 種 目</td><td></td><td>業</td><td></td><td></td></tr></table>																連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	税 務 署 処 理 欄	整理番号		法 人 名 等	部 門		本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期		(フリガナ)	業種番号		代 表 者 氏 名	整 理 簿		代 表 者 住 所	回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課	事 業 種 目		業			<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</td><td>(フリガナ)</td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名 等</td><td>部 門</td><td></td></tr><tr><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>決 算 期</td><td></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td>業種番号</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td>整 理 簿</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td>回 付 先</td><td>☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr><tr><td>事 業 種 目</td><td></td><td>業</td><td></td><td></td></tr></table>																連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	税 務 署 処 理 欄	整理番号		法 人 名 等	部 門		本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期		(フリガナ)	業種番号		代 表 者 氏 名	整 理 簿		代 表 者 住 所	回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課	事 業 種 目		業																																
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																												
	法 人 名 等		部 門																																																																																																												
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期																																																																																																												
	(フリガナ)		業種番号																																																																																																												
	代 表 者 氏 名		整 理 簿																																																																																																												
	代 表 者 住 所		回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																											
事 業 種 目		業																																																																																																													
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																												
	法 人 名 等		部 門																																																																																																												
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期																																																																																																												
	(フリガナ)		業種番号																																																																																																												
	代 表 者 氏 名		整 理 簿																																																																																																												
	代 表 者 住 所		回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																											
事 業 種 目		業																																																																																																													
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。																																																																																																															
種 類 又 は 銘 柄																算 出 方 法																新 た に 取 得 し た 年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
																移動平均法 ・ 総平均法																年 月 日																																																																															
参 考 事 項																																																																																																															
税 理 士 署 名 押 印																印																																																																																															
税務署 処理欄																部門																決算 期										業種 番号										整理 簿										備考										通信日付印										年 月 日										確認 印																			
20 . 06 改正																																																																																																															

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等 1 この届出書は、短期売買商品を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに短期売買商品を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品と種類及び銘柄の異なった短期売買商品を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに使用してください。(法令第 118 条の 6 ・第 155 条の 6) (注) 短期売買商品とは、金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的(以下「短期売買目的」といいます。)で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものをいいます。(法令第 118 条の 4) 2 この届出書は、短期売買商品を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条第 1 項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。 3 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品の種類及び銘柄の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 4 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買の種類及び銘柄について、その短期売買商品の種類及び銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」等のように記載してください。 (4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品の取得年月日を記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「 」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等 1 この届出書は、短期売買商品を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに短期売買商品を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品と種類及び銘柄の異なった短期売買商品を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに使用してください。(法令第 118 条の 6 ・第 155 条の 6) (注) 短期売買商品とは、金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的(以下「短期売買目的」といいます。)で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものをいいます。(法令第 118 条の 4) 2 この届出書は、短期売買商品を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条第 1 項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。 3 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品の種類及び銘柄の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 4 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買の種類及び銘柄について、その短期売買商品の種類及び銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」等のように記載してください。 (4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品の取得年月日を記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改 正 後																改 正 前																																																																																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																															
棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																整理番号				連絡グループ整理番号				棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																整理番号				連絡グループ整理番号																																																																																			
提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 税務署長殿				(フリガナ)								提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 税務署長殿				(フリガナ)																																																																																																															
				法 人 名 等												法 人 名																																																																																																															
				納 税 地				〒								納 税 地				〒																																																																																																											
				電話() -												電話() -																																																																																																															
				(フリガナ)												(フリガナ)																																																																																																															
				代 表 者 氏 名				印								代 表 者 氏 名				印																																																																																																											
代 表 者 住 所				〒				代 表 者 住 所				〒																																																																																																																			
事 業 種 目				業				事 業 種 目				業																																																																																																																			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)		(フリガナ)								税 務 署 処 理 欄		整理番号				連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)		(フリガナ)								税 務 署 処 理 欄		整理番号																																																																																																			
		法 人 名 等										部 門						法 人 名										部 門																																																																																																			
		本店又は主たる事務所の所在地				〒 (局 署) 電話() -						決 算 期						本店又は主たる事務所の所在地				〒 (局 署) 電話() -						決 算 期																																																																																																			
		(フリガナ)										業種番号						(フリガナ)										業種番号																																																																																																			
		代 表 者 氏 名										整 理 簿						代 表 者 氏 名										整 理 簿																																																																																																			
		代 表 者 住 所				〒						回 付 先		□ 親署 子署 □ 子署 調査課				代 表 者 住 所				〒						回 付 先		□ 親署 子署 □ 子署 調査課																																																																																																	
事 業 種 目				業				回 付 先		□ 親署 子署 □ 子署 調査課		事 業 種 目				業				回 付 先		□ 親署 子署 □ 子署 調査課																																																																																																									
棚卸資産の評価方法 自 平成 年 月 日 (連結)事業年度から 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記のとおり 至 平成 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 変更したいので申請します。 記																棚卸資産の評価方法 自 平成 年 月 日 (連結)事業年度から 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記のとおり 至 平成 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 変更したいので申請します。 記																																																																																																															
事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分				棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類				現 によ っ て い る 評 価 方 法 等				左 の 評 価 方 法 等 を 採 用 し た 年 月 日				採 用 し よ う と す る 新 た な 評 価 方 法 等				事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分				棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類				現 によ っ て い る 評 価 方 法 等				左 の 評 価 方 法 等 を 採 用 し た 年 月 日				採 用 し よ う と す る 新 た な 評 価 方 法 等																																																																																											
												年 月 日																								年 月 日																																																																																											
												年 月 日																								年 月 日																																																																																											
												年 月 日																								年 月 日																																																																																											
												年 月 日																								年 月 日																																																																																											
												年 月 日																								年 月 日																																																																																											
変 と 更 し る よ り 由																																変 と 更 し る よ り 由																																																																																															
税 理 士 署 名 押 印																印																税 理 士 署 名 押 印																印																																																																															
税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印				税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印																																																																							
20 . 06 改正																																(法 1 3 0 8)																																19 . 06 改正																																(法 1 3 0 8)																															

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価格の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価格の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。(法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6) この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。 4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。 5 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類(事業所ごとに選定しようとするときは、その別)を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。なお、短期売買商品については、記載の必要はありません。 (4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、商品又は製品(副産物及び作業くずを除きます。)、半製品、仕掛品(半成工事を含みます。)、主要原材料、補助原材料その他の棚卸資産の区分(上記区分を更に細分するときはその別)を記載し、短期売買商品については、金、銀、白金その他の資産の区分(上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別)を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除きます。)の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 (5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法(棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。 (6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 (7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 6 <u>留意事項</u> ○ <u>法人課税信託の名称の併記</u> 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。(法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6) この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。 4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。 5 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類(事業所ごとに選定しようとするときは、その別)を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。なお、短期売買商品については、記載の必要はありません。 (4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、商品又は製品(副産物及び作業くずを除きます。)、半製品、仕掛品(半成工事を含みます。)、主要原材料、補助原材料その他の棚卸資産の区分(上記区分を更に細分するときはその別)を記載し、短期売買商品については、金、銀、白金その他の資産の区分(上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別)を記載し、有価証券については、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から第11号まで(第9号を除きます。)の各号及び第2項第1号《定義》ごとの区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 (5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法(棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。 (6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 (7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 <u>(追 加)</u>

改 正 後				改 正 前																																																																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																															
納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名			法 第 号 平成 年 月 日	納 税 地 法 人 名 代 氏 表 者 名			法 第 号 平成 年 月 日																																																																																												
税 務 署 長 財務事務官 印				税 務 署 長 財務事務官 印																																																																																															
棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の承認、却下通知書 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法				棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の承認、却下通知書 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法																																																																																															
貴法人から平成 年 月 日付でされた 棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法				貴法人から平成 年 月 日付でされた 棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法																																																																																															
変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。				変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。																																																																																															
記				記																																																																																															
<table><thead><tr><th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th><th colspan="2">対象法人名等</th></tr><tr><th>事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分</th><th>棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類</th><th>変更しようとする 評 価 方 法 等</th><th>承認・却下の区分</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評 価 方 法 等	承認・却下の区分																																					<table><thead><tr><th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th><th colspan="2">対象法人名</th></tr><tr><th>事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分</th><th>棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類</th><th>変更しようとする 評 価 方 法 等</th><th>承認・却下の区分</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名		事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評 価 方 法 等	承認・却下の区分																																								
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																																																																																	
事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評 価 方 法 等	承認・却下の区分																																																																																																
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名																																																																																																	
事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評 価 方 法 等	承認・却下の区分																																																																																																
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。				この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。																																																																																															
20 .06 改正 (法 1 3 1 0)				19 .06 改正 (法 1 3 1 0)																																																																																															

(規 格 A 4)

(規 格 A 4)

改正後	改正前																																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 承認 通知書 却下 1 使用目的 「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。」 2 記載要領<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 決議の内容に応じて不要文字を抹消する。」</td></tr><tr><td>本 文</td><td>「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分</td><td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。</td></tr><tr><td>棚卸資産の区分・短期 売 買 商 品 の 種 類 又 は 銘 柄 ・ 有 価 証 券 の 種 類</td><td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。</td></tr><tr><td>承認・却下の区分</td><td>申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 決議の内容に応じて不要文字を抹消する。」	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。	棚卸資産の区分・短期 売 買 商 品 の 種 類 又 は 銘 柄 ・ 有 価 証 券 の 種 類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。	承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 承認 通知書 却下 1 使用目的 「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。」 2 記載要領<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 決議の内容に応じて不要文字を抹消する。」</td></tr><tr><td>本 文</td><td>「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分</td><td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。</td></tr><tr><td>棚卸資産の区分・短期 売 買 商 品 の 種 類 又 は 銘 柄 ・ 有 価 証 券 の 種 類</td><td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。</td></tr><tr><td>承認・却下の区分</td><td>申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>（ 追 加 ）</u>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 決議の内容に応じて不要文字を抹消する。」	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。	棚卸資産の区分・短期 売 買 商 品 の 種 類 又 は 銘 柄 ・ 有 価 証 券 の 種 類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。	承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項 目	内 容																																				
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 決議の内容に応じて不要文字を抹消する。」																																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。																																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																																				
事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。																																				
棚卸資産の区分・短期 売 買 商 品 の 種 類 又 は 銘 柄 ・ 有 価 証 券 の 種 類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。																																				
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。																																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																																				
項 目	内 容																																				
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 決議の内容に応じて不要文字を抹消する。」																																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。																																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																																				
事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。																																				
棚卸資産の区分・短期 売 買 商 品 の 種 類 又 は 銘 柄 ・ 有 価 証 券 の 種 類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。																																				
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。																																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																																				

改正後															改正前																																												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																														(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																													
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書 提出法人 ☐☐単連体結法親人法人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 整理番号 連絡先電話番号															税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書 提出法人 ☐☐単連体結法親人法人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 整理番号 連絡先電話番号																																												
連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐親署子署 ☐子署調査課																																																											

20.06改正

15.07改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 121 条の 4 第 1 項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 (2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第 121 条の 10 第 1 項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通) 提出してください。 3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。 (4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ 「法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。 ロ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。 ハ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。 (5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。 (6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「 」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 121 条の 4 第 1 項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 (2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第 121 条の 10 第 1 項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通) 提出してください。 3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。 (4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ 「法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。 ロ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。 ハ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。 (5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。 (6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改正後		改正前																														
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																														
納税地 法人名等 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。 記 <table><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">☐ 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 ☐ 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等</td></tr><tr><td rowspan="4">承認又は却下する特別な有効性判定方法等</td><td>法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法</td><td></td></tr><tr><td>法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合</td><td></td></tr><tr><td>法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲</td></tr></table> この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		☐ 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 ☐ 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等			承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法		法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合		法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額		特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲		納税地 法人名 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。 記 <table><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">☐ 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 ☐ 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等</td></tr><tr><td rowspan="4">承認又は却下する特別な有効性判定方法等</td><td>法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法</td><td></td></tr><tr><td>法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合</td><td></td></tr><tr><td>法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲</td></tr></table> この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名		☐ 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 ☐ 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等			承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法		法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合		法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額		特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																															
☐ 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 ☐ 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等																																
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法																															
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合																															
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額																															
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲																															
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名																															
☐ 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 ☐ 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等																																
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法																															
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合																															
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額																															
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲																															
20.06改正		17.07改正																														

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書 1 使用目的 「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書 1 使用目的 「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>（追加）</u>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				

改正後																改正前															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 減価償却資産の償却方法の届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 法人名等 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 減価償却資産の償却方法の届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 法人名 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿															
連(届出の対象が連綿子法人である場合に限り記載) 結子法人 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 税務署処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 親署子署 子署調査課																連(届出の対象が連綿子法人である場合に限り記載) 結子法人 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 税務署処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 親署子署 子署調査課															
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。																															
記																															
資産、設備の種類																償却方法															
建物附属設備																															
構築物																															
船舶																															
航空機																															
車両及び運搬具																															
工具																															
器具及び備品																															
機械及び装置																															
() 設備																															
() 設備																															
参考事項																1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他															
税理士署名押印																印															
税務署処理欄																部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印															
20 . 06 改正 (法1311)																															

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 減価償却資産の償却方法の届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 法人名 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 減価償却資産の償却方法の届出書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 法人名 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿															
連(届出の対象が連綿子法人である場合に限り記載) 結子法人 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 税務署処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 親署子署 子署調査課																連(届出の対象が連綿子法人である場合に限り記載) 結子法人 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目 税務署処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 親署子署 子署調査課															
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。																															
記																															
資産、設備の種類																償却方法															
建物附属設備																															
構築物																															
船舶																															
航空機																															
車両及び運搬具																															
工具																															
器具及び備品																															
機械及び装置																															
() 設備																															
() 設備																															
参考事項																1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他															
税理士署名押印																印															
税務署処理欄																部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印															
18 . 06 改正 (法1311)																															

改正後	改正前																								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等 1この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>提 出 期 限</th></tr><tr><td>普通法人を設立した場合</td><td>設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合</td><td>新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限</td></tr><tr><td>設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合</td><td>その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合</td><td>新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合</td><td>新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td></tr></table> (注)連結法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。 2この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。 なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。 3減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。 (注)1建物（平成10年3月31日以前に取得したものを除きます。）法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産（平成10年3月31日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第9号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。 2鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。 4各欄は、次により記入してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。 (注)平成10年3月31日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。 ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 (削除) (削除) ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4)「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。 (5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6)「r」欄は、記載しないでください。 5留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	区 分	提 出 期 限	普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）	公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等 1この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>提 出 期 限</th></tr><tr><td>普通法人を設立した場合</td><td>設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合</td><td>新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限</td></tr><tr><td>設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合</td><td>その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合</td><td>新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td></tr><tr><td>新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合</td><td>新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td></tr></table> (注)連結法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。 2この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。 なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。 3減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。 (注)1建物（平成10年3月31日以前に取得したものを除きます。）法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産（平成10年3月31日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第9号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。 2鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。 4各欄は、次により記入してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。 (注)平成10年3月31日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。 ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ハ 污水处理の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 ニ ばい煙処理の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 ホ 農業及び林業の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第七に規定する種類ごと。 ヘ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第八に規定する種類ごと。 下 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 チ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4)「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。 (5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6)「r」欄は、記載しないでください。 (追加)	区 分	提 出 期 限	普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）	公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
区 分	提 出 期 限																								
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																								
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限																								
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
区 分	提 出 期 限																								
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																								
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限																								
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								

改 正 後													改 正 前																																						
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																										(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																									
税務署受付印 特別な償却方法の承認申請書 平成 年 月 日 税務署長殿													整理番号 連結グループ整理番号		提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 〒 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 この申請に 応答 する係及び氏名 電話() - 事 業 種 目 業																																				
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)												税 務 署 処 理 欄	整理番号																																					
	法 人 名 等													部 門																																					
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 (局 署)											決 算 期																																					
			電話() -											業種番号																																					
	(フリガナ)													整 理 簿																																					
	代 表 者 氏 名													回 付 先		□ 親署 子署 □ 子署 調査課																																			
代 表 者 住 所		〒																																																	
事 業 種 目		業																																																	
次の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。																																																			
承認を受けようとする特別な償却方法等																																																			
種 類		1																																																	
構 造 又 は 用 途		2																																																	
細 目		3																																																	
耐 用 年 数		4																																																	
取 得 価 額		5																																																	
帳 簿 価 額		6																																																	
所 在 す る 場 所		7																																																	
承認を受けようとする特別な償却方法																																																			
特別な償却方法を採用しようとする理由																																																			
期 中 取 得 資 産 の 償 却 方 法													第 1 号				第 2 号																																		
税 理 士 署 名 押 印													印																																						
税 務 署 処 理 欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考																																	
20 . 06 改正 (法1315)																																																			

税務署受付印 特別な償却方法の承認申請書 平成 年 月 日 税務署長殿													整理番号 連結グループ整理番号		提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 〒 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 この申請に 応答 する係及び氏名 電話() - 事 業 種 目 業										
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)												税 務 署 処 理 欄	整理番号											
	法 人 名 等													部 門											
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 (局 署)											決 算 期											
			電話() -											業種番号											
	(フリガナ)													整 理 簿											
	代 表 者 氏 名													回 付 先		□ 親署 子署 □ 子署 調査課									
代 表 者 住 所		〒																							
事 業 種 目		業																							
次の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。																									
承認を受けようとする特別な償却方法等																									
種 類		1																							
構 造 又 は 用 途		2																							
細 目		3																							
耐 用 年 数		4																							
取 得 価 額		5																							
帳 簿 価 額		6																							
所 在 す る 場 所		7																							
承認を受けようとする特別な償却方法																									
特別な償却方法を採用しようとする理由																									
期 中 取 得 資 産 の 償 却 方 法													第 1 号				第 2 号								
税 理 士 署 名 押 印													印												
税 務 署 処 理 欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考							
15 . 07 改正 (法1315)																									

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第 48 条の 4 ・第 155 条の 6) (注) 取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類 1 」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第 14 条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類(設備の種類を含みます。)を記載してください。 (4) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途 2 」、「細目 3 」及び「耐用年数 4 」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。 (5) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第 59 条第 1 項第 1 号又は第 2 号(事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例) に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を。で囲んでください。 (注) 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合.....第 1 号 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合.....第 2 号 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第 48 条の 4 ・第 155 条の 6) (注) 取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類 1 」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第 14 条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類(設備の種類を含みます。)を記載してください。 (4) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途 2 」、「細目 3 」及び「耐用年数 4 」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。 (5) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第 59 条第 1 項第 1 号又は第 2 号(事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例) に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を。で囲んでください。 (注) 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合.....第 1 号 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合.....第 2 号 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改 正 後				改 正 前																																																																											
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																											
納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名			法 第 号 平成 年 月 日				法 第 号 平成 年 月 日																																																																								
							殿																																																																								
税 務 署 長 財務事務官				税 務 署 長 財務事務官																																																																											
印				印																																																																											
特 別 な 償 却 方 法 の 承 認 通 知 書				特 別 な 償 却 方 法 の 承 認 通 知 書																																																																											
貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。				貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。																																																																											
承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。				承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。																																																																											
記				記																																																																											
<table><tr><td colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</td><td colspan="2">対象法人名等</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産</td><td colspan="2">承認・</td><td colspan="2">承認した特別な償却方法</td></tr><tr><td>種類（設備の種類を含む）</td><td>構 造 又 は 用 途</td><td>細 目</td><td>数 量</td><td>帳 簿 価 額 （ 千 円 ）</td><td>却 下 の 区 分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等				申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産		承認・		承認した特別な償却方法		種類（設備の種類を含む）	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （ 千 円 ）	却 下 の 区 分																			<table><tr><td colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</td><td colspan="2">対象法人名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産</td><td colspan="2">承認・</td><td colspan="2">承認した特別な償却方法</td></tr><tr><td>種類（設備の種類を含む）</td><td>構 造 又 は 用 途</td><td>細 目</td><td>数 量</td><td>帳 簿 価 額 （ 千 円 ）</td><td>却 下 の 区 分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名				申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産		承認・		承認した特別な償却方法		種類（設備の種類を含む）	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （ 千 円 ）	却 下 の 区 分																		
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																																																													
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産		承認・		承認した特別な償却方法																																																																											
種類（設備の種類を含む）	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （ 千 円 ）	却 下 の 区 分																																																																										
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名																																																																													
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産		承認・		承認した特別な償却方法																																																																											
種類（設備の種類を含む）	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （ 千 円 ）	却 下 の 区 分																																																																										
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。				（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。																																																																											
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。				この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。																																																																											
(規 格 A 4)				(規 格 A 4)																																																																											
20 . 06 改正				17 . 03 改正																																																																											

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認通知書 1 使用目的 「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教示</td><td>「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項目	内容	本文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認通知書 1 使用目的 「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教示</td><td>「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項目	内容	本文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項目	内容																				
本文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				
項目	内容																				
本文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				

改正後		改正前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
納税地 法人名等 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 特別な償却方法の承認申請の却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、法人税法施行令第 48 条の 2 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、これを却下します。 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名等 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		納税地 法人名 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 特別な償却方法の承認申請の却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、法人税法施行令第 48 条の 2 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、これを却下します。 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。	
20 . 06 改正		17 . 03 改正	

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>（追加）</u>	項 目	内 容	本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改正後			改正前																																																																										
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)			(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																										
納税地 法人名等 代表者名			法第 号 平成 年 月 日																																																																										
					殿																																																																								
税 務 署 長 財務事務官			税 務 署 長 財務事務官																																																																										
印			印																																																																										
特別な償却方法の承認の取消通知書			特別な償却方法の承認の取消通知書																																																																										
平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第 48 条の 2 第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。			平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第 48 条の 2 第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。																																																																										
平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。			平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。																																																																										
記			記																																																																										
<table><tr><td colspan="2">取消しの対象が連結子法人の場合</td><td colspan="2">対象法人名等</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="6">取 消 し の 対 象</td></tr><tr><td>種類(設備の種類を含む)</td><td>構造又は用途</td><td>細 目</td><td>数 量</td><td>帳 簿 価 額 (千 円)</td><td>特 別 な 償 却 方 法</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">取消しの基因となった事由</td></tr><tr><td colspan="6"></td></tr></table>			取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名等				取 消 し の 対 象						種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 (千 円)	特 別 な 償 却 方 法							取消しの基因となった事由												<table><tr><td colspan="2">取消しの対象が連結子法人の場合</td><td colspan="2">対象法人名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="6">取 消 し の 対 象</td></tr><tr><td>種類(設備の種類を含む)</td><td>構造又は用途</td><td>細 目</td><td>数 量</td><td>帳 簿 価 額 (千 円)</td><td>特 別 な 償 却 方 法</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">取消しの基因となった事由</td></tr><tr><td colspan="6"></td></tr></table>			取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名				取 消 し の 対 象						種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 (千 円)	特 別 な 償 却 方 法							取消しの基因となった事由											
取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																																																											
取 消 し の 対 象																																																																													
種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 (千 円)	特 別 な 償 却 方 法																																																																								
取消しの基因となった事由																																																																													
取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名																																																																											
取 消 し の 対 象																																																																													
種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 (千 円)	特 別 な 償 却 方 法																																																																								
取消しの基因となった事由																																																																													
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。																																																																										
20 . 06 改正			17 . 03 改正																																																																										
(規格 A 4)			(規格 A 4)																																																																										

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認の取消通知書 1 使用目的 「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。 2 記載要領<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>取消しの対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却方法の承認の取消通知書 1 使用目的 「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。 2 記載要領<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>取消しの対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																				
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																				
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改 正 後																改 正 前																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 取替法採用承認申請書 整理番号 連結グループ整理番号 提出法人 （フリガナ） 法 人 名 等 納 税 地 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 平成 年 月 日 税務署長殿																税務署受付印 取替法採用承認申請書 整理番号 連結グループ整理番号 提出法人 （フリガナ） 法 人 名 等 納 税 地 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 平成 年 月 日 税務署長殿																提出法人 （フリガナ） 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 （申請の対象が連結子法人である場合に限り記載） 税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親署 ☐ 子署 子署調査課																提出法人 （フリガナ） 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 （申請の対象が連結子法人である場合に限り記載） 税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親署 ☐ 子署 子署調査課															
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 （連結）事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので申請します。																																自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 （連結）事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので申請します。																															
取替法を採用しようとする減価償却資産の明細																																取替法を採用しようとする減価償却資産の明細																															
取 替 資 産 の 名 称				1																	取 替 資 産 の 名 称				1																																						
同上の法人税法施行規則第 10 条 各 号 の 区 分				2																	同上の法人税法施行規則第 10 条 各 号 の 区 分				2																																						
所 在 す る 場 所				3																	所 在 す る 場 所				3																																						
数 量				4																	数 量				4																																						
取 得 価 額				5	千円				千円				千円				千円				取 得 価 額				5	千円				千円				千円				千円																									
帳 簿 価 額				6	千円				千円				千円				千円				帳 簿 価 額				6	千円				千円				千円				千円																									
参考事項																																参考事項																															
税 理 士 署 名 押 印																税 理 士 署 名 押 印																税 理 士 署 名 押 印																税 理 士 署 名 押 印															
税務署処理欄		部門				決算期				業種番号				整理簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認印				税務署処理欄		部門				決算期				業種番号				整理簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認印							
20 . 06 改正 (法 1 3 1 9)																																18 . 06 改正 (法 1 3 1 9)																															

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 取替法採用承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第 10 条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 49 条・第 155 条の 6 ） 2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」₁、「納税地」₂、「代表者氏名」₃、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」₁、「本店又は主たる事務所の所在地」₂、「代表者氏名」₃、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「取替資産の名称 1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第 10 条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。 (4) 「同上の法人税法施行規則第 10 条各号の区分 2」欄には、(3)の資産の法規第 10 条各号の区分を記載してください。 (5) 「所在する場所 3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。 (6) 「数量 4」₁、「取得価額 5」₂及び「帳簿価額 6」₃の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。 (7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について 1 年間で使用に耐えなくなつて取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「」₄欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 取替法採用承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第 10 条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 49 条・第 155 条の 6 ） 2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」₁、「納税地」₂、「代表者氏名」₃、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」₁、「本店又は主たる事務所の所在地」₂、「代表者氏名」₃、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「取替資産の名称 1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第 10 条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。 (4) 「同上の法人税法施行規則第 10 条各号の区分 2」欄には、(3)の資産の法規第 10 条各号の区分を記載してください。 (5) 「所在する場所 3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。 (6) 「数量 4」₁、「取得価額 5」₂及び「帳簿価額 6」₃の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。 (7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について 1 年間で使用に耐えなくなつて取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「」₄欄は、記載しないでください。 <u>（追加）</u>

改 正 後														改 正 前																																									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
リース賃貸資産の償却方法に係る 旧リース期間定額法の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡グループ整理番号														リース賃貸資産の償却方法に係る 旧リース期間定額法の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡グループ整理番号													
提出法人 ☐ ☐ 単連体結法親人法人		(フリガナ)												提出法人 ☐ ☐ 単連体結法親人法人		(フリガナ)																																							
		法 人 名 等														法 人 名																																							
		納 税 地		〒												納 税 地		〒																																					
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -												(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -																																					
		代 表 者 住 所		〒												代 表 者 住 所		〒																																					
		事 業 種 目		業												事 業 種 目		業																																					
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等												税 務 署 処 理 欄	整理番号																																									
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -											部 門																																									
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名													決 算 期																																									
	代 表 者 住 所		〒											業種番号																																									
	事 業 種 目		業											整 理 簿																																									
	回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課											整 理 簿																																									
リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 記																																																							
資 産 、 設 備 の 種 類				改定取得価額の合計額				資 産 、 設 備 の 種 類				改定取得価額の合計額																																											
建 物								建 物																																															
建 物 附 属 設 備								建 物 附 属 設 備																																															
構 築 物								構 築 物																																															
船 舶								船 舶																																															
航 空 機								航 空 機																																															
車 両 及 び 運 搬 具								車 両 及 び 運 搬 具																																															
工 具								工 具																																															
器 具 及 び 備 品								器 具 及 び 備 品																																															
機 械 及 び 装 置								機 械 及 び 装 置																																															
() 設備								() 設備																																															
参 考 事 項	1 採用する事業年度		自 平成 年 月 日																																																				
	2 その他		至 平成 年 月 日																																																				
税 理 士 署 名 押 印				印																																																			
税 務 署 処 理 欄				部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考																																			

20 . 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前														改 正 後																																									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
リース賃貸資産の償却方法に係る 旧リース期間定額法の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡グループ整理番号														リース賃貸資産の償却方法に係る 旧リース期間定額法の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡グループ整理番号													
提出法人 ☐ ☐ 単連体結法親人法人		(フリガナ)												提出法人 ☐ ☐ 単連体結法親人法人		(フリガナ)																																							
		法 人 名														法 人 名																																							
		納 税 地		〒												納 税 地		〒																																					
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -												(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -																																					
		代 表 者 住 所		〒												代 表 者 住 所		〒																																					
		事 業 種 目		業												事 業 種 目		業																																					
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名												税 務 署 処 理 欄	整理番号																																									
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -											部 門																																									
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名													決 算 期																																									
	代 表 者 住 所		〒											業種番号																																									
	事 業 種 目		業											整 理 簿																																									
	回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課											整 理 簿																																									
リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 記																																																							
資 産 、 設 備 の 種 類				改定取得価額の合計額				資 産 、 設 備 の 種 類				改定取得価額の合計額																																											
建 物								建 物																																															
建 物 附 属 設 備								建 物 附 属 設 備																																															
構 築 物								構 築 物																																															
船 舶								船 舶																																															
航 空 機								航 空 機																																															
車 両 及 び 運 搬 具								車 両 及 び 運 搬 具																																															
工 具								工 具																																															
器 具 及 び 備 品								器 具 及 び 備 品																																															
機 械 及 び 装 置								機 械 及 び 装 置																																															
() 設備								() 設備																																															
参 考 事 項	1 採用する事業年度		自 平成 年 月 日																																																				
	2 その他		至 平成 年 月 日																																																				
税 理 士 署 名 押 印				印																																																			
税 務 署 処 理 欄				部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考																																			

19 . 06

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第 49 条の 2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第 48 条第 1 項第 6 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。 （注）連結法人については、法人税法施行令第 155 条の 6 の規定によって提出してください。 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 3 各欄は、次により記入してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている 8 つの種類）ごと。 ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ハ <u>公害防止</u>の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと（<u>削 除</u>） （<u>削 除</u>） ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の 2 第 3 項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「 税務署処理欄」には、何も記載しないでください。 4 留意事項 ○ <u>法人課税信託の名称の併記</u> <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第 49 条の 2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第 48 条第 1 項第 6 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。 （注）連結法人については、法人税法施行令第 155 条の 6 の規定によって提出してください。 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 3 各欄は、次により記入してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている 8 つの種類）ごと。 ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ハ <u>汚水処理</u>の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと ニ <u>ばい煙処理の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</u> ホ <u>農業及び林業の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第七に規定する種類ごと。</u> ヘ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第八に規定する種類ごと ト 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 チ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の 2 第 3 項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「 税務署処理欄」には、何も記載しないでください。 （<u>追 加</u>）

改 正 後														改 正 前																																									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
税務署受付印 特別な償却率の認定申請書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 （フリガナ） 法 人 名 等 納 税 地 〒 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 この申請に应答する係及び氏名 電話() - 事 業 種 目 業 国税局長殿 平成 年 月 日														税務署受付印 特別な償却率の認定申請書 整理番号 連絡グループ整理番号 提出法人 （フリガナ） 法 人 名 等 納 税 地 〒 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 この申請に应答する係及び氏名 電話() - 事 業 種 目 業 国税局長殿 平成 年 月 日														連（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載） （フリガナ） 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業 税 務 署 处 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課														連（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載） （フリガナ） 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() - （フリガナ） 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業 税 務 署 处 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課													
次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。																												次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。																											
認定を受けようとする特別な償却率等の明細																												認定を受けようとする特別な償却率等の明細																											
種 類		1																						種 類		1																													
構 造 又 は 用 途		2																						構 造 又 は 用 途		2																													
細 目		3																						細 目		3																													
名 称		4																						名 称		4																													
所 在 す る 場 所		5																						所 在 す る 場 所		5																													
数 量		6																						数 量		6																													
取 得 価 額		7		千円										千円										取 得 価 額		7		千円										千円																	
帳 簿 価 額		8		千円										千円										帳 簿 価 額		8		千円										千円																	
認定を受けようとする償却率		9																						認定を受けようとする償却率		9																													
参考事項																												参考事項																											
認定を受けようとする償却率の算定の基礎																												認定を受けようとする償却率の算定の基礎																											
税 理 士 署 名 押 印														印														税 理 士 署 名 押 印														印													
税 務 署 处 理 欄				部門				決算期				業種番号				整理簿				備考				税 務 署 处 理 欄				部門				決算期				業種番号				整理簿				備考											
20 . 06 改正 (法 1 3 2 0)																												15 . 07 改正 (法 1 3 2 0)																											

（規格 A 4）

（規格 A 4）

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却率の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則(以下単に「法規」といいます。)第 12 条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第 50 条・第 155 条の 6) 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、法規第 12 条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する□にレ印を付すとともに、「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類 1」、「構造又は用途 2」及び「細目 3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。 (4) 「名称 4」欄には、法規第 12 条各号に掲げる資産の名称を記載してください。 (5) 「所在する場所 5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。 (6) 「数量 6」、「取得価額 7」及び「帳簿価額 8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。 (7) 「認定を受けようとする償却率 9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。 (8) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「 」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却率の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則(以下単に「法規」といいます。)第 12 条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第 50 条・第 155 条の 6) 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、法規第 12 条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する□にレ印を付すとともに、「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類 1」、「構造又は用途 2」及び「細目 3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。 (4) 「名称 4」欄には、法規第 12 条各号に掲げる資産の名称を記載してください。 (5) 「所在する場所 5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。 (6) 「数量 6」、「取得価額 7」及び「帳簿価額 8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。 (7) 「認定を受けようとする償却率 9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。 (8) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「 」欄は、記載しないでください。 <u>(追 加)</u>

改 正 後				改 正 前			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)			
納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名			法 第 号 平成 年 月 日	納 税 地 法 人 名 代 表 者 名			法 第 号 平成 年 月 日
	殿				殿		
国 税 局 長 財務事務官 印				国 税 局 長 財務事務官 印			
特 別 な 償 却 率 の 認 定 通 知 書				特 別 な 償 却 率 の 認 定 通 知 書			
貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。				貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。			
認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。				認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。			
記				記			
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産				認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産			
種 類		細 目	帳 簿 価 額（千円）	種 類		細 目	帳 簿 価 額（千円）
認 定 し た 特 別 な 償 却 率				認 定 し た 特 別 な 償 却 率			
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。				(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。			
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。				この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			
(規格A4)				(規格A4)			
20 . 06 改正				17 . 03 改正			

改正後	改正前																								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却率の認定通知書 1 使用目的 「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>付記事項</td><td>「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	項目	内容	本文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	付記事項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却率の認定通知書 1 使用目的 「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>付記事項</td><td>「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>(追加)</u>	項目	内容	本文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	付記事項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項目	内容																								
本文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																								
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																								
付記事項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。																								
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																								
教示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																								
項目	内容																								
本文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																								
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																								
付記事項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。																								
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																								
教示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																								

改 正 後		改 正 前																																			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																			
納税地 法人名等 代表者名 殿 法 第 号 平成 年 月 日 国 税 局 長 財務事務官 印 特 別 な 償 却 率 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。 変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><thead><tr><th>変更の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名等</th><th></th></tr><tr><th colspan="3">変 更 の 対 象</th></tr><tr><th>種 類</th><th>細 目</th><th>帳 簿 価 額（千円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>変 更 後 の 償 却 率</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">変更の基因となった事由</td></tr></tbody></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 20 . 06 改正 納税地 法人名 代表者名 殿 法 第 号 平成 年 月 日 国 税 局 長 財務事務官 印 特 別 な 償 却 率 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。 変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><thead><tr><th>変更の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名</th><th></th></tr><tr><th colspan="3">変 更 の 対 象</th></tr><tr><th>種 類</th><th>細 目</th><th>帳 簿 価 額（千円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>変 更 後 の 償 却 率</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">変更の基因となった事由</td></tr></tbody></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 17 . 03 改正		変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		変 更 の 対 象			種 類	細 目	帳 簿 価 額（千円）				変 更 後 の 償 却 率			変更の基因となった事由			変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名		変 更 の 対 象			種 類	細 目	帳 簿 価 額（千円）				変 更 後 の 償 却 率			変更の基因となった事由		
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																																				
変 更 の 対 象																																					
種 類	細 目	帳 簿 価 額（千円）																																			
変 更 後 の 償 却 率																																					
変更の基因となった事由																																					
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名																																				
変 更 の 対 象																																					
種 類	細 目	帳 簿 価 額（千円）																																			
変 更 後 の 償 却 率																																					
変更の基因となった事由																																					

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却率の変更通知書 1 使用目的 「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文</td><td>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	項 目	内 容	本文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。	変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別な償却率の変更通知書 1 使用目的 「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文</td><td>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>（追加）</u>	項 目	内 容	本文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。	変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。																				
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。																				
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改 正 後																改 正 前																																																																																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																															
減価償却資産の償却方法の変更承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																整理番号																整理番号																																																																																															
																連結グループ整理番号																連結グループ整理番号																																																																																															
提出法人 ☐☐単連体結法親人法人																(フリガナ)																(フリガナ)																																																																																															
																法 人 名 等																法 人 名																																																																																															
																納 税 地		〒														納 税 地		〒																																																																																													
																(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -														(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -																																																																																													
																代 表 者 住 所		〒														代 表 者 住 所		〒																																																																																													
事 業 種 目		業														事 業 種 目		業																																																																																																													
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等																税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号																																																																																																													
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -															部 門																																																																																																													
																		決 算 期																																																																																																													
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名																	業 種 番 号																																																																																																													
	代 表 者 住 所		〒															整 理 簿																																																																																																													
	事 業 種 目		業															回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																											
自 平成 年 月 日 (連結)事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。 至 平成 年 月 日																																自 平成 年 月 日 (連結)事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。 至 平成 年 月 日																																																																																															
記																																記																																																																																															
資産、設備の種類				現によっている償却方法				現によっている償却方法 を採用した年月日				採用しようとする 新たな償却方法				資産、設備の種類				現によっている償却方法				現によっている償却方法 を採用した年月日				採用しようとする 新たな償却方法																																																																																																			
								年 月 日																年 月 日																																																																																																							
								年 月 日																年 月 日																																																																																																							
								年 月 日																年 月 日																																																																																																							
								年 月 日																年 月 日																																																																																																							
								年 月 日																年 月 日																																																																																																							
								年 月 日																年 月 日																																																																																																							
変と 更す るよ 理 う由																																変と 更す るよ 理 う由																																																																																															
税 理 士 署 名 押 印																印																税 理 士 署 名 押 印																印																																																																															
税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印				税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印																																																																							
20 . 06改正																																(法 1 3 1 2)																																18 . 06改正																																(法 1 3 1 2)																															

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (6)「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「 」欄は記載しないでください。 5 <u>留意事項</u> ○ <u>法人課税信託の名称の併記</u> <u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (6)「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「 」欄は記載しないでください。 <u>(追 加)</u>

改正後			改正前																																																																																			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)			(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																			
納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号 平成 年 月 日	納税地 法人名 代氏 表者名		法第 号 平成 年 月 日																																																																																	
		殿			殿																																																																																	
税 務 署 長 財務事務官 印			税 務 署 長 財務事務官 印																																																																																			
減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書			減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書																																																																																			
貴法人から平成 年 月 日付でされた減価償却資産の償却方法の変更申請については、 下記のとおり承認又は却下したので通知します。			貴法人から平成 年 月 日付でされた減価償却資産の償却方法の変更申請については、 下記のとおり承認又は却下したので通知します。																																																																																			
記			記																																																																																			
<table><thead><tr><th>申請の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名等</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>資 産 、 設 備 の 種 類</td><td>変更しようとする償却方法</td><td>承 認 ・ 却 下 の 区 分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		資 産 、 設 備 の 種 類	変更しようとする償却方法	承 認 ・ 却 下 の 区 分																																		<table><thead><tr><th>申請の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>資 産 、 設 備 の 種 類</td><td>変更しようとする償却方法</td><td>承 認 ・ 却 下 の 区 分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名		資 産 、 設 備 の 種 類	変更しようとする償却方法	承 認 ・ 却 下 の 区 分																																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																																																																																					
資 産 、 設 備 の 種 類	変更しようとする償却方法	承 認 ・ 却 下 の 区 分																																																																																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名																																																																																					
資 産 、 設 備 の 種 類	変更しようとする償却方法	承 認 ・ 却 下 の 区 分																																																																																				
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。			この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。																																																																																			
20 . 06 改正 (法 1 3 1 4)			17 . 03 改正 (法 1 3 1 4)																																																																																			

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書 1 使用目的 「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法 1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項目	内容	本文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書 1 使用目的 「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法 1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項目	内容	本文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項目	内容																				
本文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				
項目	内容																				
本文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				

改 正 後														改 正 前																																									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
税務署受付印 耐用年数の短縮の承認申請書 整理番号 連結グループ整理番号 提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 国税局長殿 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 この申請に应答する係及び氏名 事 業 種 目 〒 電話() - 〒 電話() - 業														税務署受付印 耐用年数の短縮の承認申請書 整理番号 連結グループ整理番号 提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 国税局長殿 (フリガナ) 法 人 名 納 税 地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 この申請に应答する係及び氏名 事 業 種 目 〒 電話() - 〒 電話() - 業																																									
連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業														連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																																									
税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 □ 親署 □ 子署 子署 調査課														税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 □ 親署 □ 子署 子署 調査課																																									
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。																																																							
申 請 の 事 由														申 請 の 事 由																																									
資 産 の 種 類 及 び 名 称														資 産 の 種 類 及 び 名 称																																									
同 上 の 資 産 の														同 上 の 資 産 の																																									
所 在 す る 場 所														所 在 す る 場 所																																									
承認を受けようとする使用可能期間														承認を受けようとする使用可能期間																																									
法 定 耐 用 年 数														法 定 耐 用 年 数																																									
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要														使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要																																									
参 考 と な る べ き 事 項														参 考 と な る べ き 事 項																																									
税 理 士 署 名 押 印														税 理 士 署 名 押 印																																									
税 務 署 処 理 欄														税 務 署 処 理 欄																																									
部門														部門																																									
決算期														決算期																																									
業種番号														業種番号																																									
整理簿														整理簿																																									
備考														備考																																									

20.06改正

15.07改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等	耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等
1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条・第 155 条の 6 ）	1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条・第 155 条の 6 ）
2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。	2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。
3 申請書の各欄は、次により記載してください。	3 申請書の各欄は、次により記載してください。
(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」,「納税地」,「代表者氏名」,「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」,「納税地」,「代表者氏名」,「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」,「本店又は主たる事務所の所在地」,「代表者氏名」,「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」,「本店又は主たる事務所の所在地」,「代表者氏名」,「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3) 「申請の事由 1 」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び法人税法施行規則第 16 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。	(3) 「申請の事由 1 」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び法人税法施行規則第 16 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。
(4) 「資産の種類及び名称 2 」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。	(4) 「資産の種類及び名称 2 」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
(5) 「同上の資産の（ 3 ～ 5 ）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。	(5) 「同上の資産の（ 3 ～ 5 ）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。
(6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要 6 」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。	(6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要 6 」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。
(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8) 「 」欄は、記載しないでください。	(8) 「 」欄は、記載しないでください。
4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。	4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。
(1) 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」	(1) 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」
(2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）	(2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）
(3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料 （例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）	(3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料 （例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）
(4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）	(4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）
(5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類 （例：リース契約書の写し、納品書の写し等）	(5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類 （例：リース契約書の写し、納品書の写し等）
5 留意事項	<u>（追加）</u>
○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改 正 後				改 正 前				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				
納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名			法 第 号 平成 年 月 日				法 第 号 平成 年 月 日	
							殿	
国 税 局 長 財務事務官				国 税 局 長 財務事務官				
印				印				
耐 用 年 数 の 短 縮 の 承 認 通 知 書				耐 用 年 数 の 短 縮 の 承 認 通 知 書				
貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。				貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。				
承認した耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。				承認した耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。				
記				記				
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等						
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						承認・ 却下の 区 分	承認した 耐用年数 (年)	
番 号	種類（設備の 種類を含む）	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳簿価額 (千円)			
(付記事項)								
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。								
(削 除)								
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。								
20 . 06 改正				17 . 03 改正				
(規 格 A 4)				(規 格 A 4)				

改正後	改正前																												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												
耐用年数の短縮の承認通知書	耐用年数の短縮の承認通知書																												
1 使用目的 「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>付 記 事 項</td><td>「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</td></tr><tr><td><u>（ 削 除 ）</u></td><td></td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	<u>（ 削 除 ）</u>		調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	1 使用目的 「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>付 記 事 項 1</td><td>「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>付 記 事 項 2</td><td><u>「取得した場合は、」及び「ができません。」の箇所については、承認に係る減価償却資産が、法人税法施行規則第16条第2号《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には「取得した場合であっても、」及び「はできません。」の字句を抹消し、その他の場合には「取得した場合は、」及び「はできます。」の字句を抹消する。</u> <u>【参考】法人税基本通達7-3-22（耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数）</u></td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>（ 追 加 ）</u>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	付 記 事 項 1	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	付 記 事 項 2	<u>「取得した場合は、」及び「ができません。」の箇所については、承認に係る減価償却資産が、法人税法施行規則第16条第2号《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には「取得した場合であっても、」及び「はできません。」の字句を抹消し、その他の場合には「取得した場合は、」及び「はできます。」の字句を抹消する。</u> <u>【参考】法人税基本通達7-3-22（耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数）</u>	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項 目	内 容																												
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																												
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																												
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。																												
<u>（ 削 除 ）</u>																													
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																												
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																												
項 目	内 容																												
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																												
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																												
付 記 事 項 1	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。																												
付 記 事 項 2	<u>「取得した場合は、」及び「ができません。」の箇所については、承認に係る減価償却資産が、法人税法施行規則第16条第2号《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には「取得した場合であっても、」及び「はできません。」の字句を抹消し、その他の場合には「取得した場合は、」及び「はできます。」の字句を抹消する。</u> <u>【参考】法人税基本通達7-3-22（耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数）</u>																												
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																												
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																												

改 正 後		改 正 前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
納税地 法人名等 代氏 表 者名 法第 号 平成 年 月 日 国 税 局 長 財務事務官 印 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、法人税法施行令第 57 条第 1 項に掲げる申請の事由が認められないので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名等 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		納税地 法人名 代氏 表 者名 法第 号 平成 年 月 日 国 税 局 長 財務事務官 印 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、法人税法施行令第 57 条第 1 項に掲げる申請の事由が認められないので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。	
20 . 06 改正		17 . 03 改正	

(規 格 A 4)

(規 格 A 4)

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>(追 加)</u>	項 目	内 容	本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地
法人名等
代表者名

法第 号
平成 年 月 日

国 税 局 長
財務事務官

印

耐用年数の短縮の承認の取消 (変更) 通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第 57 条第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度以後の各 (連結) 事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合				対象法人名等			
取 消 し (変 更) の 対 象							取 消 し (変 更) 後 の 耐 用 年 数 (年)
番 号	種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 (千 円)	承 認 し た 耐 用 年 数 (年)	
取消し(変更)の基因となった事由							

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規 格 A 4)

納税地
法人名
代表者名

法第 号
平成 年 月 日

国 税 局 長
財務事務官

印

耐用年数の短縮の承認の取消 (変更) 通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第 57 条第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度以後の各 (連結) 事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合				対象法人名			
取 消 し (変 更) の 対 象							取 消 し (変 更) 後 の 耐 用 年 数 (年)
番 号	種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 (千 円)	承 認 し た 耐 用 年 数 (年)	
取消し(変更)の基因となった事由							

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規 格 A 4)

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 耐用年数の短縮の承認の取消 (変更) 通知書 1 使用目的 「耐用年数の短縮の承認の取消 (変更) 通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「取消 (変更)」、「取り消 (変更)」及び「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>「取消し (変更) の対象が連結子法人の場合」～「取消し (変更) の基因となった事由」</td><td>「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項 (定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「取消 (変更)」、「取り消 (変更)」及び「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	「取消し (変更) の対象が連結子法人の場合」～「取消し (変更) の基因となった事由」	「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 耐用年数の短縮の承認の取消 (変更) 通知書 1 使用目的 「耐用年数の短縮の承認の取消 (変更) 通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「取消 (変更)」、「取り消 (変更)」及び「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>「取消し (変更) の対象が連結子法人の場合」～「取消し (変更) の基因となった事由」</td><td>「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項 (定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「取消 (変更)」、「取り消 (変更)」及び「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	「取消し (変更) の対象が連結子法人の場合」～「取消し (変更) の基因となった事由」	「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「取消 (変更)」、「取り消 (変更)」及び「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																				
「取消し (変更) の対象が連結子法人の場合」～「取消し (変更) の基因となった事由」	「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「取消 (変更)」、「取り消 (変更)」及び「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																				
「取消し (変更) の対象が連結子法人の場合」～「取消し (変更) の基因となった事由」	「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改 正 後													改 正 前																																						
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																										(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																									
(廃 止)																										承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書																									
																										番号 a		種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数 量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g 千円	承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎			年 要 価 却 額 g h i	算出使用可能期間 g の 計 計 j	承認を受けようとする使用可能期間 k	取得年月 l	帳簿価額 m 千円	所在地 n									
																																		承 認 を 受 け よ う と す る 使 用 可 能 期 間 の 算 定 の 基 礎	承 認 を 受 け よ う と す る 使 用 可 能 期 間 の 算 定 の 基 礎	承 認 を 受 け よ う と す る 使 用 可 能 期 間 の 算 定 の 基 礎															
																										13・07																									
																										(法 1 3 1 6 - 2)																									
																										(規 格 A 4)																									

前 正 改	後 正 改
承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書の記載要領等 (法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。 2 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。 3 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、申請資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なること、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。 4 「数量 e」欄には、3 の資産の数量を記載してください。 5 「法定耐用年数 f」欄には、申請資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。 6 「取得価額 g」欄には、3 の資産の取得価額（申請の理由が法人税法施行規則第 16 条第 2 号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第 3 号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載してください。 7 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3 の資産につき申請時までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを記載し、「計 h」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。 この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 h」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。 8 「年要償却額 i」欄には、3 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 h」の年数で除して算出した金額を記載してください。 9 3 の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「取得価額 g」及び「年要償却額 i」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 i」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を「算出使用可能期間 j」欄に記載してください。 10 「承認を受けようとする使用可能期間 k」欄には、2 の資産が機械及び装置である場合には、9 により計算し「算出使用可能期間 j」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 h」欄に記載した年数を限度として承認を受けようとする耐用年数を記載してください。 11 「帳簿価額 m」欄には、2 の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。 なお、申請の日の属する事業年度の中で取得した資産については、申請日現在の帳簿価額を記載してください。 12 「所在地 n」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (廃 止)

改 正 後																改 正 前																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 平成 年 月 日 国税局長殿																提出法人		(フリガナ)		整理番号																																											
																☐ ☐		法 人 名 等		識別番号																																											
																単 連 体 結 法 親 人 法 人		納 税 地		〒		電話() -																																									
																		(フリガナ)																																													
																		代 表 者 氏 名				印																																									
																		代 表 者 住 所		〒																																											
		事 業 種 目		業																																																											
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄		整 理 番 号																																																								
	法 人 名 等						部 門																																																								
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -				決 算 期																																																								
	(フリガナ)						業 種 番 号																																																								
	代 表 者 氏 名						整 理 簿																																																								
	代 表 者 住 所		〒				回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																						
事 業 種 目		業																																																													
次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。																																																															
更 新 資 産 の 取 得 を し た 日 の 属 す る (連 結) 事 業 年 度				1		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																																																									
届 出 の 事 由				2		法人税法施行規則第18条第1項																																																									
						第 1 号 該 当												第 2 号 該 当																																													
みなし承認を受けようとする使用可能期間 (付表のk)				3		年																																																									
短縮特例承認資産の種類及び名称				4																																																											
参 考 と な る べ き 事 項				5																																																											
添 付 書 類				1 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し 3 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)																																																											
税 理 士 署 名 押 印				印																																																											
税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通 信 日付印		年 月 日		確認 印																																					

(規格A4)

改 正 後	改 正 前						
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに使用してください。(法人税法施行令第 57 条第 7 項・第 155 条の 6) 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。 なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度 1」欄には、法人税法施行令第 57 条第 7 項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。 (4) 「届出の事由 2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。 <table><tr><th>該当号</th><th>届 出 の 事 由</th></tr><tr><td>第 1 号</td><td>短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合</td></tr><tr><td>第 2 号</td><td>短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産(その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。) と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可能期間の年数とに差異が生じない場合</td></tr></table> 【第 1 号該当の場合】 (5) 第 1 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること) を満たしている必要がありますので御注意ください。 【第 2 号該当の場合】 (6) 第 2 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。 イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10% 以下であること 具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「付表」といいます。) の g の計に内書した金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。) () の g の計に記載した金額の 10% 以下であるかどうかにより判定します。 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の g の計に記載した金額により判定します。 ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと 具体的には、付表の k 欄の年数と短縮特例承認資産の明細書の k 欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。	該当号	届 出 の 事 由	第 1 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合	第 2 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産(その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。) と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可能期間の年数とに差異が生じない場合	(新 設)
該当号	届 出 の 事 由						
第 1 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合						
第 2 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産(その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。) と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可能期間の年数とに差異が生じない場合						

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 【共通記載項目】 (7) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 3 」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の k 欄の年数を記載してください。 (8) 「短縮特例承認資産の種類及び名称 4 」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「 」欄は、記載しないでください。 4 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。 (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表) 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

前 正 改	後 正 改
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (設 新)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 付表（更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等 - この明細書は、短縮特例承認資産（法人が有する法人税法施行令第 57 条第 1 項の承認に係る減価償却資産をいいます。以下同じ。）の一部について、これに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合に、その取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎となる個々の資産の明細等を記載し、「短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書」に添付してください。 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。なお、更新資産については、その一連番号を。で囲んでください。 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類及び構造若しくは用途又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる設備の種類を記載してください。 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごとにその名称を記載してください。 「数量 e」欄には、4 の資産の数量を記載してください。 「法定耐用年数 f」欄には、その個々の資産が含まれる減価償却資産について法人税法施行令第 57 条第 1 項の適用を受けないこととした場合に適用される法定耐用年数を記載してください。 「取得価額 g」欄には、4 の資産の取得価額を記載してください。また、「取得価額 g」欄の合計額を「計」欄に記載するとともに、4 の資産のうち一の計画に基づく更新資産の「取得価額 g」の額の合計額を内書きしてください。 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎」欄には、4 の資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の終了の日までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを記載し、「計 h」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。 - この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 h」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。 「年要償却額 i」欄には、4 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 h」の年数で除して算出した金額を記載するとともに、その合計額を「計」欄に記載してください。 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間 j」の「計」欄には、「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 i」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 k」の「計」欄には、みなし承認を受けようとする耐用年数を記載してください。 「帳簿価額 m」欄には、更新資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における個々の資産の帳簿価額を記載してください。 「所在地 n」欄には、その資産の所在する事業所名及び所在地を記載してください。

改 正 後															改 正 前																																														
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																														(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書 平成 年 月 日 国税局長殿															<table><tr><td>提出法人</td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>☐ ☐</td><td colspan="2">法 人 名 等</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="4">単 連 体 結 法 親 人 法 人</td><td>納 税 地</td><td colspan="3">〒</td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td colspan="3">印</td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td colspan="3">〒</td></tr><tr><td colspan="2">事 業 種 目</td><td colspan="3">業</td></tr></table>															提出法人	(フリガナ)				☐ ☐	法 人 名 等				単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒			(フリガナ)				代 表 者 氏 名	印			代 表 者 住 所	〒			事 業 種 目		業		
提出法人	(フリガナ)																																																												
☐ ☐	法 人 名 等																																																												
単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒																																																											
	(フリガナ)																																																												
	代 表 者 氏 名	印																																																											
	代 表 者 住 所	〒																																																											
事 業 種 目		業																																																											
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)					税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号																																																						
	法 人 名 等						部 門																																																						
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -					決 算 期																																																						
	(フリガナ)						業 種 番 号																																																						
	代 表 者 氏 名						整 理 簿																																																						
	代 表 者 住 所	〒					回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																					
次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。																																																													
届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度				1	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																																																								
届 出 の 事 由				2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当				法人税法施行規則第16条第1号 該当				法人税法施行規則第16条第3号 該当																																																
届 出 資 産 の 種 類 及 び 名 称				3																																																									
同 上 の 資 産 の	所 在 す る 場 所			4																																																									
	みなし承認を受けようとする使用可能期間			5	年																																																								
参 考 と な る べ き 事 項				6																																																									
添 付 書 類		1 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表) 3 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し																																																											
税 理 士 署 名 押 印				印																																																									
税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通 信 日付印	年 月 日	確認 印																																																

改 正 後	改 正 前												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条第 8 項・第 155 条の 6 ） 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。 なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」,「納税地」,「代表者氏名」,「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」,「本店又は主たる事務所の所在地」,「代表者氏名」,「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度 1 」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。 (4) 「届出の事由 2 」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号、法人税法施行規則第 16 条第 1 号又は同条第 3 号（法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号及び法人税法施行規則第 16 条第 1 号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第 57 条第 8 項又は法人税法施行規則第 18 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。 届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。 <table><tr><th colspan="2">既承認資産の承認事由</th><th>届出の対象となる減価償却資産</th></tr><tr><td>1</td><td>その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること （法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号）</td><td>左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 （法人税法施行令第 57 条第 8 項）</td></tr><tr><td>2</td><td>その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること （法人税法施行規則第 16 条第 1 号）</td><td>左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 1 号）</td></tr><tr><td>3</td><td>上記 1 又は 2 に準ずる事由 （法人税法施行規則第 16 条第 3 号）</td><td>左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 2 号）</td></tr></table> (5) 「届出資産の種類及び名称 3 」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。 (6) 「同上の資産の(4 及び 5)」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。 (7) 「参考となるべき事項 6 」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等） (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。	既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産	1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること （法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号）	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 （法人税法施行令第 57 条第 8 項）	2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること （法人税法施行規則第 16 条第 1 号）	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 1 号）	3	上記 1 又は 2 に準ずる事由 （法人税法施行規則第 16 条第 3 号）	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 2 号）	(新 設)
既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産											
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること （法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号）	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 （法人税法施行令第 57 条第 8 項）											
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること （法人税法施行規則第 16 条第 1 号）	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 1 号）											
3	上記 1 又は 2 に準ずる事由 （法人税法施行規則第 16 条第 3 号）	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 2 号）											

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 4 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 (1) 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表) (3) 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

前 正 改	後 正 改
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (新 設)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 付表（みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等 1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。 2 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。 3 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、届出資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。 4 「数量 e」欄には、3 の資産の数量を記載してください。 5 「法定耐用年数 f」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。 6 「取得価額 g」欄には、3 の資産の取得価額を記載してください。 7 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3 の資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第 8 項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）終了の日までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを記載し、「計 h」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。 この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 h」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。 8 「年要償却額 i」欄には、3 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 h」の年数で除して算出した金額を記載してください。 9 3 の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「取得価額 g」及び「年要償却額 i」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 i」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を「算出使用可能期間 j」欄に記載してください。 10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 k」欄には、2 の資産が機械及び装置である場合には、9 により計算し、「算出使用可能期間 j」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 h」欄に記載した年数を限度としてみなし承認を受けようとする耐用年数を記載してください。 11 「帳簿価額 m」欄には、2 の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に届出資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。 12 「所在地 n」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

改正後														改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
税務署受付印 増加償却の届出書 整理番号 連結グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 業 平成 年 月 日 税務署長殿														税務署受付印 増加償却の届出書 整理番号 連結グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 業 平成 年 月 日 税務署長殿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 業 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 ☐ 親署 ☐ 子署 子署調査課														連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 業 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 ☐ 親署 ☐ 子署 子署調査課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (連結)事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので 届け出ます。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table><tr><td>設備の種類</td><td>1</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td>細目</td><td>2</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td>所在する場所</td><td>3</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td>通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間</td><td>4</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td>通常使用されるべき日数</td><td>5</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td>平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間</td><td>6</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td>1日当りの超過使用時間</td><td>7</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td>同上の時間の計算方法</td><td>8</td><td colspan="12">第 一 号 該 当</td><td colspan="12">第 二 号 該 当</td></tr><tr><td>増加償却割合 [35 / 1000 × 「7」]</td><td>9</td><td colspan="26"></td></tr><tr><td colspan="28">操業度上昇の理由</td></tr><tr><td colspan="28">超過使用したことを証する書類として保存するものの名称</td></tr></table>																												設備の種類	1																											細目	2																											所在する場所	3																											通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間	4																											通常使用されるべき日数	5																											平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間	6																											1日当りの超過使用時間	7																											同上の時間の計算方法	8	第 一 号 該 当												第 二 号 該 当												増加償却割合 [35 / 1000 × 「7」]	9																											操業度上昇の理由																												超過使用したことを証する書類として保存するものの名称																											
設備の種類	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
細目	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
所在する場所	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
通常使用されるべき日数	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1日当りの超過使用時間	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
同上の時間の計算方法	8	第 一 号 該 当												第 二 号 該 当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
増加償却割合 [35 / 1000 × 「7」]	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
操業度上昇の理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
超過使用したことを証する書類として保存するものの名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table><tr><td colspan="14">税 理 士 署 名 押 印</td><td colspan="14">印</td></tr></table>																												税 理 士 署 名 押 印														印																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
税 理 士 署 名 押 印														印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<table><tr><td>税務署</td><td>部門</td><td></td><td>決算</td><td></td><td>業種</td><td></td><td>整理</td><td></td><td>備考</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>確認</td><td>印</td><td></td></tr><tr><td>処理欄</td><td></td><td></td><td>期</td><td></td><td>番号</td><td></td><td>簿</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																												税務署	部門		決算		業種		整理		備考		通信日付印	年	月	日	確認	印		処理欄			期		番号		簿											<table><tr><td>税務署</td><td>部門</td><td></td><td>決算</td><td></td><td>業種</td><td></td><td>整理</td><td></td><td>備考</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>確認</td><td>印</td><td></td></tr><tr><td>処理欄</td><td></td><td></td><td>期</td><td></td><td>番号</td><td></td><td>簿</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														税務署	部門		決算		業種		整理		備考		通信日付印	年	月	日	確認	印		処理欄			期		番号		簿																																																																																																																																																																																																																																						
税務署	部門		決算		業種		整理		備考		通信日付印	年	月	日	確認	印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
処理欄			期		番号		簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
税務署	部門		決算		業種		整理		備考		通信日付印	年	月	日	確認	印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
処理欄			期		番号		簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20 . 06 改正														(法 1 3 1 7)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18 . 06 改正														(法 1 3 1 7)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 増加償却の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の 6 に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。 2 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。 (4) 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。 (5) 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。 (6) 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。 (7) 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。 (8) 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。 (9) 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。 イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法 $\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しよう} \\ \text{とする事業年度における平均超過使用時間} \end{array} \right) \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$ ロ 次の算式により計算する方法 $\text{1 日当りの超過使用時間} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする} \\ \text{事業年度における平均超過使用時間の合計時間} \end{array} \right)}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$ (10) 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。 (11) 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。 $\frac{35}{1,000} \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$ (12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。 (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (14) 「」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 増加償却の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の 6 に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。 2 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。 (4) 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。 (5) 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。 (6) 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。 (7) 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。 (8) 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。 (9) 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。 イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法 $\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しよう} \\ \text{とする事業年度における平均超過使用時間} \end{array} \right) \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$ ロ 次の算式により計算する方法 $\text{1 日当りの超過使用時間} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする} \\ \text{事業年度における平均超過使用時間の合計時間} \end{array} \right)}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$ (10) 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。 (11) 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。 $\frac{35}{1,000} \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$ (12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。 (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (14) 「」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改 正 後														改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																																																																																																																																																										
陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 国税局長殿														整理番号 連絡グループ整理番号														陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 国税局長殿														整理番号 連絡グループ整理番号																																																																																																																																																																																																																												
提出法人 □ □ 単連体結法親人法人 （フリガナ）法人名等 納税地 （フリガナ）代表者氏名 代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業																																																																																																																																																																																																																												
																																																								連結子法人 （申請の対象が連結子法人である場合に限り記載） （フリガナ）法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 （フリガナ）代表者氏名 代表者住所 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業																																																																																																																																																																				
																																																																																																																税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 □ 親署 子署 子署調査課														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業																																																																																																												
																																																																																																																																																																								次 陳腐化した減価償却資産の減価償却については、償却限度の特例の適用を受けたいので申請します。 承認を受けようとする使用可能期間の明細 <table><tr><td>種 類</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>構 造 又 は 用 途</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>細 目</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>名 称</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>所 在 す る 場 所</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>承認を受けようとする使用可能期間</td><td>7</td><td></td></tr></table> 陳腐化の事実 <table><tr><td>使用可能期間算定の基礎</td><td>別 紙</td></tr><tr><td>陳腐化したことを証する書類</td><td>別 紙</td></tr></table>														種 類	1		構 造 又 は 用 途	2		細 目	3		名 称	4		所 在 す る 場 所	5		現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数	6		承認を受けようとする使用可能期間	7		使用可能期間算定の基礎	別 紙	陳腐化したことを証する書類	別 紙	（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業													
																																																																																																																																																																																						種 類	1																																																																															
																																																																																																																																																																																						構 造 又 は 用 途	2																																																																															
																																																																																																																																																																																						細 目	3																																																																															
名 称	4																																																																																																																																																																																																																																																																					
所 在 す る 場 所	5																																																																																																																																																																																																																																																																					
現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数	6																																																																																																																																																																																																																																																																					
承認を受けようとする使用可能期間	7																																																																																																																																																																																																																																																																					
使用可能期間算定の基礎	別 紙																																																																																																																																																																																																																																																																					
陳腐化したことを証する書類	別 紙																																																																																																																																																																																																																																																																					
税 理 士 署 名 押 印 印														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業																																																																																																																																																																																																																												
																																																								<table><tr><td>税 務 署 処 理 欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算期</td><td></td><td>業種番号</td><td></td><td>整理簿</td><td></td><td>備考</td><td></td></tr></table>														税 務 署 処 理 欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業														（フリガナ）法人名等 〒（局 署）電話（ ） - （フリガナ）代表者氏名 〒代表者住所 この申請に回答する係及び氏名 事業種目業																																																																																																																																																									
																																																																						税 務 署 処 理 欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考																																																																																																																																																																																							
20 . 06 改正 (法1318 - 1)														15 . 07 改正 (法1318 - 1)																																																																																																																																																																																																																																																								
																												（規格A4）														（規格A4）																																																																																																																																																																																																																												

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等
1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）又は法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により行おうとする場合に使用してください。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類 1」、「構造又は用途 2」及び「細目 3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び細目を記載してください。 (4) 「名称 4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の名称を記載してください。 (5) 「所在する場所 5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載してください。 (6) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数 6」欄には、(3)の資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してください。 (7) 「承認を受けようとする使用可能期間 7」欄には、(3)の資産を事業の用に供した時から陳腐化が生じたため更新又は廃棄をすると見込まれる時までの期間(1 年未満の端数は切り捨てます。)を記載してください。 (8) 「陳腐化の事実」欄には、(3)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要を記載してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「」欄は、記載しないでください。 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とともに、この申請書に添付してください。 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人税確定申告書別表十六(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) 中の 3 (3)の資産に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資料を添付してください。 6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）又は法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により行おうとする場合に使用してください。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類 1」、「構造又は用途 2」及び「細目 3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び細目を記載してください。 (4) 「名称 4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の名称を記載してください。 (5) 「所在する場所 5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載してください。 (6) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数 6」欄には、(3)の資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してください。 (7) 「承認を受けようとする使用可能期間 7」欄には、(3)の資産を事業の用に供した時から陳腐化が生じたため更新又は廃棄をすると見込まれる時までの期間(1 年未満の端数は切り捨てます。)を記載してください。 (8) 「陳腐化の事実」欄には、(3)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要を記載してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「」欄は、記載しないでください。 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とともに、この申請書に添付してください。 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人税確定申告書別表十六(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) 中の 3 (3)の資産に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資料を添付してください。 (追 加)

改正後				改正前																																																																																																			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																			
納税地 法人名等 代表者名			法第 平成 年 月 日		号																																																																																																		
					殿																																																																																																		
国 税 局 長 財務事務官				国 税 局 長 財務事務官																																																																																																			
印				印																																																																																																			
陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書				陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書																																																																																																			
貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、その申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。				貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、その申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。																																																																																																			
承認した使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用できます。				承認した使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用できます。																																																																																																			
記				記																																																																																																			
<table><thead><tr><th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th><th colspan="2">対象法人名等</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th></tr><tr><th colspan="6">申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産</th><th>承認・ 却下の 区 分</th><th>承認した使 用可能期間 (年)</th></tr><tr><th>番 号</th><th>種類(設備の種類 を含む)</th><th>構造又は用途</th><th>細 目</th><th>数 量</th><th>帳簿価額 (千円)</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等						申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						承認・ 却下の 区 分	承認した使 用可能期間 (年)	番 号	種類(設備の種類 を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 (千円)																											<table><thead><tr><th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th><th colspan="2">対象法人名</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th></tr><tr><th colspan="6">申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産</th><th>承認・ 却下の 区 分</th><th>承認した使 用可能期間 (年)</th></tr><tr><th>番 号</th><th>種類(設備の種類 を含む)</th><th>構造又は用途</th><th>細 目</th><th>数 量</th><th>帳簿価額 (千円)</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名						申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						承認・ 却下の 区 分	承認した使 用可能期間 (年)	番 号	種類(設備の種類 を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 (千円)																										
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																																																																																					
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						承認・ 却下の 区 分	承認した使 用可能期間 (年)																																																																																																
番 号	種類(設備の種類 を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 (千円)																																																																																																		
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名																																																																																																					
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						承認・ 却下の 区 分	承認した使 用可能期間 (年)																																																																																																
番 号	種類(設備の種類 を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 (千円)																																																																																																		
(付記事項) この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合は、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。				(付記事項) この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合は、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。																																																																																																			
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。				この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。																																																																																																			
(規格A4)				(規格A4)																																																																																																			
20. 06 改正				17. 03 改正																																																																																																			

改 正 後	改 正 前																								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書 1 使用目的 「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>付 記 事 項</td><td>「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書 1 使用目的 「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>付 記 事 項</td><td>「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>（追 加）</u>	項 目	内 容	本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項 目	内 容																								
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																								
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																								
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。																								
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																								
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																								
項 目	内 容																								
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																								
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																								
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。																								
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																								
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																								

改 正 後		改 正 前	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	
納税地 法人名等 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 国 税 局 長 財務事務官 印 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について は、法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、同条第3項及び 同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名等 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		納税地 法人名 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 国 税 局 長 財務事務官 印 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書 貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について は、法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、同条第3項及び 同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。	
20 . 06 改正		17 . 03 改正	

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、その却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「… 2 月以内に 国税局長に対して… 」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官 ）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	項 目	内 容	本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して… 」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官 ）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、その却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「… 2 月以内に 国税局長に対して… 」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官 ）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>(追 加)</u>	項 目	内 容	本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して… 」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官 ）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して… 」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官 ）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6 」の箇所を二重線で抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「… 2 月以内に 国税局長に対して… 」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官 ）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改 正 後														改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 申 請 書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>提出法人</td><td colspan="3">(フリガナ)</td><td colspan="2">整理番号</td></tr><tr><td>☐☐</td><td colspan="3">法 人 名 等</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="5">単 連 体 結 法 親 人 法 人</td><td>納 税 地</td><td colspan="2">〒</td><td colspan="2">電話() -</td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td colspan="2">〒</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>この申請に应答 する係及び氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">電話() -</td></tr><tr><td colspan="3">事 業 種 目</td><td colspan="3">業</td></tr></table>														提出法人	(フリガナ)			整理番号		☐ ☐	法 人 名 等					単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -		(フリガナ)					代 表 者 氏 名			印		代 表 者 住 所	〒				この申請に应答 する係及び氏名			電話() -		事 業 種 目			業			堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 申 請 書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td>提出法人</td><td colspan="3">(フリガナ)</td><td colspan="2">整理番号</td></tr><tr><td>☐☐</td><td colspan="3">法 人 名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="5">単 連 体 結 法 親 人 法 人</td><td>納 税 地</td><td colspan="2">〒</td><td colspan="2">電話() -</td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td colspan="2">〒</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>この申請に应答 する係及び氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">電話() -</td></tr><tr><td colspan="3">事 業 種 目</td><td colspan="3">業</td></tr></table>														提出法人	(フリガナ)			整理番号		☐ ☐	法 人 名					単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -		(フリガナ)					代 表 者 氏 名			印		代 表 者 住 所	〒				この申請に应答 する係及び氏名			電話() -		事 業 種 目			業																																																																																																																																																																																																																																				
提出法人	(フリガナ)			整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
☐ ☐	法 人 名 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	代 表 者 氏 名			印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	代 表 者 住 所	〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	この申請に应答 する係及び氏名			電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事 業 種 目			業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
提出法人	(フリガナ)			整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
☐ ☐	法 人 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	代 表 者 氏 名			印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	代 表 者 住 所	〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	この申請に应答 する係及び氏名			電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事 業 種 目			業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人</td><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td>整 理 番 号</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名 等</td><td colspan="3"></td><td>部 門</td><td></td></tr><tr><td>本店又は主たる 事務所の所在地</td><td>〒</td><td colspan="2">(局 署)</td><td>決 算 期</td><td></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td>業 種 番 号</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td colspan="3"></td><td>整 理 簿</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td>〒</td><td colspan="2"></td><td>回 付 先</td><td>☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr><tr><td colspan="8">次 的 資 産 の 減 価 償 却 に つ い て、取 得 価 額 の 100 分 の 95 相 当 額 に 達 し た 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 月 数 の 認 定 を 申 請 し ま す。</td></tr><tr><td colspan="8">認 定 を 受 け る 減 価 償 却 資 産 の 明 細</td></tr><tr><td colspan="2">種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)</td><td>1</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">構 造 又 は 用 途</td><td>2</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">細 目 (資 産 の 名 称)</td><td>3</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">所 在 す る 場 所</td><td>4</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">取 得 年 月 日</td><td>5</td><td colspan="5">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">取 得 価 額</td><td>6</td><td colspan="5">円</td></tr><tr><td colspan="2">取得価額の 100 分の 95 相当額 に達した事業年度終了の日</td><td>7</td><td colspan="5">平成 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">同 上 に お け る 帳 簿 価 額</td><td>8</td><td colspan="5">円</td></tr><tr><td colspan="2">認 定 を 受 け よ う と す る 月 数</td><td>9</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="8">月数の算定根基</td></tr><tr><td colspan="8">税 理 士 署 名 押 印</td></tr><tr><td>税務署 処理欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算 期</td><td></td><td>業種 番号</td><td></td><td>整理 簿</td><td></td><td>備考</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認 印</td><td></td></tr></table> 20 . 06 改正 (法 1 3 2 1)														連 結 子 法 人	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号		法 人 名 等				部 門		本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期		(フリガナ)				業 種 番 号		代 表 者 氏 名				整 理 簿		代 表 者 住 所	〒			回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課	次 的 資 産 の 減 価 償 却 に つ い て、取 得 価 額 の 100 分 の 95 相 当 額 に 達 し た 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 月 数 の 認 定 を 申 請 し ま す。								認 定 を 受 け る 減 価 償 却 資 産 の 明 細								種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)		1						構 造 又 は 用 途		2						細 目 (資 産 の 名 称)		3						所 在 す る 場 所		4						取 得 年 月 日		5	年 月 日					取 得 価 額		6	円					取得価額の 100 分の 95 相当額 に達した事業年度終了の日		7	平成 年 月 日					同 上 に お け る 帳 簿 価 額		8	円					認 定 を 受 け よ う と す る 月 数		9						月数の算定根基								税 理 士 署 名 押 印								税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印		<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人</td><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td>整 理 番 号</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名</td><td colspan="3"></td><td>部 門</td><td></td></tr><tr><td>本店又は主たる 事務所の所在地</td><td>〒</td><td colspan="2">(局 署)</td><td>決 算 期</td><td></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td><td>業 種 番 号</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td colspan="3"></td><td>整 理 簿</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 住 所</td><td>〒</td><td colspan="2"></td><td>回 付 先</td><td>☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr><tr><td colspan="8">次 的 資 産 の 減 価 償 却 に つ い て、取 得 価 額 の 100 分 の 95 相 当 額 に 達 し た 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 月 数 の 認 定 を 申 請 し ま す。</td></tr><tr><td colspan="8">認 定 を 受 け る 減 価 償 却 資 産 の 明 細</td></tr><tr><td colspan="2">種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)</td><td>1</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">構 造 又 は 用 途</td><td>2</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">細 目 (資 産 の 名 称)</td><td>3</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">所 在 す る 場 所</td><td>4</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">取 得 年 月 日</td><td>5</td><td colspan="5">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">取 得 価 額</td><td>6</td><td colspan="5">円</td></tr><tr><td colspan="2">取得価額の 100 分の 95 相当額 に達した事業年度終了の日</td><td>7</td><td colspan="5">平成 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">同 上 に お け る 帳 簿 価 額</td><td>8</td><td colspan="5">円</td></tr><tr><td colspan="2">認 定 を 受 け よ う と す る 月 数</td><td>9</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="8">月数の算定根基</td></tr><tr><td colspan="8">税 理 士 署 名 押 印</td></tr><tr><td>税務署 処理欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算 期</td><td></td><td>業種 番号</td><td></td><td>整理 簿</td><td></td><td>備考</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認 印</td><td></td></tr></table> 19 . 06 改正 (法 1 3 2 1)														連 結 子 法 人	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号		法 人 名				部 門		本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期		(フリガナ)				業 種 番 号		代 表 者 氏 名				整 理 簿		代 表 者 住 所	〒			回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課	次 的 資 産 の 減 価 償 却 に つ い て、取 得 価 額 の 100 分 の 95 相 当 額 に 達 し た 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 月 数 の 認 定 を 申 請 し ま す。								認 定 を 受 け る 減 価 償 却 資 産 の 明 細								種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)		1						構 造 又 は 用 途		2						細 目 (資 産 の 名 称)		3						所 在 す る 場 所		4						取 得 年 月 日		5	年 月 日					取 得 価 額		6	円					取得価額の 100 分の 95 相当額 に達した事業年度終了の日		7	平成 年 月 日					同 上 に お け る 帳 簿 価 額		8	円					認 定 を 受 け よ う と す る 月 数		9						月数の算定根基								税 理 士 署 名 押 印								税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印	
連 結 子 法 人	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	法 人 名 等					部 門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)			決 算 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(フリガナ)					業 種 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	代 表 者 氏 名					整 理 簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	代 表 者 住 所	〒				回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
次 的 資 産 の 減 価 償 却 に つ い て、取 得 価 額 の 100 分 の 95 相 当 額 に 達 し た 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 月 数 の 認 定 を 申 請 し ま す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
認 定 を 受 け る 減 価 償 却 資 産 の 明 細																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
構 造 又 は 用 途		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
細 目 (資 産 の 名 称)		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
所 在 す る 場 所		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
取 得 年 月 日		5	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
取 得 価 額		6	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
取得価額の 100 分の 95 相当額 に達した事業年度終了の日		7	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
同 上 に お け る 帳 簿 価 額		8	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認 定 を 受 け よ う と す る 月 数		9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
月数の算定根基																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
税 理 士 署 名 押 印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
連 結 子 法 人	(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	法 人 名					部 門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)			決 算 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(フリガナ)					業 種 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	代 表 者 氏 名					整 理 簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	代 表 者 住 所	〒				回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
次 的 資 産 の 減 価 償 却 に つ い て、取 得 価 額 の 100 分 の 95 相 当 額 に 達 し た 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 月 数 の 認 定 を 申 請 し ま す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
認 定 を 受 け る 減 価 償 却 資 産 の 明 細																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
構 造 又 は 用 途		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
細 目 (資 産 の 名 称)		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
所 在 す る 場 所		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
取 得 年 月 日		5	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
取 得 価 額		6	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
取得価額の 100 分の 95 相当額 に達した事業年度終了の日		7	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
同 上 に お け る 帳 簿 価 額		8	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認 定 を 受 け よ う と す る 月 数		9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
月数の算定根基																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
税 理 士 署 名 押 印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第 61 の 2 条第 1 項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達したもののについて、さらにその帳簿価額が 1 円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む） 2 この申請書は、1 の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途 2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。 (4) 「所在する場所 4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。 (5) 「同上における帳簿価額 8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。 (6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「」欄は、記載しないでください。 4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第 61 の 2 条第 1 項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達したもののについて、さらにその帳簿価額が 1 円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む） 2 この申請書は、1 の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途 2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。 (4) 「所在する場所 4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。 (5) 「同上における帳簿価額 8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。 (6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「」欄は、記載しないでください。 4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。 (追 加)

改正後		改正前																														
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																														
納税地 法人名等 代氏表者名 殿 法第 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅 牢 な 建物等の残存使用可能期間については、 下記のとおり認定したので通知します。 この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結)事業年度から 至平成 年 月 日 です。 記 <table><thead><tr><th>申請の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名等</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>細 目 (個 々 の 資 産) ・ 資 産 の 種 類</td><td colspan="2">残 存 使 用 可 能 期 間</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">月</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。</td></tr></tbody></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		細 目 (個 々 の 資 産) ・ 資 産 の 種 類	残 存 使 用 可 能 期 間			月					(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。			納税地 法人名 代氏表者名 殿 法第 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅 牢 な 建物等の残存使用可能期間については、 下記のとおり認定したので通知します。 この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結)事業年度から 至平成 年 月 日 です。 記 <table><thead><tr><th>申請の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>細 目 (個 々 の 資 産) ・ 資 産 の 種 類</td><td colspan="2">残 存 使 用 可 能 期 間</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">月</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。</td></tr></tbody></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名		細 目 (個 々 の 資 産) ・ 資 産 の 種 類	残 存 使 用 可 能 期 間			月					(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																															
細 目 (個 々 の 資 産) ・ 資 産 の 種 類	残 存 使 用 可 能 期 間																															
	月																															
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。																																
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名																															
細 目 (個 々 の 資 産) ・ 資 産 の 種 類	残 存 使 用 可 能 期 間																															
	月																															
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。																																
20 . 06 改正 (法 1 3 2 3)		19 . 06 改正 (法 1 3 2 3)																														

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書 1 使用目的 「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	「自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書 1 使用目的 「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	本 文	「自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項 目	内 容																				
本 文	「自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				
項 目	内 容																				
本 文	「自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																				

改正後		改正前																											
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
納税地 法人名等 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、 法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一 部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。 変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結） 事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><tr><td>変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間</td></tr><tr><td colspan="2">細 目 （ 個 々 の 資 産 ） ・ 資 産 の 種 類</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>月</td></tr><tr><td colspan="3">変更の基因となった事由</td></tr></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 納税地 法人名 代表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、 法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一 部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。 変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結） 事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><tr><td>変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間</td></tr><tr><td colspan="2">細 目 （ 個 々 の 資 産 ） ・ 資 産 の 種 類</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>月</td></tr><tr><td colspan="3">変更の基因となった事由</td></tr></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 20 . 06 改正 (規 格 A 4) 19 . 06 改正 (規 格 A 4)		変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		変 更 の 対 象		変 更 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間	細 目 （ 個 々 の 資 産 ） ・ 資 産 の 種 類				月	変更の基因となった事由			変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名		変 更 の 対 象		変 更 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間	細 目 （ 個 々 の 資 産 ） ・ 資 産 の 種 類				月	変更の基因となった事由		
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																												
変 更 の 対 象		変 更 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間																											
細 目 （ 個 々 の 資 産 ） ・ 資 産 の 種 類																													
		月																											
変更の基因となった事由																													
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名																												
変 更 の 対 象		変 更 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間																											
細 目 （ 個 々 の 資 産 ） ・ 資 産 の 種 類																													
		月																											
変更の基因となった事由																													

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書 1 使用目的 「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	項 目	内 容	本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書 1 使用目的 「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>(追 加)</u>	項 目	内 容	本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「… 2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改 正 後														改 正 前																																																																																																	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																			
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡グループ整理番号														採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡グループ整理番号																																																																					
提出法人 ☐☐単連体結法親人法人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目														〒		業										提出法人 ☐☐単連体結法親人法人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目														〒		業																																																																					
連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目														〒		業										連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目														〒		業																																																																					
次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。																												次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。																																																																																			
認 定 を 受 け よ う と す る 減 価 償 却 資 産																												認 定 を 受 け よ う と す る 減 価 償 却 資 産																																																																																			
番 号		資 産 の 区 分		呼 称		所 在 地		取 得 の 年 月 日		取 得 価 額		帳 簿 価 額		認 定 を 受 け よ う と す る 年 数				番 号		資 産 の 区 分		呼 称		所 在 地		取 得 の 年 月 日		取 得 価 額		帳 簿 価 額		認 定 を 受 け よ う と す る 年 数																																																																															
								. .		千円		千円		年																				年																																																																													
								. .																																																																																																							
								. .																																																																																																							
								. .																																																																																																							
								. .																																																																																																							
								. .																																																																																																							
								. .																																																																																																							
								. .																																																																																																							
税 理 士 署 名 押 印														印														税 理 士 署 名 押 印														印																																																																					
税 務 署 処 理 欄														部門				決算期				業種番号				整理簿				備考				税 務 署 処 理 欄														部門				決算期				業種番号				整理簿				備考																																															
20 . 06 改正																												(法 1 3 2 5 - 1)																												15 . 07 改正																												(法 1 3 2 5 - 1)																											

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利(以下「採掘権等」といいます。)並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。 (4) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。 (5) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。 (6) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」の j 欄の年数を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「 」欄は、記載しないでください。 4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u>	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利(以下「採掘権等」といいます。)並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。 (4) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。 (5) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。 (6) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」の j 欄の年数を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「 」欄は、記載しないでください。 4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。 <u>(追 加)</u>

改 正 後					改 正 前				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)									
納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名			法 第 号				法 第 号		
			平成 年 月 日				平成 年 月 日		
税 務 署 長 財務事務官					税 務 署 長 財務事務官				
印					印				
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書									
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。									
認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日（連結）事業年 至平成 年 月 日 度からです。									
記									
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名	
鉱業権、 坑道の別	採掘権、 租鉱権、 採石権等の別	鉱区等の名称		鉱区等の所在地		認定した年数 (年)		鉱業権、 坑道の別	採掘権、 租鉱権、 採石権等の別
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。									
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。									
(規格 A 4)									
20 . 06 改正					(法 1 3 2 7)				

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)									
納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名			法 第 号				法 第 号		
			平成 年 月 日				平成 年 月 日		
税 務 署 長 財務事務官					税 務 署 長 財務事務官				
印					印				
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書									
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。									
認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日（連結）事業年 至平成 年 月 日 度からです。									
記									
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名	
鉱業権、 坑道の別	採掘権、 租鉱権、 採石権等の別	鉱区等の名称		鉱区等の所在地		認定した年数 (年)		鉱業権、 坑道の別	採掘権、 租鉱権、 採石権等の別
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。									
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。									
(規格 A 4)									
17 . 03 改正					(法 1 3 2 7)				

改正後	改正前																								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書 1 使用目的 「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法 1327) は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐 至平成 年 月 日」 用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。</td></tr><tr><td>「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」</td><td>認定の対象となった資産が2 以上であるときは、それぞれについて記載する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐 至平成 年 月 日」 用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。	「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2 以上であるときは、それぞれについて記載する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書 1 使用目的 「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法 1327) は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐 至平成 年 月 日」 用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。</td></tr><tr><td>「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」</td><td>認定の対象となった資産が2 以上であるときは、それぞれについて記載する。</td></tr><tr><td>申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>（追 加）</u>	項 目	内 容	本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐 至平成 年 月 日」 用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。	「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2 以上であるときは、それぞれについて記載する。	申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項 目	内 容																								
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐 至平成 年 月 日」 用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。																								
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2 以上であるときは、それぞれについて記載する。																								
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																								
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																								
教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																								
項 目	内 容																								
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐 至平成 年 月 日」 用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。																								
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2 以上であるときは、それぞれについて記載する。																								
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																								
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																								
教 示	「・・・2 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																								

改 正 後					改 正 前				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)									
納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名					法 第 号		平成 年 月 日		
					税 務 署 長 財務事務官				
					印				
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書									
平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の									
認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第5項の規定により、その認定									
した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。									
変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業									
年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。									
記									
変更の対象が連結子法人の場合					対象法人名等				
変 更 の 対 象							変 更 後 の 耐 用 年 数 (年)		
鉱業権、 坑道の別	採 掘 権 、 租 鉱 権 採 石 権 等 の 別		鉱区等の 名 称		鉱 区 等 の 所 在 地				
変更の基因となった事由									
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。									
(規 格 A 4)									

20 . 06 改正

改 正 前									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)									
納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名					法 第 号		平成 年 月 日		
					税 務 署 長 財務事務官				
					印				
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書									
平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の									
認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第5項の規定により、その認定									
した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。									
変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業									
年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。									
記									
変更の対象が連結子法人の場合					対象法人名				
変 更 の 対 象							変 更 後 の 耐 用 年 数 (年)		
鉱業権、 坑道の別	採 掘 権 、 租 鉱 権 採 石 権 等 の 別		鉱区等の 名 称		鉱 区 等 の 所 在 地				
変更の基因となった事由									
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。									
(規 格 A 4)									

17 . 03 改正

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書 1 使用目的 「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項 目	内 容	本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書 1 使用目的 「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>調 査 担 当 者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項 目	内 容	本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																				
変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改正後														改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
外貨建資産等の期末換算方法等の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td colspan="2">提出法人</td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td colspan="2">法人名等</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">連絡グループ整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="4">単連体結 法親人法人</td><td colspan="2">納税地</td><td colspan="8">〒</td><td colspan="2" rowspan="4">電話() -</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="8">〒</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="8"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">業</td></tr></table>														提出法人		(フリガナ)										整理番号				☐	☐	法人名等										連絡グループ整理番号				単連体結 法親人法人		納税地		〒								電話() -				(フリガナ)										代表者氏名										印		代表者住所		〒										事業種目												業		外貨建資産等の期末換算方法等の届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td colspan="2">提出法人</td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td colspan="2">法人名</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">連絡グループ整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="4">単連体結 法親人法人</td><td colspan="2">納税地</td><td colspan="8">〒</td><td colspan="2" rowspan="4">電話() -</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">印</td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="8">〒</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="8"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">業</td></tr></table>														提出法人		(フリガナ)										整理番号				☐	☐	法人名										連絡グループ整理番号				単連体結 法親人法人		納税地		〒								電話() -				(フリガナ)										代表者氏名										印		代表者住所		〒										事業種目												業																																																																																																																					
提出法人		(フリガナ)										整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
☐	☐	法人名等										連絡グループ整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
単連体結 法親人法人		納税地		〒								電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		代表者氏名														印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		代表者住所		〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		事業種目												業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
提出法人		(フリガナ)										整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
☐	☐	法人名										連絡グループ整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
単連体結 法親人法人		納税地		〒								電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		代表者氏名														印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		代表者住所		〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		事業種目												業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td colspan="2">整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">法人名等</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">部 門</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">本店又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="8">〒 (局 署)</td><td colspan="2">決 算 期</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">業種番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">整 理 簿</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="8">〒</td><td colspan="2">回 付 先</td><td colspan="2">☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr><tr><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="8">業</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr></table>														連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)										税 務 署 処 理 欄	整理番号				法人名等										部 門				本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)								決 算 期				(フリガナ)										業種番号				代表者氏名										整 理 簿				代表者住所		〒								回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課		事業種目		業												<table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</td><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td><td rowspan="6">税 務 署 処 理 欄</td><td colspan="2">整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">法人名</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">部 門</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">本店又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="8">〒 (局 署)</td><td colspan="2">決 算 期</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">業種番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="8"></td><td colspan="2">整 理 簿</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">代表者住所</td><td colspan="8">〒</td><td colspan="2">回 付 先</td><td colspan="2">☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課</td></tr><tr><td colspan="2">事業種目</td><td colspan="8">業</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr></table>														連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)										税 務 署 処 理 欄	整理番号				法人名										部 門				本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)								決 算 期				(フリガナ)										業種番号				代表者氏名										整 理 簿				代表者住所		〒								回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課		事業種目		業																																																																																																																							
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)										税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	法人名等											部 門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)									決 算 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(フリガナ)											業種番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	代表者氏名											整 理 簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	代表者住所		〒									回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事業種目		業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)										税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	法人名											部 門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)									決 算 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(フリガナ)											業種番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	代表者氏名											整 理 簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	代表者住所		〒									回 付 先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事業種目		業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
法人税法施行令 ☐第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法 ☐第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法 を下記のとおり届け出ます。 記 <table><tr><td colspan="4">外国通貨の種類・外貨建資産等の区分</td><td colspan="4">期末換算の方法</td><td colspan="4">為替予約差額の一括計上の方法</td><td colspan="4">備 考</td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="28">(その他の参考事項)</td></tr></table>																												外国通貨の種類・外貨建資産等の区分				期末換算の方法				為替予約差額の一括計上の方法				備 考								発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法												(その他の参考事項)																												法人税法施行令 ☐第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法 ☐第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法 を下記のとおり届け出ます。 記 <table><tr><td colspan="4">外国通貨の種類・外貨建資産等の区分</td><td colspan="4">期末換算の方法</td><td colspan="4">為替予約差額の一括計上の方法</td><td colspan="4">備 考</td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">発生時換算法 期末時換算法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="28">(その他の参考事項)</td></tr></table>																												外国通貨の種類・外貨建資産等の区分				期末換算の方法				為替予約差額の一括計上の方法				備 考								発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法																発生時換算法 期末時換算法												(その他の参考事項)																											
外国通貨の種類・外貨建資産等の区分				期末換算の方法				為替予約差額の一括計上の方法				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(その他の参考事項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
外国通貨の種類・外貨建資産等の区分				期末換算の方法				為替予約差額の一括計上の方法				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				発生時換算法 期末時換算法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(その他の参考事項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
税理士署名押印														税理士署名押印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<table><tr><td>税務署 処理欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算 期</td><td></td><td>業種 番号</td><td></td><td>整理 簿</td><td></td><td>備考</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認 印</td><td></td></tr></table>														税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印		<table><tr><td>税務署 処理欄</td><td>部門</td><td></td><td>決算 期</td><td></td><td>業種 番号</td><td></td><td>整理 簿</td><td></td><td>備考</td><td></td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認 印</td><td></td></tr></table>														税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印																																																																																																																																																																																																																																																																																							
税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
20.06改正														18.06改正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(法1349)														(法1349)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等	外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等
1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の 5 《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合 (2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第 2 項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合 2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にすると共に、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にすると共に選定してください。 なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの届出書を提出してください。 (注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。 1 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） 2 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） 3 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 4 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記 3 の有価証券を除きます。）） 5 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 6 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） 3 この届出書は、外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の 5 の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は 為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。 (4)「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記 2 (注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出についてはその国の貨幣単位を記載してください。 (5)「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を。で囲んでください。 (6)「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「 」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の 5 《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合 (2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第 2 項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合 2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にすると共に、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にすると共に選定してください。 なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの届出書を提出してください。 (注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。 1 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） 2 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） 3 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 4 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記 3 の有価証券を除きます。）） 5 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 6 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） 3 この届出書は、外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の 5 の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は 為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。 (4)「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記 2 (注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出についてはその国の貨幣単位を記載してください。 (5)「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を。で囲んでください。 (6)「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改 正 後														改 正 前																																									
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																											
外貨建資産等の期末換算方法等 の 変 更 承 認 申 請 書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡先電話番号														外貨建資産等の期末換算方法等 の 変 更 承 認 申 請 書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														整理番号 連絡先電話番号													
提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人				(フリガナ) 法 人 名 等								提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人				(フリガナ) 法 人 名 等																																							
				納 税 地				〒								納 税 地				〒																																			
				(フリガナ) 代 表 者 氏 名				〒								(フリガナ) 代 表 者 氏 名				〒																																			
																電話() -								電話() -																															
				代 表 者 住 所				〒								(フリガナ) 代 表 者 氏 名				〒																																			
																電話() -								電話() -																															
事 業 種 目				業				事 業 種 目				業																																											
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)		(フリガナ) 法 人 名 等								税 務 署 処 理 欄		(フリガナ) 法 人 名 等																																											
		本店又は主たる事務所の所在地				〒 (局 署)						本店又は主たる事務所の所在地				〒 (局 署)																																							
		電話() -				電話() -																																																	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名										(フリガナ) 代 表 者 氏 名																																											
		代 表 者 住 所				〒						代 表 者 住 所				〒																																							
		事 業 種 目				業						事 業 種 目				業																																							
自 平成 年 月 日 (連結)事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等を下記のとおり変更したいので 至 平成 年 月 日 申請します。																												自 平成 年 月 日 (連結)事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等を下記のとおり変更したいので 至 平成 年 月 日 申請します。																											
記																												記																											
外貨建資産等の区分		外国通貨の種類		現によっている期末換算方法等		左の期末換算方法等を採用した年月日		採用しようとする新たな期末換算方法等		変更しようとする理由		外貨建資産等の区分		外国通貨の種類		現によっている期末換算方法等		左の期末換算方法等を採用した年月日		採用しようとする新たな期末換算方法等		変更しようとする理由																																	
						. .												. .																																					
						. .												. .																																					
						. .												. .																																					
						. .												. .																																					
						. .												. .																																					
(その他の参考事項)																												(その他の参考事項)																											
税 理 士 署 名 押 印														税 理 士 署 名 押 印																																									
税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印																													
20 . 06 改正 (法 1 3 5 3)																												19 . 06 改正 (法 1 3 5 3)																											

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 122 条の 6 《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手續》及び法令第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合 (2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第 122 条の 11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手續》及び法令第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、既に選定している法人税法第 61 条の 10 に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を変更しようとする場合 2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。 3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。 なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。 (注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。 1 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 2 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 3 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 4 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記 3 の有価証券を除きます。)) 5 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 6 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金) 4 各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記 3 (注)の区分を記載してください。 なお、1 の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。 (4)「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。 (5)「現によっている期末換算方法等」欄には、1 の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1 の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。 (6)「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。 (7)「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。 なお、1 の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。 (8)「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。 (9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)「 」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 122 条の 6 《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手續》及び法令第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合 (2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第 122 条の 11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手續》及び法令第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、既に選定している法人税法第 61 条の 10 に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を変更しようとする場合 2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。 3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。 なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。 (注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。 1 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 2 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 3 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 4 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記 3 の有価証券を除きます。)) 5 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 6 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金) 4 各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記 3 (注)の区分を記載してください。 なお、1 の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。 (4)「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。 (5)「現によっている期末換算方法等」欄には、1 の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1 の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。 (6)「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。 (7)「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。 なお、1 の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。 (8)「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。 (9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改正後				改正前			
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)			
納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名			法第		法第		
			平成	年 月 日	平成	年 月 日	
		税 務 署 長 財務事務官		税 務 署 長 財務事務官			
		印		印			
外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書				外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書			
貴法人から平成 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請				貴法人から平成 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請			
については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。				については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。			
記				記			
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名	
外 貨 建 資 産 等 の 区 分 ・ 外 国 通 貨 の 種 類	採用しようとする換算方法等	承 認 又 は 却 下 の 区 分		外 貨 建 資 産 等 の 区 分 ・ 外 国 通 貨 の 種 類	採用しようとする換算方法等	承 認 又 は 却 下 の 区 分	
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。				この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。			
(規格A4)				(規格A4)			
20.06改正 (法1355)				17.03改正 (法1355)			

改 正 後	改 正 前																												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書 1 使用目的 「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法 1355)は、法人税法施行令第 122 条の 6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第 122 条の 11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。</td></tr><tr><td>外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類</td><td>その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。</td></tr><tr><td>承認又は 却下の区分</td><td>変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認又は却下の別を記入する。</td></tr><tr><td>申請の対象が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> (注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を変更申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。	外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。	承認又は 却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認又は却下の別を記入する。	申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書 1 使用目的 「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法 1355)は、法人税法施行令第 122 条の 6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第 122 条の 11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 本 文</td><td>「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。</td></tr><tr><td>外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類</td><td>その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。</td></tr><tr><td>承認又は 却下の区分</td><td>変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認又は却下の別を記入する。</td></tr><tr><td>申請の対象が 連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> (注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。 3 送付に当たっての留意事項 この通知書を変更申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 <u>(追 加)</u>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。	外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。	承認又は 却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認又は却下の別を記入する。	申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項 目	内 容																												
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。																												
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。																												
承認又は 却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認又は却下の別を記入する。																												
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																												
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																												
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																												
項 目	内 容																												
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。																												
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。																												
承認又は 却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認又は却下の別を記入する。																												
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																												
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																												
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																												

改 正 後														改 正 前																																																																																																					
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																							
税務署受付印 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書 整理番号 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td colspan="2">(フリガナ)</td></tr><tr><td>法人名</td><td></td></tr><tr><td>納税地</td><td>〒 - 電話() -</td></tr><tr><td colspan="2">(フリガナ)</td></tr><tr><td>代表者氏名</td><td>印</td></tr><tr><td>代表者住所</td><td>〒 -</td></tr><tr><td>事業種目</td><td>業</td></tr></table> 自平成 年 月 日 事業年度から 至平成 年 月 日 ☐ 棚卸資産の評価方法 ☐ 減価償却資産の償却方法 ☐ 有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法 ☐ 外貨建資産等の期末換算方法 変更したいので届け出ます。 記 <table><tr><td>事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分</td><td>棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類</td><td>現によっている 評価方法等</td><td>左の評価方法等を 採用した年月日</td><td>採用しようとする 新たな評価方法等</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td><td></td></tr></table> その他の参考事項 1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成 年 月 日 2 その他 税理士署名押印 税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認印														(フリガナ)		法人名		納税地	〒 - 電話() -	(フリガナ)		代表者氏名	印	代表者住所	〒 -	事業種目	業	事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等	備考				・ ・						・ ・						・ ・						・ ・						・ ・						・ ・						・ ・						・ ・						・ ・			(新 設)																											
(フリガナ)																																																																																																																			
法人名																																																																																																																			
納税地	〒 - 電話() -																																																																																																																		
(フリガナ)																																																																																																																			
代表者氏名	印																																																																																																																		
代表者住所	〒 -																																																																																																																		
事業種目	業																																																																																																																		
事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等	備考																																																																																																														
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																
			・ ・																																																																																																																

規格A4

20・06

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書 1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第 30 条・第 52 条・第 119 条の 6・第 122 条の 6・第 188 条） (注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと 公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと 2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。 3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。 4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。 5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。 6 減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この届出書のほかに「探掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。 7 外国法人については、法人税法施行令第 188 条の規定によって提出してください。 2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があったものとみなされます。 3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の□にレ印を付してください。 なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の□にレ印を付してください。 4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。 (1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。 (2) 減価償却資産の償却方法 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2 以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。 なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別業にしてこの届出書を作成して提出してください。 (3) 外貨建資産等の期末換算の方法 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。 なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの届出書を作成して提出してください。 (注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。 1 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） 2 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） 3 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (新 設)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 4 償還有価証券 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券 (上記 3 の有価証券を除きます。)) 5 短期外貨預金 (外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 6 長期外貨預金 (短期外貨預金以外の外貨預金) 5 各欄は、次により記載します。 (1) 共通して記載する欄 イ 「提出法人」欄には、該当する ☐ にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 ロ 「現にっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等 (各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。) を記載してください。 ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください ホ 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (2) (1) 以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。 イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別) を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。 (ロ) 「棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、商品又は製品 (副産物及び作業くずを除きます。)、半製品、仕掛品 (半成工事を含みます。)、主要原材料、補助原材料その他の棚卸資産の区分 (上記区分を更に細分するときはその別) を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第 2 条第 1 項第 1 号から第 21 号まで (第 17 号を除きます。) の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券 (相互会社の社債券を含みます。)、株券 (新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 ロ 減価償却資産の償却方法 (イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号等を () 内に記載してください。 A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類 (建物、建物附属設備構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品) ごと。 (注) 平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。 B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 E 坑道及び鉱業権 (試掘権を除く。) については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (ロ) 「棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。 ハ 外貨建資産等の期末換算の方法 (イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記 4 (3) (注) の区分を記載してください。 (ロ) 「棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください (3) 「 」欄は、記載しないでください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

改 正 後																		改 正 前																																																					
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																			
保険差益特別勘定の 設定期間延長申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																		整理番号				保険差益特別勘定の 設定期間延長申請書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																		整理番号																															
提出法人 ☐☐単連 体結 法親 人法人		(フリガナ) 法人名等																提出法人 ☐☐単連 体結 法親 人法人		(フリガナ) 法人名																																																			
		納税地		〒 電話() -																納税地		〒 電話() -																																																	
		(フリガナ) 代表者氏名		印																(フリガナ) 代表者氏名		印																																																	
		代表者住所		〒																代表者住所		〒																																																	
		事業種目		業																事業種目		業																																																	
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等																連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名																																																					
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -															本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -																																																			
	(フリガナ) 代表者氏名																	(フリガナ) 代表者氏名																																																					
	代表者住所		〒															代表者住所		〒																																																			
	事業種目		業															事業種目		業																																																			
税務署 処 理 欄		整理番号				税務署 処 理 欄		部門				税務署 処 理 欄		決算期				税務署 処 理 欄		業種番号				税務署 処 理 欄		整理簿				税務署 処 理 欄		回付先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																					
		整理番号						部門						決算期						業種番号						整理簿						回付先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																					
		整理番号						部門						決算期						業種番号						整理簿						回付先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																					
		整理番号						部門						決算期						業種番号						整理簿						回付先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																					
		整理番号						部門						決算期						業種番号						整理簿						回付先		☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課																																					
保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記																																																																							
(代替資産を取得することが困難である理由)																																																																							
指定を受けようとする期日																		・		・		保険金等の支払を受けた日																		・		・																													
保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日																						保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日																																																	
保険金等の支払を受けた基礎となった減価償却資産の内容		種類														保険金等の支払を受けた基礎となった減価償却資産の内容		種類														保険金等の支払を受けた基礎となった減価償却資産の内容		種類																																					
		構造																構造																構造																																					
		規模																規模																規模																																					
申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額																				円		申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額																				円																													
取得する 見込みで ある代替 資産の内容		種類														取得する 見込みで ある代替 資産の内容		種類														取得する 見込みで ある代替 資産の内容		種類																																					
		構造																構造																構造																																					
		規模																規模																規模																																					
		見込取得額		円				円				円						見込取得額		円				円				円						見込取得額		円				円				円																											
		見込取得年月日		・				・				・						見込取得年月日		・				・				・						見込取得年月日		・				・				・																											
(その他参考となるべき事項)																																																																							
税理士署名押印																				印		税理士署名押印																				印																													
税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印				税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印															
20.06改正																																				18.06改正																																			

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。) 又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、被害のあった事業年度の翌事業年度開始の日から 2 年以内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、被害のあった日の属する事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の 2 月前までに提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、 1 通 (調査課所管法人にあつては 2 通) 提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第 48 条第 1 項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。 (4) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第 48 条第 1 項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。 (5) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。 (6) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日」欄には、法人税法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日を記載してください。 (7) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類 (土地、建物、構築物、機械及び装置の別) を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 (8) 「申請の日における法人税法第 48 条第 1 項又は法人税法第 49 条第 1 項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第 48 条第 1 項又は法人税法第 49 条第 1 項に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (9) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類 (土地、建物、構築物、機械及び装置の別) を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。 ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「 」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。) 又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、被害のあった事業年度の翌事業年度開始の日から 2 年以内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、被害のあった日の属する事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の 2 月前までに提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、 1 通 (調査課所管法人にあつては 2 通) 提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第 48 条第 1 項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。 (4) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第 48 条第 1 項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。 (5) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。 (6) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日」欄には、法人税法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日を記載してください。 (7) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類 (土地、建物、構築物、機械及び装置の別) を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 (8) 「申請の日における法人税法第 48 条第 1 項又は法人税法第 49 条第 1 項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第 48 条第 1 項又は法人税法第 49 条第 1 項に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (9) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類 (土地、建物、構築物、機械及び装置の別) を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。 ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「 」欄は、記載しないでください。 (追 加)

改 正 後																改 正 前																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																															
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 特別修繕費の金額等の認定申請書 整理番号 連絡グループ整理番号																税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 特別修繕費の金額等の認定申請書 整理番号 連絡グループ整理番号																税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 特別修繕費の金額等の認定申請書 整理番号 連絡グループ整理番号																税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 特別修繕費の金額等の認定申請書 整理番号 連絡グループ整理番号															
連 結 子 法 人		(フリガナ) 法 人 名 等		提出法人 ☐ ☐ 単 連 体 結 法 親 人 法 人		(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄		整理番号		部 門		決 算 期		業種番号		整 理 簿		回 付 先 ☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課		業		この申請に 応答する 係及び氏名		電話() -		業		青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日		同 上 の 承 認 を 受 け た 日 又は受けたとみなされた日		年 月 日																									
						法 人 名 等																																																									
						納 税 地		〒																																																							
						(フリガナ) 代 表 者 氏 名		印																																																							
						代 表 者 住 所		〒																																																							
						この申請に 応答する 係及び氏名		電話() -																																																							
						事 業 種 目																																																									
						青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日																																																							
同 上 の 承 認 を 受 け た 日 又は受けたとみなされた日		年 月 日																																																													
連 結 子 法 人		(フリガナ) 法 人 名 等		提出法人 ☐ ☐ 単 連 体 結 法 親 人 法 人		(フリガナ)				税 務 署 処 理 欄		整理番号		部 門		決 算 期		業種番号		整 理 簿		回 付 先 ☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課		業		この申請に 応答する 係及び氏名		電話() -		業		青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日		同 上 の 承 認 を 受 け た 日 又は受けたとみなされた日		年 月 日																									
						法 人 名 等																																																									
						納 税 地		〒																																																							
						(フリガナ) 代 表 者 氏 名		印																																																							
						代 表 者 住 所		〒																																																							
						この申請に 応答する 係及び氏名		電話() -																																																							
						事 業 種 目																																																									
						青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日																																																							
同 上 の 承 認 を 受 け た 日 又は受けたとみなされた日		年 月 日																																																													
次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額(月数)の認定を申請します。																次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額(月数)の認定を申請します。																																															
認定を受けようとする特別修繕費の金額又は月数																																																															
資 産 の 種 類 等				1	船 舶、熱風炉、溶鉱炉、溶解炉、 球 形 ガ ス ホ ル ダ ー、貯 油 槽										名 称 等	別紙付表のとおり																																															
特別修繕費の算定の基礎とした 類似資産等の名称及び所有者名				2																																																											
2の資産について最近において 行われた特別修繕完了の日				3	年 月 日																																																										
3の特 別 修 繕 の た め に 要した特別修繕費の金額				4																																																											
認 定 を 受 け よ う と す る 特 別 修 繕 費 の 金 額				5																																																											
3の特別修繕の直前の特別修繕 完了の日及びその日の翌日 から3の日までの期間の月数				6	年 月 日 月																																																										
認 定 を 受 け よ う と す る 月 数				7																																																											
税 理 士 署 名 押 印																印																																															
税 務 署 処 理 欄																部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考																																							
20 . 06 改正																(法1328 - 1)																																															
税 理 士 署 名 押 印																印																																															
税 務 署 処 理 欄																部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考																																							
15 . 07 改正																(法1328 - 1)																																															

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)
特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 申 請 書 の 記 載 要 領 等	特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 申 請 書 の 記 載 要 領 等
1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。(この申請は、青色申告法人に限ります。)	1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。(この申請は、青色申告法人に限ります。)
2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。	2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
3 申請書の各欄は、次により記載してください。	3 申請書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。	(3)「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。
(4)「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。 ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。	(4)「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。 ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
(5)「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。）を記載してください。	(5)「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。）を記載してください。
(6)「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。	(6)「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
(7)「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。 ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。	(7)「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。 ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。
(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)「」欄は、記載しないでください。	(9)「」欄は、記載しないでください。
4 この申請書には、次の書類を添付してください。	4 この申請書には、次の書類を添付してください。
(1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類	(1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類
(2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類	(2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類
5 留意事項	<u>（ 追 加 ）</u>
○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改正後				改正前																																																																																																							
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																																																																							
納税地 法人名 代表者名			法第	号	納税地 法人名 代表者名			法第	号																																																																																																		
			平成	年		月	日			平成	年	月	日																																																																																														
				税務署長 財務事務官				税務署長 財務事務官																																																																																																			
				印				印																																																																																																			
特別修繕費の金額等の認定通知書				特別修繕費の金額等の認定通知書																																																																																																							
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる				貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる																																																																																																							
修繕費の金額 期 間 については、下記のとおり認定したので通知します。				修繕費の金額 期 間 については、下記のとおり認定したので通知します。																																																																																																							
認定した 修繕費の金額 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日				認定した 修繕費の金額 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日																																																																																																							
の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。				の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。																																																																																																							
記				記																																																																																																							
<table><thead><tr><th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th><th colspan="2">対象法人名等</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>認定区分</th><th>資産の種類又は名称</th><th colspan="2">金額又は月数</th><th colspan="2"></th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">修繕費の額 金</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">期 間</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">月</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="6">(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。</td></tr></tbody></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等				認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数				修繕費の額 金				円																	期 間				月							(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。						<table><thead><tr><th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th><th colspan="2">対象法人名</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>認定区分</th><th>資産の種類又は名称</th><th colspan="2">金額又は月数</th><th colspan="2"></th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">修繕費の額 金</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">期 間</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">月</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="6">(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。</td></tr></tbody></table>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名				認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数				修繕費の額 金				円																	期 間				月							(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。					
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																																																																																									
認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数																																																																																																									
修繕費の額 金				円																																																																																																							
期 間				月																																																																																																							
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。																																																																																																											
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名																																																																																																									
認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数																																																																																																									
修繕費の額 金				円																																																																																																							
期 間				月																																																																																																							
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。																																																																																																											
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。				この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。																																																																																																							
(規格A4)				(規格A4)																																																																																																							
20.06改正 (法1330)				17.03改正 (法1330)																																																																																																							

改正後	改正前																														
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別修繕費の金額等の認定通知書 1 使用目的 「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>資産の種類又は名称</td><td>認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。</td></tr><tr><td>金額又は月数</td><td rowspan="2">申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。</td></tr><tr><td>期 間</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項目	内 容	本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	資産の種類又は名称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。	金額又は月数	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。	期 間	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別修繕費の金額等の認定通知書 1 使用目的 「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</td></tr><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>資産の種類又は名称</td><td>認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。</td></tr><tr><td>金額又は月数</td><td rowspan="2">申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。</td></tr><tr><td>期 間</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項目	内 容	本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	資産の種類又は名称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。	金額又は月数	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。	期 間	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
項目	内 容																														
本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																														
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																														
資産の種類又は名称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。																														
金額又は月数	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。																														
期 間																															
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																														
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																														
項目	内 容																														
本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。																														
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																														
資産の種類又は名称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。																														
金額又は月数	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。																														
期 間																															
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																														
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。																														

改正後		改正前																																												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																												
納税地 法人名等 代氏 表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 変 更 通 知 書 修繕費の金額 平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 期 間 の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、下記のとおり修繕費の金額 期 間 を変更します。 変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。 記 <table><thead><tr><th colspan="2">変更の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名等</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 金 額 又 は 月 数</td></tr><tr><td colspan="2">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td></tr><tr><td>修 繕 費 の 金 額</td><td colspan="2"></td><td>円</td></tr><tr><td>期 間</td><td colspan="2"></td><td>月</td></tr><tr><td colspan="4">変更の基因となった事由</td></tr></tbody></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額 又 は 月 数	資 産 の 種 類 又 は 名 称		修 繕 費 の 金 額			円	期 間			月	変更の基因となった事由				納税地 法人名 代氏 表者名 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 変 更 通 知 書 修繕費の金額 平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 期 間 の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、下記のとおり修繕費の金額 期 間 を変更します。 変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。 記 <table><thead><tr><th colspan="2">変更の対象が連結子法人の場合</th><th>対象法人名</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 金 額 又 は 月 数</td></tr><tr><td colspan="2">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td></tr><tr><td>修 繕 費 の 金 額</td><td colspan="2"></td><td>円</td></tr><tr><td>期 間</td><td colspan="2"></td><td>月</td></tr><tr><td colspan="4">変更の基因となった事由</td></tr></tbody></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。	変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名		区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額 又 は 月 数	資 産 の 種 類 又 は 名 称		修 繕 費 の 金 額			円	期 間			月	変更の基因となった事由			
変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																												
区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額 又 は 月 数																																											
	資 産 の 種 類 又 は 名 称																																													
修 繕 費 の 金 額			円																																											
期 間			月																																											
変更の基因となった事由																																														
変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名																																												
区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額 又 は 月 数																																											
	資 産 の 種 類 又 は 名 称																																													
修 繕 費 の 金 額			円																																											
期 間			月																																											
変更の基因となった事由																																														
20 . 06 改正		17 . 03 改正																																												

(規格A4)

(規格A4)

改正後	改正前																										
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別修繕費の金額等の変更通知書 1 使用目的 「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</td></tr><tr><td>変更後の金額又は月数</td><td rowspan="2">変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。</td></tr><tr><td>期 間</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	項目	内 容	本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。	変更後の金額又は月数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。	期 間	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 特別修繕費の金額等の変更通知書 1 使用目的 「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文</td><td>「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</td></tr><tr><td>変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</td></tr><tr><td>変更後の金額又は月数</td><td rowspan="2">変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。</td></tr><tr><td>期 間</td></tr><tr><td>調査担当者</td><td>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (追 加)	項目	内 容	本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。	変更後の金額又は月数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。	期 間	調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項目	内 容																										
本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																										
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。																										
変更後の金額又は月数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。																										
期 間																											
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																										
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																										
項目	内 容																										
本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。																										
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。																										
変更後の金額又は月数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。																										
期 間																											
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。																										
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																										